

平成 26 年度定期監査結果に基づき取り組んだ状況（「講じた措置」）

（個表）

個表（1 / 2）

防災対策部	2
戦略企画部	7
総務部	1 1
健康福祉部	2 1
環境生活部	4 1
地域連携部	5 3
農林水産部	6 6
雇用経済部	8 6

個表（2 / 2）

県土整備部	9 6
出納局	1 1 9
企業庁	1 2 3
病院事業庁	1 3 4
議会事務局	1 4 5
監査委員事務局	1 4 8
人事委員会事務局	1 4 9
教育委員会事務局	1 5 0
労働委員会事務局	1 7 7
警察本部	1 7 8

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (実効性のある防災・減災対策の推進)</p> <p>(1) 東日本大震災を機に県民の防災意識は急速に高まったものの、その後、年々低下傾向を示し、台風時等の避難行動や家庭備蓄に対する意識なども十分ではない状況にある。</p> <p>一方で、近年、全国的に局地的大雨や竜巻などの異常気象による災害が頻発している。</p> <p>県では、「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」の見直しと「三重県新風水害対策行動計画（仮称）」の策定に着手しているが、平成26年3月に策定した「三重県新地震・津波対策行動計画」を含め、その周知・啓発を進め、県をはじめ市町や関係機関、県民など、各行動計画の取組主体による着実な防災活動が促進されるよう、実効性のある防災・減災対策に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(防災企画・地域支援課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><b>平成26年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成26年3月に公表した「三重県新地震・津波対策行動計画」については、現在、各取組主体がその目標達成に向けて取り組んでいるところであり、計画の進捗については、10月の県議会常任委員会で報告を行いました。また、より多くの防災関係者に計画の周知を図るため、ホームページによる公開に加え、計画冊子を印刷（2,000部）して配布しました。</p> <p>全国的にも深刻な被害が頻発している風水害への対策については、「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」の大幅な見直しと「三重県新風水害対策行動計画」の策定を行い、3月に公表しました。</p> <p>これら計画の策定にあたっては、三重県防災会議の専門部会となる「防災・減災対策検討会議」を2回開催して有識者から計画への意見を聴き取るとともに、市町防災担当者との意見交換会の開催（14回）及び意見照会、国やライフライン企業等の防災関係機関への意見照会、パブリックコメントを実施するなど、関係部局と連携しながら、計画の実効性を高めるための取組を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>「三重県新地震・津波対策行動計画」については、各取組主体において計画に沿った取組が着実に進められています。</p> <p>また、「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」の見直し及び「三重県新風水害対策行動計画」の策定については、当初の予定どおり作業が進められ、3月に公表しました。</p> <p>両計画には共通の行動項目も数多くあることから、今後は、これら計画に沿って、地震・津波対策と風水害対策を一体的に進めていくこととしています。</p>
<p><b>平成27年度以降（取組予定等）</b></p> <p>新たな計画となる「三重県新風水害対策行動計画」について、計画冊子を印刷し、広く防災関係者に配布してその内容の周知を図るとともに、計画の実践を促します。また、これを機に、改めて「三重県新地震・津波対策行動計画」の啓発及び周知を図ります。</p> <p>関係部局・関係機関と連携して両計画に掲げた行動項目を着実に実践し、毎年、その進捗を県議会常任委員会で報告します。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見          (防災人材の活用による地域防災力の向上)</p> <p>(2) 県内の自主防災組織は、防災活動への参加が一部の住民にとどまっており、また、地域における防災活動を推進する「みえ防災コーディネーター」は活用が十分進んでいない状況にある。          「津波避難に関する三重県モデル」(平成25年3月策定)や「三重県避難所運営マニュアル策定指針」(平成25年1月改定)による取組などを県内各地域に広めていくためには、核となる人材が欠かせないことから、市町や地域のニーズに応えられるよう、防災人材の育成とその活用を促進し、地域防災力の向上を図りたい。          (防災企画・地域支援課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><b>平成26年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成26年4月に三重県と三重大学が共同して設置した「みえ防災・減災センター」において、これまで県が育成した、みえ防災コーディネーターなどの防災人材がその知識や技能を十分に発揮し、一層、地域の防災・減災活動に活発に取り組むための仕組みとして、8月に「みえ防災人材バンク」を新たに創設しました。</p> <p>(2) 「みえ防災・減災センター」において、みえ防災コーディネーター育成講座修了者を対象とした講座として、「みえ防災コーディネーターコース」を新たに開講し、地域での活動に役立つ実践的な演習や防災・減災に関する最新の情報の習得を通じて、みえ防災コーディネーターのスキルアップを図りました。</p> <p>(3) 防災現場における男女共同参画の促進と、地域等において女性の視点を取り入れた防災活動が行われることを目的に、女性に限定したみえ防災コーディネーターの新規育成を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 「みえ防災人材バンク」に112名が登録(平成27年3月末現在)され、延べ21人の登録者が地域や学校での支援活動(平成27年3月末現在)を行いました。</p> <p>(2) 「みえ防災コーディネーターコース」に、14名のみえ防災コーディネーターが受講し、実践演習等を通じて、みえ防災コーディネーターのスキルアップが図られました。</p> <p>(3) 女性に限定したみえ防災コーディネーター育成講座では、新たに31名の修了者をみえ防災コーディネーターに認定しました。</p> <p>(参考)          「みえ防災人材バンク」は、まず、コーディネーターなどの防災人材が自らの活動可能な防災・減災活動を登録し、そして、センターにおいて、県、市町、企業、地域などからの防災活動に関する協力・支援の依頼を受け、これに対し「みえ防災人材バンク」に登録された防災人材を紹介し、マッチングすることで、防災人材には活動の場の提供を行うとともに、依頼者に対しては防災・減災活動への支援を行うものです。</p>
<p><b>平成27年度以降(取組予定等)</b></p> <p>(1) 「みえ防災人材バンク」への登録者を増やす取組を行うとともに、市町や地域等において実施する防災活動の情報を積極的に収集し、市町や地域への人材の紹介を行うことで、登録者に活動の場を提供します。</p> <p>(2) 引き続き、みえ防災コーディネーターがスキルアップを図る場の提供や、みえ防災コーディネーターの新規育成を行います。</p> <p>(3) 地域における「津波避難に関する三重県モデル」や「避難所運営マニュアル策定」の取組への実地支援などの取組に防災人材を積極的に活用することで、地域の防災・減災力のさらなる向上を図ります。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 支出に関する事務          業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 平成 25 年度三重県消防学校救急科教育病院研修委託</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。</li> <li>・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(消防学校)</p> <p>イ 旅 費</p> <p>(1) レスキューデイズジャパン受講</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(消防学校)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容          契約書の記載内容について再確認を行い、内部打合せにおいて周知徹底を図りました。また、旅費については指摘のあった復命書を総合文書管理システムに登録するとともに、総合文書管理システムを利用して決裁をするように周知徹底を図りました。</p> <p>2 取組の成果          上記改善策の実施により、担当職員及び関係職員の意識向上を図り、適正な事務執行に努めました。</p>
<p><b>平成 27 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>平成 27 年度以降においても、上記改善策を引き続き実施することにより適正な事務執行に努めます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 財産管理等の状況  財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 金品亡失（損傷）</p> <p>(1) パソコンの損傷（廃棄：取得価格 121,779 円） (防災企画・地域支援課)</p> <p>(2) 公用車の損傷（修理代 187,729 円） (災害対策課)</p>
講じた措置
<p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 飲み物がパソコンにかかり、操作不能になったものです。今後、同様の事例が発生することのないよう、職員に対し注意喚起を行いました。</p> <p>(2) 用務先駐車場への進入に際し、車両をコンクリート壁面に接触させ、バンパー部を損傷したものです。職員に対し、公用車運転時の安全確認について、注意喚起を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 物品の取り扱いや管理についての意識づけが図られました。</p> <p>(2) 職員への安全運転に係る意識づけが図られました。</p>
<p><b>平成 27 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>部内会議等を通じ県有財産の適正な管理意識や交通安全意識についての注意喚起を行うなど、日常的な意識づけにより、金品や公用車の損傷事故の防止を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 事務管理体制</p> <p>(ア) 工事、物件等における入札中止状況</p> <p>事務処理誤りにより入札を中止した事案が4件あったので、今後、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 物件等で入札を中止したものが1件あった。 (防災対策総務課)</p> <p>(2) 工事等で入札を中止したものが1件あった。 (消防・保安課)</p> <p>(3) 物件等で入札を中止したものが2件あった。 (防災企画・地域支援課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成26年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>三重県物件等電子調達システムへの登録誤り等により、入札を中止したものです。入札事務の執行に関し、複数の職員により登録情報の確認を行うなど、事務処理誤りの再発防止について周知徹底を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>入札事務処理誤りの再発防止に係る意識づけが図られました。</p>
<p><u>平成27年度以降（取組予定等）</u></p> <p>入札事務の適正な執行に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見  （「みえ県民カビジョン・行動計画」の推進及び進行管理）</p> <p>(1) 県民指標である「各施策の『県民指標』の達成割合」が目標値 70.0%に対し実績値 46.4%（平成 24 年度実績値 48.2%）、「各施策の『県の活動指標』の達成割合」が目標値 80.0%に対し実績値 62.6%（同 60.9%）、「『選択・集中プログラム』の数値目標の達成割合」が目標値 80.0%に対し実績値 45.0%（同 50.0%）であり、昨年度に引き続きいずれも未達成となっている。  『幸福実感日本一』の三重の実現に向け、未達成の要因分析を行い、各施策、取組等の目標が達成されるよう、今後も引き続き、的確に進行管理されたい。  （企画課）</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「みえ県民カビジョン」に掲げる理念や目標を着実に推進するための仕組みである「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」を平成 25 年度から本格的に運用しています。その中の重要な仕組みである春と秋の政策協議を通じて「みえ県民カビジョン」の進行管理に努めました。</p> <p>(2) 「春の政策協議」では、「選択・集中プログラム」と施策等について、前年度の取組の評価を行うとともに、その成果と残された課題、平成 26 年度の取組方針の確認を行い、「平成 26 年版成果レポート」として取りまとめ、公表しました。</p> <p>(3) 「平成 26 年版成果レポート」で、新たに進展度 C（あまり進まなかった）とされた 2 施策（その他 1 施策は継続分）については、昨年度に設置した「事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）」において、外部有識者から事業のあり方や事業の見直しに関するご意見をいただきました。今後、いただいた意見を参考に、必要に応じて事業の見直しにつなげていくこととしています。</p> <p>(4) 「秋の政策協議」では、「選択・集中プログラム」の本年度の間評価と翌年度の取組の方向性を協議するとともに、社会情勢の変化等へ対応するために必要な個別検討課題、重点化施策の選定や進展度が遅れている施策について協議し、その協議結果を踏まえ、「平成 27 年度三重県経営方針（暫定版）」を取りまとめました。</p> <p>(5) 「平成 27 年度三重県経営方針（暫定版）」において、「平成 27 年度における県政の考え方」として、「平成 27 年度は『みえ県民カビジョン・行動計画』の最終年度にあたるため、目標達成に向けてオール県庁で必達意識をもって県政の諸課題の解決を着実に進める」と明記し、各部局に周知しています。</p> <p>(6) 各部局の政策課題の解決や政策立案を支援するため、経営戦略会議における意見等を適宜、情報提供するとともに、政策アドバイザー制度の的確な運用に努めました。</p> <p>2 取組の成果  政策協議や経営戦略会議、政策アドバイザー制度の運用などを通じて、各部局に対し、必要な支援、助言等を行いました。引き続き施策等の目標達成に向け、的確な進行管理を行います。  （企画課）</p>
<p><b>平成 27 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」に基づき、政策協議等を通じた的確な進行管理を行います。特に平成 27 年度は「みえ県民カビジョン・行動計画」の最終年度にあたるため、春の政策協議においては、26 年度評価に加え、最終目標の達成見通しを確認したうえで、最終年度（27 年度）の取組方向を決定します。加えて、新たに春の政策協議における二役等からの指示事項に対する各部局の対応状況を、戦略企画部で確認、フォローすることにより、「みえ県民カビジョン・行動計画」の最終目標の達成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年 4 月下旬（予定） 春の政策協議の実施</li> <li>・平成 27 年 6 月頃（予定） 春の政策協議後のフォローの実施</li> <li>・平成 27 年 8 月下旬～9 月上旬（予定） 秋の政策協議の実施</li> </ul> <p style="text-align: right;">（企画課）</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (地方人口維持への戦略強化)</p> <p>(2) 県では、人口減少問題について、これまでも少子化対策に重点的に取り組むとともに、雇用確保のための産業振興や南部地域の活性化等に取り組んできている。</p> <p>このような中、平成 26 年 5 月に「日本創成会議・人口減少問題検討分科会」により将来人口推計が発表され、地方人口の急減等により、存続が困難になる自治体が生じるとの予測が示され、特に南部地域においては危機的な状況となっている。</p> <p>国においては、人口減社会に対応するため、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、今年度は総合戦略を策定することとしており、地方においても県版の総合戦略の策定を求められる見込みである。</p> <p>人口減少問題への対応は、中長期を見据え、産業、教育、医療、福祉等さまざまな分野での対応が必要であり、部局横断的な幅広い視点での政策が必要である。</p> <p>このため、県版の総合戦略の策定にあたっては、過疎対策、東紀州振興施策や南部地域活性化策などこれまでの施策も十分に検証したうえで、実効ある施策が講じられるよう取り組まれない。(企画課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>人口減少には、出生数の減少による自然減と転出超過による社会減の二つがありますが、自然減への対応については、少子化対策として、既に重点的な取組を始めています。一方、社会減への対応については、雇用確保のための産業振興策に加え、南部地域活性化の取組や若者の就労支援など、個別の政策としては従来から取り組んできましたが、流出傾向に歯止めがかかっていないのが現状です。このことから、従来の取組に加えて、人口の社会移動の契機となる、進学時の対応としての「学ぶ」、就職・転職時の対応としての「働く」、そして、それらのベースでもあり、人を惹きつける魅力ある地域としての「暮らす」のライフシーンごとに、幅広い視点からの対策の検討を進めています。</p> <p>(1) 三重県経営戦略会議 平成 26 年 2 月に開催された平成 25 年度第 4 回「三重県経営戦略会議」において、「『極点社会』の回避のために」をテーマに議論を行って以降、若者の流出防止策など人口社会減対策等をテーマに議論を実施しました。</p> <p>(2) 県内高等教育機関の長と知事との意見交換会 大学進学時の県外流出が課題となっていること、県内高等教育機関は「働く」や「暮らす」場面において地域の魅力向上に大きな影響を与えることから、県内高等教育機関と県とで人口の社会減に関する認識・課題を共有し、県の政策や各高等教育機関の独自の取組につなげていくため、「県内高等教育機関の長と知事との意見交換会」を 7 月に設置し、2 月までに 3 回開催しました。</p> <p>(3) 「三重県人口ビジョン（仮称）」及び「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」の策定に向けた取組 ① 県版の人口ビジョン及び総合戦略の策定に向け、全庁を挙げて取り組む体制を整備するため、1 月に知事を本部長とする「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部」を立ち上げ、3 月までに 3 回開催しました。 また、幅広い関係者の方から意見をいただくため、住民代表や産業界、行政機関、大学、金融機関、労働団体、メディアの代表者等で構成する「三重県地方創生会議」を 3 月に立ち上げました。 ② 三重県における人口の現状分析及び将来展望を示す県版人口ビジョンの骨子案を作成するとともに、これまでの施策を踏まえ、現状と課題、基本的な取組方向等を整理し、県版総合戦略の骨子案を作成しました。</p> <p>(4) 国への政策提言 11 月の「国への提言・提案」において、企業の本社機能等の地方への分散、大学の地方への分散（収容力向上を含む）及び魅力の向上・充実に向けた支援、地方の実情に合わせて自治体が自由に使うことができる新たな交付金の創設など、「学ぶ」「働く」「暮らす」の充実に向けた取組の実施を働きかけました。</p> <p>(5) 交付金を活用した事業 国に提言していた地方の実情に合わせた自由度の高い交付金が「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」として創設されたため、緊急的な事業や効果が高い事業、中長期的な視点での仕組みづくりなど、県版の総合戦略に盛り込むことが確実な取組を中心に、先行的に平成 26 年度補正予算で事業化しました。</p> <p>2 取組の成果 人口の社会減対策について、有識者や県内高等教育機関の長等から意見をいただくとともに、高校 2 年生とその保護者を対象としたアンケート調査の実施等により、課題の把握・分析を進めました。また、新たに創設された交付金を活用して、先行的な取組を事業化するとともに、「三重県人口ビジョン（仮称）」及び「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」の骨子案を 3 月に作成しました。(企画課)</p>
<p><b>平成 27 年度以降（取組予定等）</b></p>
<p>(1) 「三重県人口ビジョン（仮称）」及び「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」の策定 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部」及び「三重県地方創生会議」を中心に議論を行い、市町等と連携の上で、平成 27 年度の早期に県版の人口ビジョン及び総合戦略を策定します。総合戦略の策定にあたっては、従来の施策を十分に検証した上で、これまでの延長線上ではない実効性のある取組となるよう、検討を進めます。</p> <p>(2) 「まち・ひと・しごと創生」の推進に向けた取組 「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」等を活用して、先行的に「まち・ひと・しごと創生」の推進に取り組むとともに、少子化対策、地域再生計画等に係る取組を一体的に展開します。(企画課)</p>



<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 事務管理体制</p> <p>(ア) 工事、物件等における入札中止状況</p> <p>事務処理誤りにより入札を中止した事案が3件あったので、今後、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 物件等で入札を中止したものが1件あった。 (秘書課)</p> <p>(2) 物件等で入札を中止したものが1件あった。 (政策提言・広域連携課)</p> <p>(3) 物件等で入札を中止したものが1件あった。 (広聴広報課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成26年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)～(3)</p> <p>戦略企画総務課より部内各所属の入札事務に従事する関係職員に対し、改めて入札事務の執行について慎重を期するよう注意喚起(平成26年10月3日)を行うとともに、入札スケジュールの管理や入札公告添付ファイルの内容確認など、複数人によるチェックの徹底について確認を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(3)</p> <p>適正な入札事務の執行に対する職員の意識が高まるとともに、適切なチェック体制のもとで事務処理が行われています。 (秘書課、政策提言・広域連携課、広聴広報課)</p> <p><b>平成27年度以降(取組予定等)</b></p> <p>(1)～(3)</p> <p>引き続き、入札事務の執行における複数人によるチェックを徹底し再発防止に努めます。 (秘書課、政策提言・広域連携課、広聴広報課)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 事務管理体制</p> <p>(イ) その他事務管理体制</p> <p>事務管理体制について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 旅行依頼書に旅行者の印又はサインがないものが散見された。 (企画課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>戦略企画総務課より該当課ならびに部内各所属の職員に対し、旅行依頼書への旅行者の押印又はサインの徹底について、文書（平成 26 年 8 月 5 日付け事務連絡）による注意喚起を行いました。</p> <p>また、各経理担当においては、押印又はサインにかかるチェックの徹底について、改めて確認を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>各所属の事業担当においては旅行依頼書への押印又はサインの必要性が認識され、注意喚起以降の旅行依頼において押印等の漏れは発生していません。 (企画課)</p> <hr/> <p><b>平成 27 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>引き続き、各経理担当によるチェックを徹底する中で再発の防止に努めます。 (企画課)</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (服務規律の徹底)</p> <p>(1) 平成 25 年度の懲戒処分については、前年度の 10 人から減少し、4 人の知事部局職員がセクシャルハラスメント等で処分されている。</p> <p>また、平成 26 年度においては、無免許運転等による人身事故を起こした職員が、失職していたにもかかわらず、その事実を隠して勤務を続けていたという事案が判明している。</p> <p>これらの事案は、職員のコンプライアンス意識の欠如が原因の一つとしてあげられることから、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図るとともに、県民の信頼を確保する観点から、今後このような事案が発生することのないよう、職員研修の強化・拡充に引き続き取り組み、服務規律を徹底して再発防止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(人事課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>コンプライアンスを意識して業務を遂行する組織文化、風土としていくことをめざして、引き続き下記のとおり「日々の職場におけるコンプライアンス意識の向上」＝「コンプライアンスの日常化」に取り組むとともに、無免許運転の再発防止を図るため、免許所持の確認及び免許取消処分・免許停止処分を受けた場合の所属長報告を義務付けました。</p> <p>(1) 各所属におけるコンプライアンスの推進 組織マネジメントシートにおける「コンプライアンスの確立に向けた意識向上」の取組</p> <p>(2) 全所属におけるコンプライアンス・ミーティングの実施 (年 3 回)</p> <p>(3) 研修の充実 (拡充) 階層別研修、巡回法務・コンプライアンス研修、出前研修等の回数を増やし、具体的課題への対応を内容とするよう努めた。また、定期法務研修を新たに実施した。</p> <p>(4) コンプライアンス関連事例の収集及びその周知</p> <p>(5) リーガル・サポート 法律相談、法務研修 (再掲)、メルマガの発行などの取組を継続し、グループウェアやイントラネットを活用した情報提供を充実するとともに、行政手続・争訟に関する情報 (関係条文、逐条解説、解説・Q&amp;A 等) について、速やかに検索できる WEB サービスを導入し、職員の法令習熟度の向上に取り組みました。</p> <p>(6) その他実施した施策 ①職員の自己検証のためのコンプライアンスチェックシートの更新 ②三重県職員クレドカードの携帯及び幹部職員による庁内放送</p> <p>また、不祥事の発生防止を徹底するとともに、綱紀の厳正な保持、服務規律の確保に向けてより一層努力するよう、下記のとおり総務部長通知を発出するとともに、適切な事務処理の確保について、危機管理課、人事課連名で注意喚起を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の綱紀粛正について (依命通知) 平成 26 年 11 月 26 日</li> <li>・衆議院議員総選挙における職員の服務規律の確保について (通知) 平成 26 年 12 月 1 日</li> <li>・職員の綱紀粛清について (依命通知) 平成 27 年 3 月 2 日</li> <li>・統一地方選挙における職員の服務規律の確保について (通知) 平成 27 年 3 月 13 日</li> </ul> <p>2 取組の成果</p> <p>上記の取組により、職員からは、「服務規程等を確認するよいきっかけとなった」「改めて見つめ直すよい機会となった」「繰り返すことにより、コンプライアンス意識は確かに向上しているのではないか」などの意見が寄せられ、コンプライアンス意識の向上に役立っていると考えます。</p> <p>また、巡回法務・コンプライアンス研修 (20 回) や新たに実施した定期法務研修 (12 回) 等は、アンケート結果からも高い評価を得ており、職員のコンプライアンス意識、法令習熟度の向上につながったと考えます。</p>
<p><b>平成 27 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>職員に服務規律の確保やコンプライアンス意識を徹底するためには、継続的な取組が必要であることから、引き続き、意識向上、注意喚起の取組を行います。</p> <p>また、同様に、リーガル・サポートの取組を通じて、職員の法令習熟度の向上に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (物品の適正管理)</p> <p>(2) 物品の金品亡失(損傷)については、平成25年度の報告件数(※)は254件となっており、前年度と比較して29件増加している。この中には、不注意が原因と思われる火災によるものも含まれている。 引き続き、各所属に対し、金品亡失(損傷)の未然防止及び物品の適正な管理を行うよう、指導されたい。 (※) 報告件数は災害による被害を除く。</p> <p style="text-align: right;">(人事課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成26年度</b></p> <p>1 実施した取組内容 課長補佐級昇任時研修等におけるコンプライアンス研修の中で、物品の適正な保管・管理に関する研修を実施しました。 また、平成26年度も会計管理者兼出納局長との連名による依命通知を发出し、金品の適正な管理について注意を喚起しました。(平成26年5月30日)</p> <p>2 取組の成果 依命通知に併せ、人事関係の会議(各部局総務課長会議、班長会議、担当者会議など)で注意を喚起することで、財務事務の適正化に向けた法令遵守の意識を一層徹底することができました。</p> <hr/> <p><b>平成27年度以降(取組予定等)</b> 物品の適正管理に向け、職員の意識を高揚し、物品の適正な取扱いを徹底するためには、継続的な取組が必要であることから、平成27年度以降も、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (持続可能な財政運営基盤の確立) (3) 平成 25 年度の県財政については、建設地方債等の県債残高は減少しているものの、臨時財政対策債等を含めた県債残高の総額は引き続き増加している。また、経常収支比率は 96.1%と前年度に比べて 1.2 ポイント、実質公債費比率についても 14.6%と前年度に比べて 0.5 ポイント上昇している。 本県の財政状況は、歳入面では県税収入の一定の増加が見込まれるものの、これまで歳出の財源として活用してきた各種の特定目的基金の残高が大きく減少しており、歳出面では社会保障関係経費や公債費が増加するなど、極めて厳しい状況にある。 こうしたことから、徹底した事業の見直しを行うとともに、収収確保対策や多様な財源確保策を進めることにより、可能な限り県債発行の抑制に努め、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政の基盤を確立されたい。 (財政課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><b>平成 26 年度</b></p>
<p>1 実施した取組内容 将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営を確立するため、平成 26 年度末の臨時財政対策債等を除く県債残高を、平成 23 年度末よりも減少させる目標の達成にむけて、中期財政見通しで示した発行額の範囲内に県債発行を抑制しました。 平成 26 年度 (最終補正後) における県債残高 8,049 億円 (参考) 中期財政見通しで示した平成 26 年度末県債残高 8,185 億円  平成 27 年度当初予算編成では、これまで 2 ヶ年実施してきた新しい予算編成プロセス (※) を円滑に運用し、事業の選択と集中を更に進めることで、メリハリのある予算をめざしました。 (※) 平成 25 年度当初予算編成で従来の施策別財源配分制度の廃止や知事と部局長の協議の場の充実などの見直しを行うとともに、平成 26 年度当初予算編成では、新たに、従来の一律のシーリングを見直し、少子化対策に資する施策を重点化施策として設定。  さらに、多様な財源確保策としては、公用車への広告掲載、県行造林におけるオフセット・クレジット制度による CO2 売買、ホームページへのバナー広告、共通使用封筒への広告、自動販売機の設置場所の貸付などに引き続き取り組みました。県有施設へのネーミングライツについては、三重県営鈴鹿スポーツガーデン、三重県営総合競技場についてネーミングライツ・パートナーを募集した結果、パートナーを三重交通グループホールディングス株式会社、愛称を「三重交通 G スポーツの杜鈴鹿」、「三重交通 G スポーツの杜伊勢」とすることに決定し、10 月 1 日から導入しました。契約条件は、1 施設あたり年間 500 万円 (2 施設合計年間 1,000 万円)、10 年間契約、総額 1 億円となっています。</p> <p>2 取組の成果 「みえ県民力ビジョン・行動計画」の目標達成に向けた諸課題の解決の着実な推進、社会情勢の変化等を踏まえた諸課題への的確な対応、国の経済対策を活用した事業実施のための予算措置を行いました。 また、新しい予算編成プロセスを円滑に運用し、限られた財源を柔軟に無駄なく配分しメリハリのある予算編成を実現するとともに、県債発行の抑制に配慮した当初予算編成を行った結果、中期財政見通しで示した残高を下回ることとなりました。 なお、多様な財源確保策に取り組んだ結果、平成 26 年度は 1 億 3,499 万円の収入見込み (決算見込み) となっています。</p>
<p><b>平成 27 年度以降 (取組予定等)</b></p>
<p>平成 27 年度当初予算は「みえ県民力ビジョン・行動計画」の最終年度にあたるため、目標達成に向けてオール県庁で必達意識をもって県政の諸課題の解決を着実に推進することを基本方針とし、「平成 27 年度三重県経営方針 (最終案)」を踏まえて、当初予算を編成しました。 今後も引き続き、三重県行政改革取組の財政運営の改革に掲げた取組を着実に推進し、将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政基盤の確立をめざします。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (県税及び県税以外の未収金対策) (4) 平成 25 年度における県税 (加算金を含む) の収入未済額は、5,464,385,087 円であり、前年度に比べて 637,909,719 円 (△10.5%) 減少しているものの依然として多額となっている。 特に、県税の収入未済のうち 83.9% (前年度 84.3%) が個人県民税の収入未済であり、県税の収入未済における大きな割合を占めているので、引き続き地方税法第 48 条の規定に基づく徴収等の特例を活用した直接徴収の実施、一部事務組合三重地方税管理回収機構との連携、特別徴収義務者の全指定など、徴収確保に努められたい。 また、県税以外の未収金が 6,992,601,665 円あるため、県が有する債権の管理及び徴収に関し必要な事項を定めた「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等の諸規定に基づく債権管理事務及び債権処理計画の進捗管理を適切に行い、県全体の未収金が縮減されるよう、各部局に対し指導されたい。(財政課、徴収確保課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 個人県民税対策</p> <p>① 平成 22 年度より、徴収確保課内に設置した個人住民税特別滞納整理班で地方税法第 48 条の規定に基づく個人住民税 (県民税と町民税) の直接徴収を県・市町が連携し実施しました。</p> <p>② 企業等が従業員等の個人住民税を一括して市町に納入する「特別徴収」について、県・市町が連携して、関係団体への働きかけを行い、平成 26 年度から県内全市町一斉に特別徴収義務者の指定徹底を開始しました。</p> <p>③ 県税職員研修への市町職員の参加受け入れを行い徴収技術の向上を図りました。(徴収確保課)</p> <p>(2) 高額滞納事案の滞納整理 徴収確保課内の特別徴収機動担当と各県税事務所が連携して滞納処分の強化を図り、県税収入の確保に取り組みました。(徴収確保課)</p> <p>(3) 税外の未収金対策 県税以外の未収金について、平成 25 年度に策定した「債権処理計画 (目標)」に対する「債権処理計画 (実績)」と平成 26 年度の「債権処理計画 (目標)」を、決算にあわせ議会で説明するとともに公表しました。 また、各部局が「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づき適切な債権管理や未収金の縮減が図れるよう債権管理事務の取扱いの徹底やインターネット上の公開を行う取組を実施したほか、債権管理推進会議を開催して部局間で課題や平成 26 年度に行う条例に基づく私債権の放棄についての情報共有を行いました。(財政課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 個人県民税対策【平成 27 年 2 月末実績】</p> <p>① 地方税法第 48 条の規定に基づく個人住民税の直接徴収 ・処理額 (納付・差押・納付約束等、市町予告効果含む) 約 10 億 200 万円 (うち、徴収額約 5 億 4,500 万円)</p> <p>② 特別徴収加入促進と指定徹底の取組実績 特別徴収義務者の指定を徹底した結果、本県における給与所得者に占める特別徴収の割合は、86.1%となり、平成 21 年度の取組開始時と比較して 20.1 ポイントの増加 (うち昨年度比 13.0 ポイント増加) となりました。 今回の指定徹底により、年間ベースで個人住民税約 7 億円、個人県民税約 2.8 億円の増収効果が見込まれます。</p> <p>③ 県税職員研修への市町職員の参加受入実績 研修開催 7 回 市町職員等延べ参加人数 259 人 (徴収確保課)</p> <p>(2) 高額滞納事案の滞納整理【平成 27 年 2 月末実績】</p> <p>① 徴収・差押など処理済額 約 7,500 万円 (うち、徴収額約 6,500 万円)</p> <p>② 搜索等及び公売実施状況 搜索等回数: 51 回 公売状況: 48 件を公売し 22 件が落札 売却額約 850 万円 (徴収確保課)</p> <p>(3) 税外の未収金対策 ・平成 25 年度債権処理計画 (実績) 及び、平成 26 年度債権処理計画 (目標) の説明及び公表 ・徴収強化月間、債権管理自己検査及び私債権の放棄の実施 (財政課)</p> <p><b>平成 27 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>(1) 個人県民税対策</p> <p>① 三重県地方税管理回収機構は平成 27 年度から、これまで的高額滞納事案に加え、個人住民税をはじめとする少額滞納事案を対象とする新たな取組を開始します。この新たな取組は県が実施してきた個人住民税の直接徴収より、さらなる徴収効果が見込めるもので、県は機構の新たな取組を支援し、取組の重複する住民税班を廃止することとします。</p> <p>② 平成 26 年度に開始した特別徴収義務者の指定の徹底については、県内全市町が法定要件にそって実施し、制度の定着が図られるよう引き続き取組を進めます。指定の徹底に伴う課題等や特別徴収義務者の滞納対策については、研究会等を中心に引き続き市町と連携して対応策を検討していきます。</p> <p>③ 県税職員研修への市町職員の参加受入 (徴収確保課)</p> <p>(2) 高額滞納事案の滞納整理 特別徴収機動担当と各県税事務所が連携し、引き続き滞納処分の強化を図り、県税収入の確保に努めます。(徴収確保課)</p> <p>(3) 税外の未収金対策 引き続き「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づき、可能な限り年度を超えないよう発生年度内の早期の回収に努めるとともに、債権処理計画の策定などの取組を実施し、未収金の縮減に取り組みます。(財政課)</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 不動産取得税について、登記内容の確認が不十分であったことによる課税額誤りがあった。<span style="float: right;">(四日市県税事務所)</span></p> <p>(2) 同姓同名の別人同士を誤って「あて名統合」したことにより、自動車税口座振替通知書が別人に郵送された。<span style="float: right;">(津総合県税事務所)</span></p> <p>(3) 滞納処分の執行停止後時効をむかえて不納欠損処分を行ったものについて、財産調査が不十分なものがあつた。<span style="float: right;">(松阪県税事務所)</span></p> <p>(4) 延滞金の収納時において、完納情報の確認が不十分であったため二重納付となったものがあつた。<span style="float: right;">(松阪県税事務所)</span></p> <p>(5) 不動産取得税減額通知書の送達に際して、減額後税額が納付済であるにもかかわらず、誤って納付書を添付していた。<span style="float: right;">(松阪県税事務所)</span></p>
<p>講じた措置</p>
<p><b>平成26年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(1) 持分取得の場合には、調査書兼入力票に記載した持分を青い○で囲んで強調すること、および計算時、入力時に登録免許税の課税価格と控除前課税標準額を確認することにより、持分見落としによる課税誤りを防止する措置を講じました。<span style="float: right;">(四日市県税事務所)</span></p> <p>(2) 県税マネジメントシステム不適合サービス管理規定及び是正処置管理規定に従って、不適合発生報告書の作成と是正処置の検討を行い、課内ミーティングにおいて全員に注意喚起を促すとともに、今後「あて名統合」は滞納者のみに限定し、行う際は住民票等で住所・氏名・生年月日を十分に確認して行うようにすることで再発の防止に努めました。<span style="float: right;">(津総合県税事務所)</span></p> <p>(3) 平成26年6月5日の納税課ミーティングにおいて担当者全員に注意喚起を促すとともに、前年度までの業務の進め方を検証・見直し、再発の防止に努めました。<span style="float: right;">(松阪県税事務所)</span></p> <p>(4) 県税マネジメントシステム不適合サービス管理規定及び是正処置管理規定に従って、不適合発生報告書の作成と是正処置の検討を行い、担当者に注意喚起を促すとともに、再度チェック内容の確認を実施することで再発の防止に努めました。<span style="float: right;">(松阪県税事務所)</span></p> <p>(5) 県税マネジメントシステム不適合サービス管理規定及び是正処置管理規定に従って、不適合発生報告書の作成と是正処置の検討を行い、調定処理後の減額受付分については、「不動産取得税納通送前減額受付確認表」を作成し管理することにしました。また納付書等を作成した場合は、ダブルチェックをかけることで再発の防止に努めました。<span style="float: right;">(松阪県税事務所)</span></p> <p>2 取組の成果</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(1) (2) (3) (4) (5) 同様の事例は発生していません。<span style="float: right;">(四日市県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所)</span></p>
<p><b>平成27年度以降(取組予定等)</b></p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(1) 今後も、引き続き持分を青い○で囲むこと、計算時、入力時に登録免許税の課税価格と控除前課税標準額を確認することにより、再発の防止に努めます。<span style="float: right;">(四日市県税事務所)</span></p> <p>(2) 引き続き、「あて名統合」については統合する際に住民票等で住所・氏名・生年月日を十分確認し実施することで、再発の防止に努めていきます。<span style="float: right;">(津総合県税事務所)</span></p> <p>(3) 引き続き、担当者全員に注意喚起を促し、再発の防止に努めていきます。<span style="float: right;">(松阪県税事務所)</span></p> <p>(4) 引き続き、担当者に注意喚起を促すとともに、再度チェック内容の確認を実施することで再発の防止に努めていきます。<span style="float: right;">(松阪県税事務所)</span></p> <p>(5) 引き続き、調定処理後の減額受付分については、「不動産取得税納通送前減額受付確認表」により管理します。また、納付書等を作成した場合は、ダブルチェックをかけることで再発の防止に努めていきます。<span style="float: right;">(松阪県税事務所)</span></p>

<p>監査の結果</p>	
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 鈴鹿庁舎音声触知案内盤更新業務委託(特命随意契約)において、予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (鈴鹿地域防災総合事務所)</p> <p>イ 公共工事</p> <p>(1) 三重県熊野庁舎浄化槽ブローア一室 建築他工事において、リサイクル認定製品の「認定製品一覧表(総括表)」「該当製品なし」と表記が設計書に添付されていなかった。 (管財課)</p> <p>(2) 三重県桑名庁舎本館棟 トイレほか改修工事において、リサイクル認定製品の「認定製品一覧表(総括表)」「該当製品なし」と表記が設計書に添付されていなかった。 (管財課)</p> <p>ウ 物品等購入</p> <p>(1) 支出命令書に納品書が添付されていないものがあった。 (人事課)</p> <p>エ その他支出事務</p> <p>(1) 給料等の支払誤りにより歳出入入を行っていた。 (人事課)</p>	
<p>講じた措置</p>	
<p><b>平成26年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 予定価格における積算根拠が明確になっているか複数チェックを行うなど、チェック体制の強化を徹底しました。 (鈴鹿地域防災総合事務所)</p> <p>イ 公共工事</p> <p>(1)(2) リサイクル認定製品にかかる認定製品一覧表(総括表)を設計書に添付する必要があることを所属内関係職員に再度周知し、設計書作成時に添付されていることを工事施行伺い時に確認するよう徹底しました。 (管財課)</p> <p>ウ 物品等購入</p> <p>(1) 納品書の受領および支出書類への添付について徹底しました。 (人事課)</p> <p>エ その他支出事務</p> <p>(1) 給料等の支払時における算定誤り等を防止するため、より慎重な事務処理及びチェックを行うよう徹底しました。 (人事課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 同様の事案は発生していません。 (鈴鹿地域防災総合事務所)</p> <p>イ 公共工事</p> <p>(1)(2) 同様の事案は発生していません。 (管財課)</p> <p>ウ 物品等購入</p> <p>(1) 支出命令書への納品書添付について、適正に事務処理しています。 (人事課)</p> <p>エ その他支出事務</p> <p>(1) 支払誤りを防止するため、慎重な事務処理に努めています。 (人事課)</p>	
<p><b>平成27年度以降(取組予定等)</b></p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 引き続き、適切な会計事務が行われるようチェックの強化を図っていきます。 (鈴鹿地域防災総合事務所)</p> <p>イ 公共工事</p> <p>(1)(2) 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き、関係職員への周知徹底と、工事施行伺い時の確認強化に努めます。 (管財課)</p> <p>ウ 物品等購入</p> <p>(1) 引き続き、適正な事務処理に努めます。 (人事課)</p> <p>エ その他支出事務</p> <p>(1) 支払誤りが生じることのないよう、引き続き、適正な事務処理に努めます。 (人事課)</p>	



監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費 人件費について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい</p> <p>(1) 住居手当の認定に必要な書類が添付されていなかった。(7件)  (2) 住居手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった。(1件)  (3) 住居手当に係る認定時の書類に一部確認できない事項があった。(1件)  (4) 通勤手当の通勤距離の認定に誤りがあった。(1件)  (5) 通勤手当の通勤経路及び通勤距離の認定に誤りがあった。(1件)  (6) 通勤手当の事後確認時の書類に一部確認できない事項があった。(2件)  (7) 通勤手当の支給額に誤りがあった。(1件)</p> <p style="text-align: right;">(総務事務課)</p>
講じた措置
<p><b>平成26年度</b></p> <p>1 実施した取組内容 監査の指摘を受けた職員の各種手当については、総務事務集中化時に引継ぎを受けた各所属での認定分も含めて再審査を行い、認定の適・不適を確認し、不適なものについて以下のとおり修正を行いました。</p> <p>(1)(2)(3)(6) 各種手当(住居手当、通勤手当)の認定に必要な書類及び事後確認書類の不備については、該当職員に必要な証明書類等の提出を求め、手当の支給が適正であることを確認したうえで、書類を整備しました。  (4)(5) 通勤手当の経路及び距離については、総務事務システムの道路ナビを参考に認定経路及び距離を変更しました。  (7) 通勤手当の過払い分について、会計規則に基づき速やかに返納の事務処理を行いました。</p> <p>2 取組の成果 各種手当の支給要件の確認や添付する証明書等に留意のうえ、適正な事務処理に努めました。 通勤手当の過払い分については返納されたことを確認しました。 通勤手当の認定誤りについては精算されたことを確認しました。</p>
<p><b>平成27年度以降(取組予定等)</b> 各種手当の認定、事後確認について、引き続き、給与条例等に基づき適正に執行するよう努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 公有財産使用許可台帳が作成されていなかった。 (伊賀地域防災総合事務所)</p> <p>イ 物品等の管理状況</p> <p>(1) 物品標示票がはがれているものがあった。 (人事課)</p> <p>(2) 物品標示票が貼付されていないものがあった。 (四日市県税事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成26年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) これまで一覧表で整理をしていましたが、三重県公有財産規則に基づく書式により台帳を整理しました。 (伊賀地域防災総合事務所)</p> <p>イ 物品等の管理状況</p> <p>(1) 指摘後、速やかには正（物品表示表を貼付）しました。 (人事課)</p> <p>(2) 物品標示票を貼付しました。今後、全く使用することがない物品ですので、廃棄処分を行いました。 (四日市県税事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 三重県公有財産規則をはじめとする関係規定を再度確認し、一層適正な事務処理に努めています。 (伊賀地域防災総合事務所)</p> <p>イ 物品等の管理状況</p> <p>(1) 是正後、引き続き適正に管理を継続しています。 (人事課)</p> <p>(2) 平成26年11月4日に廃棄を行いました。 (四日市県税事務所)</p>
<p><b>平成27年度以降（取組予定等）</b></p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 引き続き、三重県公有財産規則に基づく台帳の整理を行っていきます。 (伊賀地域防災総合事務所)</p> <p>イ 物品等の管理状況</p> <p>(1) 引き続き、適正な物品管理に努めます。 (人事課)</p> <p>(2) 適正な事務処理に努めます。 (四日市県税事務所)</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制</p> <p>(ア) 工事、物件等における入札中止状況</p> <p>事務処理誤りにより入札を中止した事案が5件あったので、今後、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 物件等で入札を中止したものが1件あった。 (管財課)</p> <p>(2) 物件等で入札を中止したものが1件あった。 (四日市地域防災総合事務所)</p> <p>(3) 物件等で入札を中止したものが1件あった。 (鈴鹿地域防災総合事務所)</p> <p>(4) 物件等で入札を中止したものが2件あった。 (志摩建設事務所)</p> <p>※物件等：三重県物件等電子調達システムを利用し平成25年度に入札公告(4月1日以降公告(公開))を行った案件。</p> <p>(イ) その他事務管理体制</p> <p>事務管理体制について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 金品亡失(損傷)報告書の提出が遅延していた。 (松阪県税事務所)</p>
講じた措置
<p><u>平成26年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(ア) 工事、物件等における入札中止状況</p> <p>(1) (2) (3) (4) 複数の職員でチェックするなど、一層適正な事務処理を行うためチェック体制の強化を徹底しました。 (管財課、四日市地域防災総合事務所、鈴鹿地域防災総合事務所、志摩建設事務所)</p> <p>(イ) その他事務管理体制</p> <p>(1) 備品について修理費用の有無にかかわらず、亡失した場合は速やかに報告書を提出するよう、職員に周知しました。 (松阪県税事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(ア) 工事、物件等における入札中止状況</p> <p>(1) (2) (3) (4) チェックを徹底し、一層適正な事務処理に努めています。 (管財課、四日市地域防災総合事務所、鈴鹿地域防災総合事務所、志摩建設事務所)</p> <p>(イ) その他事務管理体制</p> <p>(1) 同様の事例は発生していません。 (松阪県税事務所)</p>
<p><u>平成27年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(ア) 工事、物件等における入札中止状況</p> <p>(1) (2) (3) (4) 引き続き、複数の職員でチェックするなど、一層適正な事務処理を行うためチェック体制を強化していきます。 (管財課、四日市地域防災総合事務所、鈴鹿地域防災総合事務所、志摩建設事務所)</p> <p>(イ) その他事務管理体制</p> <p>(1) 備品について修理費用の有無にかかわらず、亡失した場合は速やかに報告書を提出するよう、あらためて周知徹底を行います。 (松阪県税事務所)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 56,374 円・相手 196,287 円)</p> <p style="text-align: right;">(津総合県税事務所)</p> <p>※ 内容欄の「県〇〇円」は、公用車の修繕料で県が支出した金額であり、「相手〇〇円」は、県が契約している自動車保険から相手方に支払いされた金額である。</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 物損事故</p> <p>交通安全意識の向上と集中管理公用車を含む自動車の適切な運行管理について、事務所定例会及び課内ミーティングなどの機会をとらえて、交通安全意識や県有財産管理意識の高揚を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 物損事故</p> <p>職員の交通安全意識の高揚が図られ、公用車の適切な運行管理が行われています。</p> <hr/> <p><b>平成 27 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>(1) 物損事故</p> <p>今後とも、所内会議など機会のあるごとに、交通安全意識と適切な自動車の運行管理意識の向上のため、職員への周知徹底を図っていきます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (介護サービス基盤の整備促進)</p> <p>(1) 特別養護老人ホームの施設整備を行う事業者への支援により、その整備数は増してはいるものの、介護度が重度で在宅の入所待機者数は、平成25年9月1日現在、1,805人であり、入所の必要性の高い人が直ちに入所できない状況となっている。引き続き、入所基準の適切な運用と必要な施設整備を促進することにより、入所待機者の解消に努められたい。</p> <p>また、良質な介護サービスを提供するためには、人材の安定的な確保と資質の向上が不可欠であるので、関係機関と連携して、更なる人材の確保・養成を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(地域福祉課、長寿介護課)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成26年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 特別養護老人ホームへの入所にあたって、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に沿った適切な入所決定が行われるよう、施設への現地調査を実施し、指針の適切な運用について助言等を行いました。</p> <p>(2) 介護保険事業支援計画に基づく施設整備の促進のため、平成27年度の整備計画の募集に際し、施設整備を予定している事業者を対象とした説明会を開催しました。</p> <p>(3) 三重県社会福祉協議会に設置した福祉人材センターにより無料職業紹介、就職フェア等の福祉・介護人材確保対策事業を実施しました。</p> <p>福祉人材センターにキャリア支援専門員を4名配置し、ハローワークへの出張相談、事業所訪問等を行う事業や、新たな人材の参入促進策として、福祉・介護の仕事に関心を持つ人を対象とした職場体験事業、中学生や高校生に福祉・介護の仕事の魅力を発信する事業、離職者等を対象に介護職員初任者研修を実施することにより介護職場への就労を支援する事業(離職者等就労支援事業)などを実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 特別養護老人ホームへの現地調査の実施によって、入所基準の適切な運用を促すことができました。</p> <p>(2) 各保険者における施設利用者数の見込みや市町の整備意向等をふまえ、平成27年度の施設整備として、特別養護老人ホーム2施設(120床)の選定を行いました。</p> <p>(3) 福祉人材センター事業等により、580名(平成27年2月末時点)が福祉・介護職場に就職しました。</p> <p>また、離職者等就労支援事業により、102名が資格を取得し、74名が福祉・介護職場に就職しました。</p>
<p><b>平成27年度以降(取組予定等)</b></p> <p>(1) 特別養護老人ホームへの入所にあたって、施設サービスを受ける必要性が高い方が優先的に入所できるよう、引き続き施設に対する現地調査を実施し、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」の適切な運用を促します。</p> <p>(2) 整備計画の募集にあたっては、事業者に対する説明会の開催や施設基準に関する助言などの支援を行うことにより、介護保険事業支援計画に基づく施設整備を着実に推進します。</p> <p>(3) これまで実施してきた福祉・介護人材確保対策事業を拡充して実施するとともに、新たな取組として、潜在的有資格者等再就業促進事業、シニア世代介護職場就労支援事業を実施します。</p> <p>①潜在的有資格者等再就業促進事業 福祉・介護分野に就業していない介護福祉士等の有資格者を対象に、知識や技術を再確認するための研修を実施し、福祉・介護分野への再就業を促進します。</p> <p>②シニア世代介護職場就労支援事業 新たに福祉・介護分野への参入を希望する中高年齢者層を対象に福祉・介護分野の基礎研修を実施し、福祉・介護分野への参入を促進します。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (障がい者の就労支援)</p> <p>(2) 福祉的就労に従事している障がい者の平均工賃月額については、増加傾向にあるものの「みえ県民力ビジョン・行動計画」の目標値 13,300 円に対し、12,851 円にとどまっている。安定した収入の確保に向けて、福祉事業所の経営意識の向上や商品改良、販路拡大等の支援を進めるとともに、共同受注窓口事業等による受注拡大に取り組まれない。</p> <p>また、雇用契約に基づく就労に移行した障がい者数についても「みえ県民力ビジョン・行動計画」の目標値に達していないので、引き続き社会的事業所等の就労支援策を積極的に進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(障がい福祉課)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 官公需を中心に「共同受注窓口」を通じた受注拡大に取り組みました。</p> <p>(2) 障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、障害者就労施設等からの調達拡大に向けた環境整備に取り組みました。</p> <p>(3) 一般就労でも福祉的就労でもなく、一定の社会的支援のもとに、障がいのある人もない人も対等な立場で共に働く場となる「社会的事業所」の創設を支援しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 「共同受注窓口」の受注拡大に向け、受注の仲介、調整、品質管理の指導等を行うほか、従来多かった物品等の受注から、除草等の役務など受注内容の多様化を進めました。</p> <p>(2) 県においては、平成 26 年度の調達方針の中で昨年度目標を上回る調達目標額を設定し、障害者就労施設等からの優先調達に取り組みました。</p> <p>(3) 障がいのある人もない人も共に働く場である「社会的事業所」を 3 か所創設し、障がい者雇用に結びつけるなど、障がい者が安心して働くことができる場を拡大しました。</p>
<p><b>平成 27 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 福祉事業所における工賃等のさらなる向上に向けて、「共同受注窓口」と事業所との連携・協力体制を一層推進するとともに事業所の自主的な取組を促進し、受注拡大を進めます。</p> <p>(2) 平成 26 年度の調達結果をふまえ、平成 27 年度の調達方針を策定し、障害者就労施設等への発注のさらなる推進に取り組むとともに、調達内容の多様化を一層推進します。</p> <p>(3) 障がい者が安心して働ける場が拡大し、働く喜びを感じながら地域で自立して生活していけるよう、社会的事業所の拡大、安定的な運営について、市町とともに支援します。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (看護職員の確保対策)</p> <p>(3) 県は看護職員の確保のため、看護師等修学資金貸与制度やナースバンク制度等に取り組み、県内の看護職員数は増加傾向にあるものの、人口 10 万人当たりの施設従事者数は全国平均を下回り、看護職員の確保が重要な課題となっている。引き続き、関係機関と連携し、人材確保対策、定着促進対策、看護職員の資質向上対策など看護職員の確保に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(地域医療推進課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><b>平成 26 年度</b></p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 看護職員確保対策を総合的に検討する場として医療看護分野を専門とする委員等で構成する看護職員確保対策検討会を設置し、取組の方向性について検討を進めました。</p> <p>(2) 看護職員の養成と確保を図るため、看護学生等に対して修学資金を貸与するとともに、看護師等養成所への運営支援を実施し、さらに潜在看護職員に対して、復職支援研修会やナースセンターによる就業相談、斡旋などの再就業支援を実施しました。</p> <p>また、県内の中高校生に対しては、看護職員をめざす動機付けとなるよう、看護の魅力を開発する出前事業や看護体験も行いました。</p> <p>(3) 定着促進の取組として、医療機関に対し、多様な保育ニーズにも対応できる院内保育所の設置支援を行うとともに、新人看護職員の研修体制構築に向けた研修経費補助や人材育成を担う責任者等への育成支援を行いました。</p> <p>就労環境改善については、看護職員からの相談に応じる総合相談窓口の設置や看護管理者を対象とした研修会の開催などの取組を進めました。</p> <p>また、改正医療法に基づき、医療機関全体での勤務環境改善を図るため、三重県医療勤務環境改善支援センターを設置し、アドバイザー派遣などの総合的な支援体制の構築を進めました。</p> <p>(4) 資質向上対策として、在宅医療推進のための看護職員研修や、がん、認知症対策をテーマとした実務研修を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 26 年 3 月末において看護師等養成所から 871 名の卒業生が輩出され、823 名が看護職員として就業し、そのうち県内就業は 3 年ぶりに 600 人台 (641 名、77.9%) となりました。</p> <p>また、ナースセンターによる就業相談、斡旋では、429 名 (平成 27 年 2 月末現在) の就業者を得て、看護職員の復職につながりました。</p> <p>潜在看護職員の復職研修会においては、24 人の参加があり、18 人が復職しました。</p> <p>(2) 病院内保育所運営補助について、24 時間対応加算が 9 施設、病児等保育加算が 2 施設 (平成 25 年度はそれぞれ 8 施設、1 施設) から交付申請があり、多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所が増加しました。</p> <p>新人看護職員の研修体制構築については、新人看護職員の入職のあった約 9 割の病院において、研修体制が整備され、研修修了者の割合は 89.0%となっており、看護職員の離職率も全国平均を下回っています。</p>
<p><b>平成 27 年度以降 (取組予定等)</b></p>
<p>(1) 看護職員確保対策検討会での議論を踏まえ、総合的な看護職員確保対策に取り組むとともに、実施事業をフォローアップし、さらに必要な課題について検討を進めていきます。</p> <p>(2) 看護職員や女性医師等の就労環境改善に向け、医療勤務環境改善支援センターにおいて、計画的に勤務環境改善に取り組む医療機関に対して引き続き支援を行うとともに、医療機関の主体的な取組を促進するため、女性が働きやすい医療機関認証制度を実施します。</p> <p>(3) 看護職員等の離職防止のため、多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所設置について、支援を充実するとともに施設の状況に応じた働きかけを実施します。</p> <p>(4) 看護職員の確保については、引き続き、三重県ナースセンターが求人側の勤務環境を十分把握し、ハローワーク等と連携して、求職者への就業斡旋を実施します。また、平成 27 年 10 月から始まるナースセンターへの免許保持者の届出制度について、円滑な導入に向けた取組を進めていきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (医師の確保対策)</p> <p>(4) 県内の人口 10 万人当たりの医療施設従事医師数は全国平均より少なく、都道府県順位で 37 位（平成 24 年末現在）となっており、医師確保が重要な課題となっている。このため、従前からの医師修学資金貸与制度の拡充等に加え、三重県地域医療支援センターにおいて後期臨床研修プログラムを作成し、医師不足、地域偏在の解消に向けて、積極的に取り組んでいる。引き続き医師不足や偏在の解消に努めるとともに、これまでの取組成果の検証と必要に応じた見直しをされたい。</p> <p style="text-align: right;">(地域医療推進課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 26 年度</u></p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 県内の医師の不足する地域の医療機関等における医師の確保及び質の向上に資することを目的として、医学部を卒業後、医師として一定の年数を県内で勤務することにより貸与額全額の返還を免除する三重県医師修学資金の新規貸与を実施しました。</p> <p>(2) 修学資金貸与者等若手医師へのキャリア形成支援と医師不足地域の医療機関の医師確保支援を一体的に行う仕組みとして、へき地等医師不足の地域を含む県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる 17 基本診療領域の後期臨床研修プログラムの運用を開始しました。</p> <p>(3) 後期臨床研修プログラムの活用促進を図るため、医師修学資金の返還免除の要件に、同プログラムに基づき 8 年間勤務するコースを新たに加える条例改正を行い、平成 26 年 7 月から実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 三重県医師修学資金について、面接等による選考のうえ、募集人員である 55 名に貸与を行った結果、貸与者の累計（平成 27 年 2 月末現在）が 457 名となりました。</p> <p>(2) 来年度から後期臨床研修を開始する臨床研修 2 年目の修学資金貸与者等 47 名を対象に、返還免除要件に追加した地域医療支援センターコースの周知や複数回の個人面談の実施等により、後期臨床研修プログラムの活用促進に取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 次面談：平成 26 年 6 月～8 月実施</li> <li>・第 2 次面談：平成 26 年 10 月～12 月実施</li> </ul>
<p><u>平成 27 年度以降（取組予定等）</u></p>
<p>(1) 三重県医師修学資金について、前年同様の募集定員 55 名の新規貸与に向けて取り組み、将来県内で勤務する医師の総数確保に努めます。</p> <p>(2) 引き続き、後期臨床研修プログラムの周知や個別面談の実施等に取り組み、より多くの医師修学資金貸与者等に後期臨床研修プログラムを活用してもらうことにより、医師修学資金貸与者等の若手医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足地域の医療機関の医師確保支援を進め、医師の地域偏在の解消につなげていきます。</p>



<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (児童虐待の早期発見や未然防止)</p> <p>(5) 県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は平成 25 年度 1,117 件で、過去最多となっているほか、居住実態が把握できない家庭や乳幼児健康診査等を受けない家庭の存在が明らかとなっている。 児童虐待相談における主な虐待者は、実母が 657 件と、58.8%を占めていることから、母子保健等の関係機関との連携を強化するとともに、市町に対し、居住実態が把握できない家庭等の存在を把握した場合にあっては、関係部門間での情報共有や、児童相談所での関与について確認するよう周知徹底するなど、児童虐待の早期発見や未然防止に努められたい。 (子育て支援課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 組織体制の強化</p> <p>① 平成 24 年度に発生した 2 件の児童虐待死亡事例の検証結果をふまえ、児童相談所における法的対応力及び介入型支援の強化、市町の児童相談体制の強化を目的とした市町の取組に対する支援の充実を図りました。</p> <p>② 北勢児童相談所に職員 1 名を増員しました。</p> <p>(2) 新たな取組等</p> <p>① 平成 25 年度に研究開発した初期対応を的確に実施するためのリスクアセスメントツールを本格運用するとともに、対象ケースの家庭に対する中長期的な支援を的確に実施するためのニーズアセスメントツールの研究開発を行いました。</p> <p>② 児童虐待ケースのうち、主に学校・保育所等に所属する児童のケースについて、民間機関との協働によるモニタリングをモデル地域で行い、きめ細かな支援や関係機関との連携を図りました。</p> <p>③ 平成 24 年度から取り組んでいる市町との定期協議を実施し、市町の児童相談体制の強化項目を定め、その具体化に向けた取組をアドバイザー派遣等により市町とともに進めました。特に、ケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に対しては、助言者を定期的・継続的に派遣し、対応力の向上を支援しました。 また、児童相談所、市町の児童福祉及び母子保健担当職員を対象に研修会を開催し、事例検討を通じ連携強化を図りました。</p> <p>(3) 居住実態が把握できない児童への対応</p> <p>① 居住実態が把握できない児童について、早期の把握、関係機関による情報共有、早期対応を徹底するため、対応の流れを整理し、市町と共有を図りました。 また、児童相談所が虐待ケースとして関わり、その後、行方不明になり、支援が途切れた児童については、全国の児童相談所間での情報連絡システムを活用し、情報共有を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) リスクアセスメントツールの本格運用及びニーズアセスメントツールの研究開発、民間との協働によるモニタリングの実施等により、児童虐待対応をよりの確に実施していくための共通理解が進みました。</p> <p>(2) 市町に対する支援を充実したことにより、市町の児童相談体制の強化を促し、市町要保護児童対策地域協議会の運営強化や児童虐待事例への的確な対応につなげました。</p> <p>(3) 事例検討会の実施等により、市町の児童福祉分野と母子保健分野との連携及び市町と児童相談所との連携の強化を図るとともに、警察や教育委員会との連絡会議に市町児童福祉担当も加わり、実践的な対応の理解や関係機関間の連携強化につなげました。</p> <p>(4) 居住実態が把握できない児童については、市町要保護児童対策地域協議会での情報共有や、CA情報の発出による全国の児童相談所間での情報共有を行い、当該児童の状況把握に努めました。</p>
<p><b>平成 27 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>(1) 児童虐待ケースのうち、主に学校・保育所等に所属する児童の虐待ケースについて、民間機関との協働によるモニタリングを行い、きめ細かな支援や関係機関との連携を図ります。(実施地域は平成 26 年度 1 地域→平成 27 年度 2 地域に拡充)</p> <p>(2) 平成 25～平成 26 年度に研究開発を行ったリスクアセスメントツール及びニーズアセスメントツールの運用の定着と精度向上を図ります。</p> <p>(3) 医療従事者向けの研修の実施により、児童虐待対応に関する医療分野の知識の普及を図り、医療機関における早期対応を促進します。</p> <p>(4) 引き続き全市町と児童相談センター(管轄の児童相談所含む)との間で定期協議を行い、市町ごとの強み・弱み、課題や注力すべきポイントなどを共有し、連携して、市町の児童相談対応力強化に向けた取組の具体化を進めます。</p> <p>(5) 市町の母子保健主管課や各保健所との連携、及び児童相談所に配置している保健師の活用等により、児童虐待対応における母子保健分野との連携強化を図ります。</p> <p>(6) 市町要保護児童対策地域協議会の運営強化のため、アドバイザーを派遣するとともに、平成 26 年度の市町の取組結果をふまえ、特にケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に助言者を定期的・継続的に派遣し、ケース対応力の向上につなげます。</p> <p>(7) 居住実態が把握できない児童については、引き続き、市町要保護児童対策地域協議会における情報共有やCA情報発出による全国の児童相談所との情報共有を進め、当該児童の状況把握に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 収入未済額が平成 25 年度末現在 498,747,224 円（対前年度比 98.8%）あり、前年度と比べて 6,000,783 円減少しているものの、今後も、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。 （長寿介護課、障がい福祉課、医務国保課、地域医療推進課、子育て支援課）</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成25年度に「健康福祉部所掌未収金対策会議」で決定した今後の方針に基づき、マニュアル作成や収納促進に取り組みました。</p> <p>① 健康福祉部債権管理マニュアルの作成と収納促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部長を会長とする「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催（4回）、健康福祉部債権管理マニュアルを作成するとともに、整理・回収の目標を決定し公表しました。</li> <li>・ 本庁担当班長、地域機関担当課長を幹事とする「健康福祉部所掌未収金対策会議幹事会」を開催（1回）し、マニュアルの作成作業を実施しました。</li> <li>・ 12月に未収金徴収強化月間を設け、積極的に収納促進に取り組みました。</li> </ul> <p>② 未収債権管理事務嘱託員による収納の促進</p> <p>滞納者の自宅等への訪問や関係者からの情報把握を行いました。</p> <p>③ 母子父子寡婦福祉資金貸付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸付申請時での厳正な審査と口座振替の推進を行いました。</li> <li>・ 督促状、催告状を借受人のほか、すべての連帯借受人、連帯保証人に発付し、償還指導員や母子・父子自立支援員等による納付指導、所在調査の徹底を行いました。</li> <li>・ 民間債権回収会社への委託による収納の促進を行いました。</li> </ul> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、健康福祉部債権管理マニュアルを作成するとともに、収納促進を図りました。</p> <p>(2) 未収金徴収強化月間における取組の強化により、12月の収納実績が前年度より増加しました。</p> <p>(3) 未収債権管理事務嘱託員が自宅等への訪問を行った結果、訪問時に1,765千円を収納しました。</p> <p>(4) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の未収金管理の成果として、平成25年度の過年度徴収率が8.93%であったところ、平成27年2月末現在で12.04%となりました。</p> <p>(5) 過年度の未収金について、上記の取組等の結果61,354千円を収納しました。</p> <p><b>平成 27 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「三重県公債権の徴収に関する条例」及び「健康福祉部債権管理マニュアル」に基づき、未収金の適切な回収・整理による管理を行います。</p> <p>(2) 未収債権管理事務嘱託員を引き続き配置し、訪問徴収の強化に努めます。</p> <p>(3) 未収金担当者会議や意見交換会等を行い、債権管理の適正な執行を周知徹底します。</p> <p>(4) 貸付金において借主が支払い困難な事例について、連帯保証人への催告を継続して実施します。</p> <p>(5) 母子父子寡婦福祉資金貸付金は、引き続き、償還指導員や母子・父子自立支援員を配置し、収納管理を徹底し、適切な回収整理を徹底します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 現金日計表が適正に登録されていなかった。 (障がい福祉課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 26 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>現金日計表の登録を徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>現金日計表の登録を徹底することができました。</p>
<p><u>平成 27 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>現金日計表の登録について適切な事務処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 収入未済額が平成 25 年度末現在 150,151,104 円（対前年度比 99.9%）あり、前年度と比べて 38,973 円減少しているものの、今後も、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p>（桑名保健所、鈴鹿保健所、津保健所、松阪保健所、伊勢保健所、伊賀保健所、熊野保健所、北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所、児童相談センター、国児学園、草の実リハビリテーションセンター、小児心療センターあすなろ学園）</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 徴収強化月間に電話、文書による催告および自宅への訪問を強化することにより未収金の発生防止と徴収に努めました。</p> <p>また、未収債権管理徴収嘱託員と連携し、関係者からの滞納者の現状把握、未収金の徴収に努めました。</p> <p>(2) 所内未収金対策会議を開催し、未収金の徴収を計画的に進行管理するとともに各担当が連携して臨戸徴収等に取り組みました。</p> <p>(3) 生活保護費返還金について、ケースワーカーとの連携を強化し、個々の滞納者の生活状況を把握、一括納付が困難な者については分納による支払いを促しました。また、78条徴収金については保護費からの控除を活用し、確実な収納につなげました。</p> <p>外国人については必要に応じて通訳を利用し、収納の促進を図りました。</p> <p>(4) 行方不明者の現住所把握のための調査を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 未収金徴収強化月間における取組の強化により、12月の収納実績が前年度より増加しました。</p> <p>(2) 未収金の収納が進むとともに、連絡がとれなかった滞納者と連絡がとれる見込みとなるなどの成果がありました。</p> <p>(3) 外国人滞納者について、通訳の活用により定期的な収納が行われるといった成果がありました。</p> <p>(4) 過年度の未収金について、上記の取組等の結果 6,707 千円を収納しました。</p>
<p><b>平成 27 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 健康福祉部債権管理マニュアルに基づき、年度当初に債権処理計画を立て、その計画書に基づき、文書催告、電話催促、訪問徴収等行い、未収金の減少に努めます。</p> <p>(2) 未収債権管理徴収嘱託員及び市町担当者と連携し、滞納者の現状把握、未収金の徴収に努めます。</p> <p>(3) 所内未収金対策会議を開催し、未収金の適切な管理徴収を図ります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 毒物劇物販売業登録更新手数料について、証紙消印日が申請日より前になっていた (伊勢保健所)</p> <p>(2) 証紙収入実績報告に誤りがあるものがあつた。 (伊賀保健所)</p> <p>(3) 児童措置費保護者負担金の決定やその後の手続き等について、事務処理誤りが多く発生していた。 (児童相談センター)</p> <p>(4) 現金受入票が保管されていないものがあつた。 (児童相談センター)</p> <p>(5) 現金納付された職員指導食代等について、現金収納手続きが適切に行われていなかった。 (国児学園)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 申請者が先付の申請書を提出した際、受付印を押印せず、提出日で申請に基づく登録票を交付し手数料(証紙)を収納したものであつたため、業務担当課と収入担当課において、申請日と提出日の確認をし、受付印の押印を徹底しました。</p> <p>(2) 財務システムへの入力や証紙収入実績報告のチェックを慎重に行うよう徹底しました。</p> <p>(3) 負担金額の決定事務を行う児童相談所において、全職員を対象に扶養義務者の範囲の徹底及び控除廃止の影響を受ける費用徴収について、算定方法の周知徹底を図りました。 また、負担金の調定・収入事務を行う児童相談センターにおいて、算定結果の確認を行いました。 さらに、担当者会議及び研修においても周知を図り、適正な事務処理に努めました。</p> <p>(4) 現金受入票の保管について、適切な会計事務を徹底しました。</p> <p>(5) 現金で集金した非常勤職員の指導食代について、現金収納票を作成して収納するよう改めました。 また、平成 26 年 4 月からは指導食の徴収方法を見直し、現金を集金する方法から各職員へ納入通知書を発行する方法に改め、担当者が直接現金を取り扱う機会をなるべく減らすよう努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>改善取組の結果、適切に事務を行いました。</p>
<p><b>平成 27 年度以降(取組予定等)</b></p> <p>(1) 三重県会計規則及び三重県証紙条例施行規則に基づき、適切な会計処理に努めます。</p> <p>(2) 財務システムへの入力や証紙収入実績報告のチェックを慎重に行います。</p> <p>(3) 今後、新たに負担金等の算定方法に関する通知が厚労省から出された場合は、児童相談所課長会議での説明や福祉事務所を含めた担当者向け研修会の開催等により、算定方法の周知徹底を図ります。</p> <p>(4) 職員指導食代については今後も納入通知書によって徴収することとし、引き続き適正な事務処理に努めていきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【里親支援事業委託業務】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・契約伺いに契約保証金免除についての記載がされていなかった。 (児童相談センター)</p> <p>(2) 【ハイリスクケース対応・情報共有システム委託業務】 ・契約書において、契約を解除できる場合についての記載が誤っていた。 (児童相談センター)</p> <p>(3) 【障がい者就業・生活支援事業業務委託】 ・契約伺いに契約保証金についての記載がされていなかった。 (障害者相談支援センター)</p> <p>(4) 【診療応援受託】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。 ・契約書に個人情報の適正管理についての記載がされていなかった。 (小児心療センターあすなる学園)</p> <p>(5) 【下水道中継ポンプ槽及び油脂分離槽清掃業務委託】 ・契約準備行為により手続きを行っているものについて、会計規則運用方針で定められた時期より前に予定価格の作成及び見積書の徴取を行っていた。 (小児心療センターあすなる学園)</p>
講じた措置
<p><u>平成 26 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 出納局事前検査について及び契約書に記載すべき事項の漏れがないよう、関係職員に注意喚起を行うとともに、適切な事務処理方法を周知しました。 また、複数職員での確認等、チェック体制の強化に取り組みました。</p> <p>(2) 契約内容の確認と遵守を徹底するとともに、関係職員に注意喚起を行うとともに、複数職員での確認等、チェック体制の強化に取り組みました。</p> <p>(3) 契約伺いに記載すべき事項の漏れがないよう、関係職員に注意喚起を行うとともに、適切な事務処理方法を周知しました。</p> <p>(4) 出納局事前検査について、関係職員に注意喚起を行うとともに、適切な事務処理方法を周知しました。 暴力団排除条例等の対応及び個人情報の適正管理については、必要事項の記載漏れがないように複数職員での確認等、チェック体制の強化に取り組みました。</p> <p>(5) 予定価格の作成及び見積合わせの実施は、予算議決後に行うよう関係職員に注意喚起を行うとともに、複数職員での確認等、チェック体制の強化に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果 チェック体制の強化等により、適切な会計事務を行いました。</p>
<p><u>平成 27 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>年度当初に当該事務を行うものに対して、適切な事務処理方法を周知します。 また、引き続き複数チェック体制を維持し、適切な会計事務を図ります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 公共工事</p> <p>(1) 【こども心身発達医療センター（仮称）療育環境整備井戸設置工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定リサイクル製品の「認定製品一覧表（総括表）」が設計書に添付されていなかった。</li> <li>・配置すべき技術者の資格の確認がされていなかった。</li> <li>・工事完成検査終了後、受注者から工事目的物引渡書を提出させていなかった。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（発達支援体制推進プロジェクトチーム）</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容 施行伺、契約事務、完成検査の際、同様・類似の誤りがないように、改めて複数の職員で確認するようチェック体制を強化しました。</p> <p>2 取組の成果 改善取組の結果、適切な会計事務を行いました。</p>
<p><b>平成 27 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>引き続き適切な事務処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 補助金</p> <p>(1) 【がん予防・早期発見推進事業補助金】 ・交付要綱要領等に軽微な変更の範囲が規定されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(健康づくり課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容 速やかに交付要領に「軽微な変更の範囲」について規定しました。 また、他の事業の要領等も再点検しました。</p> <p>2 取組の成果 適切な交付要領等を整備しました</p>
<p><b>平成 27 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>引き続き適切な事務処理に努めます。</p>



監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 旅費</p> <p>(1) 【特定疾患業務ベンチマーキング】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (健康づくり課)</p> <p>(2) 【全国知的障害者更生相談所初任者研修】 ・不必要な早朝加算が請求・支給されていた。 (障害者相談支援センター)</p> <p>(3) 【日本精神神経学会福岡総会】 ・復命書に用務時間が記載されていなかった。 (小児心療センターあすなろ学園)</p> <p>(4) 【第54回日本児童青年精神医学会総会】 ・自家用車による出張の際に公務出張に使用する自家用車届出書が提出されていなかった。 ・復命書に用務時間が記載されていなかった。 (小児心療センターあすなろ学園)</p>
講じた措置
<p><u>平成26年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>エ 旅費</p> <p>(1) 速やかに総合文書管理システムに登録しました。 また、簡易決裁による総合文書管理システムへの登録漏れ防止について、課員に周知しました。</p> <p>(2) 歳出戻入の処理を行うとともに、早朝発、夜間着をとまなう出張については、用務時間を確認し、適切に旅費請求を行うよう職員に対し周知しました。</p> <p>(3)(4) 全職員に対して、復命書の記載方法について周知を行い、復命書に用務時間を記載するようにしました。 また、自家用車を使用して公務出張をする場合は、事前に自家用車届出書を提出するよう周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 簡易決裁による総合文書管理システムへの登録漏れ防止について徹底しました。</p> <p>(2) 適切に旅費請求を行いました。</p> <p>(3)(4) 適切に用務時間を復命書に記載しました。 また、事前に自家用車届出書を提出することを徹底しました。</p>
<p><u>平成27年度以降（取組予定等）</u></p> <p>引き続き総合文書管理システムへの登録漏れ防止や復命書の記載漏れの防止等適切な事務処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>オ 物品等購入</p> <p>(1) 検査日及び払出日が納品書の日付より前になっているものがあった。 (食品安全課)</p> <p>(2) 支払いが遅延しているものがあった。 (子育て支援課)</p> <p>(3) 年度末に分割して郵便切手を購入していた。 (松阪保健所)</p> <p>(4) 納品書・請求書の一部に日付が記入されていないものがあった。 (国児学園)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 納品書の日付が誤っていた事案であったことから、納品日（納品書受領時）に、日付を含め納品書の記載事項に誤りがないか確認を徹底しました。</p> <p>(2) 請求書の受領後、速やかに支払処理を行いました。</p> <p>(3) 年間の使用量等を勘案して、計画的に購入するようにしました。</p> <p>(4) 納品書・請求書を受領したときは直ちに日付の記載を確認して記載漏れの防止に努めるとともに、郵送等で受け取った請求書等に日付の記載がなかった場合は受付印を押印することを徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>納品書及び請求書の確認と受付、期限内支払、計画的な物品購入について、適切に処理しました。</p>
<p><b>平成 27 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>引き続き適切な事務処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>カ その他支出事務</p> <p>(1) 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていないものがあった。(福祉監査課)</p> <p>(2) 予定価格が10万円以上の施設等使用料について、支出負担行為(整理)書ではなく、支出負担行為整理兼支出命令書により整理しているものがあった。(福祉監査課)</p> <p>(3) 歳出戻入の際に返納金戻入通知書の発行が遅延していた。(食品安全課)</p> <p>(4) 使用料の支払いが遅延しているものがあった。(医務国保課)</p> <p>(5)(6)(7) 資金前渡交付伺いの検査(履行確認)欄に検査年月日の記録及び検査員の押印がないものがあった。(医務国保課、地域医療推進課、健康づくり課)</p> <p>(8) 特定疾患医療費償還払金の金額の誤りにより歳出戻入を行っていた。(桑名保健所)</p> <p>(9) 旅費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(鈴鹿保健所)</p> <p>(10) 生活保護費の二重払いにより歳出戻入を行っていた。(北勢福祉事務所)</p> <p>(11) 特別障害者手当の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(多気度会福祉事務所)</p> <p>(12) 期末一時扶助金の誤払いにより歳出戻入等を行っていた。(多気度会福祉事務所)</p> <p>(13) 施設利用料の金額誤りにより歳出戻入を行っていた。(小児心療センターあすなる学園)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><b>平成26年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)(2)(3)(9) 会計事務について、関係職員に適切な事務処理を周知しました。</p> <p>(4) 「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」が準用されることを関係職員に徹底し、請求書の受領後、速やかに支払処理を行うようにしました。</p> <p>(5)(6)(7) 履行確認について、他に記録漏れ等がないか確認しました。 また、関係職員に履行確認の在り方について再周知しました。</p> <p>(8) 提出された領収書について、医療機関分については医療機関に対象分の確認、調剤薬局分については調剤薬局と処方した医療機関に対象分の確認を行いました。</p> <p>(10) 生活保護費の支払いの根拠となる保護決定調書に、別途支払済みのものが(システム上)混在して表示されている場合は、すでに支払済みであることがわかるよう二重線で抹消し、経理担当者へ書類を渡す際にもその旨を直接伝えるようにしました。 また、年度末等担当者が変更となる場合には、新規入居者の翌月家賃が随時払されている案件について翌月の定例払時に誤って二重払いされないよう確実に引き継ぎを行うよう注意喚起を行いました。</p> <p>(11) 年4回の定期支払の前に手当受給者の居住地の町に現況を確認していましたが、施設入所したことを町が把握していなかったために発生した事例です。できるだけ正確な状況報告をしてもらうよう町に依頼しました。 また、資格喪失者への誤払いについては、関係書類受付処理簿と受給者台帳の相互チェックを行うなど台帳管理を徹底し、適切な事務処理に努めました。</p> <p>(12) 施設に入所していた保護費受給者が死亡したことを把握するのが遅れ、手当が過払いとなったものです。 今後は受給者の現状把握に努め、また、施設にも速やかに報告してもらうよう依頼しました。</p> <p>(13) 複数職員での確認等、チェック体制の強化に取り組み、支出事務等における不適切な事案をなくすよう努めました。</p> <p>2 取組の成果 改善取組の結果、適切な会計事務を行いました。</p>
<p><b>平成27年度以降(取組予定等)</b> 引き続き、適切な事務処理に努めます。</p>

<b>監査の結果</b>	
2 財務等に関する意見	
(3) 財務管理等の状況	
財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 物品等の管理状況	
(1) 譲渡済みの物品が台帳から削除されていなかった。	(健康づくり課)
(2) 物品標示票が貼付されていない備品があった。	(松阪保健所)
(3) 処分決議された公印を廃棄せず保管していた。	(伊賀保健所)
<b>講じた措置</b>	
<b>平成 26 年度</b>	
1 実施した取組内容	
(1) 速やかに備品台帳から削除しました。また、他に削除漏れ等がないか確認しました。	
(2) 速やかに当該備品に物品標示票を発行して貼付しました。	
(3) 監査終了後、直ちに廃棄しました。	
2 取組の成果	
改善取組の結果、適切な備品管理を行いました。	
<b>平成 27 年度以降（取組予定等）</b>	
引き続き適切な事務処理に努めます。	

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財務管理等の状況          財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失（損傷）          (1) 公用車の損傷（修理代 139,587 円）<span style="float: right;">（障害者相談支援センター）</span></p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容          公用車駐車場に駐車中の公用車が損傷を受け、原因が不明であったため、公用車駐車場入口中央に公用車駐車場である旨を示すコーンを設置し一般車両の駐車を防止するとともに、職員に対して公用車使用の前後に外観の点検を行うことの徹底を図りました。</p> <p>2 取組の成果          適切な公用車の管理・取扱について意識を高めることができました。</p>
<p><b>平成 27 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>引き続き適切な公用車の管理・取扱に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>(ア) 工事、物件等における入札中止状況</p> <p>事務処理誤りにより入札を中止した事案が 25 件あったので、今後、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(薬務感染症対策課、地域福祉課、障がい福祉課、地域医療推進課、子育て支援課、鈴鹿保健所、伊賀保健所、北勢福祉事務所、児童相談センター、草の実リハビリテーションセンター、こころの健康センター、小児心療センターあすなろ学園、保健環境研究所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 仕様書の内容や納期限が適切かどうか、入札参加者が要件を満たしているかどうか、確認の徹底を図るとともに、不明な点は出納局など関係課に確認するようにしました。</p> <p>また、複数職員で確認する等チェック体制を強化しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>改善取組により、適切に入札を実施できました。</p>
<p><b>平成 27 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>引き続き、適切な入札事務に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>(イ) その他事務管理体制</p> <p>事務管理体制について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 郵券証紙類出納簿が1ヶ月分まとめて作成されており、記載内容にも誤りがあった。 (松阪保健所)</p> <p>(2) 郵便切手の在庫数と郵券証紙類出納簿の記載とが一致しないものがあった。 (松阪保健所)</p> <p>(3) 郵券証紙類について、平成25年度年間見込み使用量を誤ったことなどにより、年度末の在庫枚数が年度使用量に比べ多いものがあった。 (伊賀保健所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成26年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)(2) 郵券証紙類出納簿と切手の在庫数を確認し、課長、室長決裁を毎日行うようにした。</p> <p>(3) これまでの使用実績と今後の使用見込みを考慮し、適当な枚数を購入するよう努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>改善取組により適切に事務処理を行いました。</p>
<p><u>平成27年度以降(取組予定等)</u></p> <p>引き続き、適切な事務処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故          公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1)物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 142,852 円・相手 0 円）（多気度会福祉事務所）          (2)自損事故（物損額：県 510,215 円）（保健環境研究所）</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 南勢志摩地域活性化局地域活性化防災室が主催する「安全運転講習会」に参加し、交通安全意識を高めました。          また、事務所の課内会議等で、注意喚起し、安全運転、県有財産の適切な管理を周知しました。</p> <p>(2) 所属内のミーティング等（課長会議、交通安全研修）で、所長や安全運転管理者（企画調整課課長代理）から公用車運転時の交通安全についての注意喚起を行いました。</p> <p>2 取組の成果          職員の交通事故防止に対する意識が再確認され、また県有財産の適切な管理についての意識が向上しました。</p>
<p><b>平成 27 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>引き続き所属内のミーティング等で、公用車運転時の交通安全についての注意喚起を行い、職員の安全運転意識を高め、適切な公用車の管理に努めます。</p>



<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (文化の拠点機能の強化)</p> <p>(1) 県の文化の中核的な拠点である「文化交流ゾーン」を構成する各施設(図書館、美術館及び総合文化センター)の利用者数の平成25年度実績値は、いずれも「みえ県民ビジョン・行動計画」の目標値を達成していない。また、概ね10年先を見据えた「新しいみえの文化振興方針(仮称)」(平成26年11月公表予定)では、文化の拠点機能の強化を重点施策の一つとして位置付けており、平成26年4月に三重県総合博物館が開館したことを契機として、同博物館を含めた「文化交流ゾーン」の各施設が全体としての魅力を高めることをめざしている。</p> <p>「文化交流ゾーン」の各施設が、それぞれの独自性を発揮しながら、連携を強化することにより、より多くの県民が学び、体験し、交流できる場となるよう努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(文化振興課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><b>平成26年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 新しいみえの文化振興方針の策定 三重県文化審議会の調査・審議を経て10年先を見据えたみえの文化振興に係る新たな方針を策定しました。この中では、県立文化施設のめざす姿や運営のあり方等に関する方向性についても明らかにしました。</p> <p>(2) 新しいみえの文化振興方針を踏まえた取組</p> <p>① 各施設の取組 異なる特徴を有する各県立文化施設がその役割を踏まえて、県民の皆さんに文化芸術や学びの機会を提供しました。</p> <p>(主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県総合博物館…開館記念企画展(第1弾～第6弾)、企業等とのコラボレーション企画等</li> <li>・図書館…出張図書館、講座・フォーラムの開催、ナイトライブラリー等</li> <li>・美術館…魅力的な作品や本県ゆかりの作品を扱う企画展、ミュージアムコンサート</li> <li>・総合文化センター…開館20周年を記念する大型公演等</li> <li>・斎宮歴史博物館…開館25周年特別企画展等</li> </ul> <p>② 連携強化の取組 「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録10周年を記念し、県立文化施設が、それぞれ異なる視点で熊野を統一テーマとする展覧会等を開催しました。</p> <p>また、各館の観覧券の半券を提示することで他館の展覧会を割引額でご覧いただけるキャンペーンや近隣レストラン3店舗と連携したスタンプラリーを実施したほか、各館のチラシに他館の企画展情報掲載を掲載するなど、連携の強化に努めました。</p> <p>③ 文化交流ゾーン構成施設の運営手法の検討 審議会で示された方向性を踏まえ、関係者の意見を伺いつつ、運営手法について検討を行いました。</p> <p>2 取組の成果 各県立文化施設が独自性を発揮し、連携を強化した結果、三重県総合博物館では展示観覧者数が目標である220,000人を超える306,692人となるなど、多くの県民の皆さんに学びや交流の機会を提供することができました。</p> <p style="text-align: right;">(文化振興課)</p>
<p><b>平成27年度以降(取組予定等)</b></p> <p>今後とも「新しいみえの文化振興方針」に基づき、県立文化施設が各々の役割等を踏まえた魅力向上を図りながら、施設間の相互連携や市町等との連携を強化し、県民の皆さんが多様な文化芸術にふれ、学び、交流する機会の充実に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(文化振興課)</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (男女共同参画社会の推進)</p> <p>(2) 県民の社会全体における男女の地位の平等感については、依然として低く、男女共同参画が十分に進んでいるとはいえない状況である。 県の各部局や関係機関等と連携し、男女共同参画の取組を進めるとともに、企業等が女性の活躍及び男女ともに働きやすい職場づくりを推進するための具体的な行動の促進に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(男女共同参画・NPO課)</p>
講じた措置
<p><b>平成26年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 県における男女共同参画の取組を進めるため、事業課に対して三重県男女共同参画審議会によるヒアリングや各部局へ県の審議会等委員への女性の登用に関して要請等を行いました。また、市町を対象に担当主管課長会議、担当職員研修会を開催し、男女共同参画施策の実施状況の情報共有や連携を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年6月～8月 三重県男女共同参画審議会(全体会2回、部会12回)</li> <li>・平成26年5月、平成27年2月 市町担当課長会議</li> <li>・平成26年5月、11月、平成27年3月 市町担当職員研修会</li> </ul> <p>(2) 県内の企業等における女性の活躍を推進するため、地域経済団体等が一体となり広く県内企業・団体等に女性の活躍推進を働きかけていくことを目的とする「みえ女性活躍推進連携会議」を開催するとともに、女性の活躍推進の機運を醸成していくために、企業・団体等それぞれの取組を見える化する「女性の活躍推進三重県会議」を設立しました。また、企業の経営者や人事労務担当者等を対象とするセミナーを開催しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年8月 みえ女性活躍推進連携会議</li> <li>・平成26年9月 経営者向けセミナー</li> <li>・平成26年11月 女性の活躍推進三重県会議キックオフ大会</li> <li>・平成27年2月 男性管理職のためのセミナー</li> </ul> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 県及び市町における審議会等委員への女性の登用を働きかけ、県の女性登用率が33.6%(昨年度比1.3ポイント増)、市町の女性登用率も24.8%(昨年度比0.8ポイント増)となりました。</p> <p>(2) 「女性の活躍推進三重県会議」の会員数が105になりました。</p> <p style="text-align: right;">(男女共同参画・NPO課)</p>
<p><b>平成27年度以降(取組予定等)</b></p> <p>(1) 引き続き、各部局へ三重県男女共同参画審議会による評価などに対応した取組の促進等、審議会等委員への女性登用の要請等を行います。また、市町に対しては、女性登用率の低い市町を中心に、登用が進まない理由を尋ねる等して一層の働きかけを行うとともに、主管課長会議、担当職員研修会を開催し、男女共同参画施策の実施状況の情報共有や連携等を図ります。</p> <p>(2) 企業・団体等に「女性の活躍推進三重県会議」への加入を引き続き働きかけ、女性の活躍推進の輪を拡げていくとともに、経営者向けセミナーの開催や積極的に取組を進める企業等に研修の講師やアドバイザーを派遣する等の支援を行っていきます。また、女性人材の育成とネットワーク交流会を雇用経済部等と連携して実施していきます。</p> <p style="text-align: right;">(男女共同参画・NPO課)</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (交通事故防止対策等の推進)</p> <p>(3) 平成25年の交通事故死者数は94人となっており、24年の95人から1人減少しているものの、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の目標値85人以下については未達成となっている。 今後も引き続き、関係機関と連携を図り、交通事故防止に努めるとともに、高齢者や子どもなど交通弱者が関係する交通事故対策や飲酒運転根絶に重点を置いた取組を推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(交通安全・消費生活課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成26年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 四季の交通安全運動をはじめ年間を通じた広報啓発活動において「高齢者の交通事故防止」を運動の重点目標の一つと位置づけ、三重県交通対策協議会を構成する122の関係機関等と連携して、運動を展開しました。</p> <p>(2) 各地区の指定自動車教習所において参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、老人クラブ等で交通安全活動を推進する交通安全シルバーリーダーを育成しました。(18回実施、295人育成)</p> <p>(3) 各地域の市町、警察署、地区交通安全協会等関係機関の参加のもと、交通安全シルバーリーダー連絡会議を開催して、必要な情報の提供、活動に対する意見交換等を行い、交通安全シルバーリーダーが地域において効果的に啓発活動を実施できるよう支援を行いました。(18回実施、平成27年1月～2月)</p> <p>(4) 三重県交通安全研修センターにおいて、保育所・幼稚園、小学校、中学校の児童生徒向けなど子どもの発達段階にあわせた研修カリキュラムにより、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しました。 また、有識者の意見等をふまえ、体験学習ゾーンのリニューアルを行い、交通弱者対策を重点とした設備機器を充実させました。</p> <p>(5) 飲酒運転の根絶に向けて、「三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす基本計画」をふまえ、飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざすキャンペーンを県内各地で展開するとともに、飲酒運転<sup>ゼロ</sup>メッセージ運動などの取組により規範意識の定着を図りました。 また、飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する受診義務通知等の送付や相談対応などにより、再発防止を図りました。(キャンペーンイベント開催：10回、受診義務通知：542通発送)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成26年における交通事故死者数は112人で、前年より18人増加しました。うち高齢者の交通事故死者数は57人で、前年より8人増加しました。「みえ県民力ビジョン・行動計画」の目標値80人以下については未達成となったものの、活動指標である交通事故死傷者数は10,829人となり、目標値12,300人以下を達成し、さらに平成27年度目標値11,800人以下をも達成しました。</p> <p>(2) 自治会、老人クラブを中心に各地域において、交通安全講習会の実施、街頭啓発活動の実施など、様々な交通安全活動が展開されました。また、交通安全シルバーリーダーには、地域の高齢者に対して、日常の様々な機会に交通事故防止や交通安全の話をするなど、高齢者の事故防止に努めました。(街頭啓発活動等を通じた啓発延べ人数：25,388人)</p> <p>(3) 「三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす基本計画」の目標である「飲酒運転事故件数」については、平成26年53件以下の目標値には届かなかったものの、8件減少し、55件となりました。</p> <p style="text-align: right;">(交通安全・消費生活課)</p>
<p><b>平成27年度以降(取組予定等)</b></p> <p>(1) 高齢者等の交通事故防止対策の推進が重要であり、引き続き、関係機関等と連携して、高齢者を中心とした交通弱者の交通事故防止を重点とした交通安全教育及び広報啓発活動を推進します。特に、平成26年中の交通死亡事故の特徴として、シートベルトの非着用が多かったことから、全ての座席のシートベルト着用の徹底や交通事故の発生割合が多い地域における重点的な啓発等を行い、効果的に交通事故防止を図ります。</p> <p>(2) 参加・体験・実践型の交通安全教育により交通安全シルバーリーダーを育成するとともに、現在活動している交通安全シルバーリーダーの資質向上を図り、地域で連携して交通安全活動に取り組むため、連絡会議を開催し、必要な指導方法や情報提供を行うなど地域の活動が広がるよう支援します。 (育成人数200人、連絡会議開催回数18回予定)</p> <p>(3) 三重県交通安全研修センターにおいて、児童生徒等の対象者別に参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、教育現場の指導者向けにも交通安全研修を行います。また、平成27年1月にリニューアルオープンした体験学習ゾーンの交通安全教育機器を活用し、交通弱者への交通安全教育を充実させます。</p> <p>(4) 「三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす基本計画」をふまえ、教育及び知識の普及・啓発や飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する受診義務通知などにより、飲酒運転の根絶を図ります。</p> <p style="text-align: right;">(交通安全・消費生活課)</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (産業廃棄物不法投棄等不適正処理の未然防止)</p> <p>(4) 産業廃棄物不法投棄等の不適正処理については、監視・指導体制の強化等の取組を進めた結果、新たに確認された不法投棄事案は減少傾向にあるものの、平成 25 年度は増加に転じ、依然として新たな不法投棄が発生している。また、過去に発生した不適正処理に係る行政代執行の収入未済額は、平成 25 年度末現在で約 24 億円に上っている。</p> <p>新たな不適正処理事案の発生を未然に防止するため、引き続き、監視・指導等を強化し、早期発見・早期是正に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(廃棄物監視・指導課)</p>
講じた措置
<p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>不法投棄事案は、早期発見・早期是正を図ることが重要ですが、新たに発見される不法投棄については、当課の監視活動中に発見されるものだけでなく、住民等からの通報など第三者からの情報によるところが大きいのが実情です。</p> <p>そのため、従来から広く住民等からの情報提供を受けるためにフリーダイヤルの廃棄物ダイヤル 110 番や廃棄物 F A X 110 番を設置してきましたが、今年度は通報受付専用の「廃棄物メール 110 番」を新たに設けた他、FM 放送による通報の呼びかけを行うなど、さらに多くの手段で情報提供を呼びかけています。</p> <p>また、森林組合や民間事業者と「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」を締結し、民間事業者の協力も得ながら、不法投棄等の早期発見・早期是正に努めています。平成 26 年度も新たに 2 事業者と協定を締結し、これにより協定締結事業者は 10 森林組合（現在は合併があり 9 森林組合）と 8 事業所になります。</p> <p>さらに民間警備会社に委託する民間パトロール、近隣県等と共同で実施する産廃運搬車両の路上検査、県防災ヘリ・県警ヘリを活用したスカイパトロールを実施し、監視体制を強化しています。</p> <p>しかしながら、監視活動を強化すればするほど、またダイヤル 110 番等を周知し、情報提供を受ければ受けるほど、今までは埋もれていた事案が通報されることとなり、不法投棄件数の数字は増加する傾向があります。したがって、発見した不法投棄を是正させることと、そもそも事業者が不適正処理しない、させないことの重要性が高くなっています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>監視活動を強化するとともに、不法投棄事案の改善を指導した結果、平成 25 年度の産業廃棄物不法投棄量 623t については、平成 26 年度末の撤去量が 604t になり、97.0%の撤去が完了しました。</p> <p style="text-align: right;">(廃棄物監視・指導課)</p>
<p><b>平成 27 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>県内各地の産業廃棄物処理業者、排出事業者等に対する継続的な監視・指導を行い、不適正処理の未然防止に努めます。通常の監視・指導に加え、休日、早朝及び夜間監視や近隣県市との産業廃棄物運搬車両の合同路上検査及び県防災ヘリ等を利用した上空からの監視を実施します。</p> <p>また、引き続き、新たな民間事業者と「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」を締結し、通報制度の強化を図っていきます。</p> <p>発生した不適正処理事案については、迅速、的確に対応し、法令等に基づき厳正に対処します。</p> <p>また、不法投棄防止等の広報により、広く県民による監視を呼びかけ、通報を受け早期発見・早期是正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(廃棄物監視・指導課)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>収入未済額が平成 25 年度末現在 2,420,972,170 円（対前年度比 107.1%）あり、前年度と比べて 160,910,842 円増加しているため、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専修学校又は各種学校入校者補助金返還金 (人権課)</li> <li>・妊産婦出産費補助金返還金 (人権課)</li> <li>・NPO活動基盤強化事業業務委託契約に係る委託料返還請求債権及び違約金請求債権 (男女共同参画・NPO課)</li> <li>・PCB廃棄物事務管理費用 (廃棄物・リサイクル課)</li> <li>・産業廃棄物不適正処理代執行費用 (廃棄物適正処理プロジェクトチーム)</li> </ul> <p>イ 地域機関分</p> <p>収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 教育財産の目的外使用にかかる建物使用料等の納付が一部遅延していた。 (美術館)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 本庁分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専修学校又は各種学校入校者補助金返還金及び妊産婦出産費補助金返還金（以下、「専修学校又は各種学校入校者補助金返還金等」という。）については、収入未済金の回収のため、債務者宅への訪問や、文書、電話等での督促を行い、計画的な納付を促しました。 (人権課)</li> <li>・NPO活動基盤強化事業業務委託契約に係る委託料返還請求債権及び違約金請求債権は、債務者の死亡と相続放棄により債権の回収に必要な手続きができない状態ですが、回収可能性がある財産について、平成 26 年 5 月、7 月に複数の弁護士に法律相談を実施しました。 (男女共同参画・NPO課)</li> <li>・県が民法第 697 条「管理者の管理義務」に定める事務管理を行った PCB 事務管理費用（収集運搬及び分析に要した費用 582,877 円）について、管理義務を有する法人に対して平成 23 年 3 月に管理義務（処理責任）を通知し、管理義務の遂行と併せて事務管理費用の支払いを粘り強く求めました。その結果、管理義務を有する法人の代表取締役から、同費用の一部（300,000 円）について、個人として引き受けたい旨の申し出があり、平成 23 年 12 月に民法第 702 条「管理者の費用償還請求権」に基づく事務管理費用の重畳的（併存的）債務引受契約を締結し、契約に基づく支払いが行われてきました。平成 26 年 6 月分をもって契約に基づく全 30 回の支払は完了したところですが、残額については引き続き管理義務を有する法人に対して面談（平成 26 年 10 月、12 月）や電話により請求を行っているところです。 (廃棄物・リサイクル課)</li> <li>・産業廃棄物不適正処理にかかる行政代執行費用については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 8 の規定により原因者に代わって実施した対策事業に要した費用であり、その徴収については、行政代執行法の規定に基づき、国税滞納処分法の例により徴収できることとなっています。平成 26 年度においても、引き続き、国税徴収法に基づき、滞納者（原因者）に対する定期的な財産調査を行い、預金等の差押を実施しました。また、新たに滞納者（原因者）の有する債権にかかる財産調査を実施し、その詳細を把握したうえで、原因者代理人に対し、回収のうえ未納額に充当するよう指導を行いました。 (廃棄物適正処理プロジェクトチーム)</li> </ul> <p>イ 地域機関分</p> <p>(1) 納付状況を度々もきめ細かに確認するとともに債務者に納期内納付を依頼しました。 (美術館)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 本庁分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専修学校又は各種学校入校者補助金返還金等について、昨年度を上回る 50,000 円が納付されました。（残額計 151,000 円） (人権課)</li> <li>・法律相談の結果、いずれの弁護士からも当該財産から回収できる可能性は非常に低いという回答でした。この結果、当該債権は、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例に基づく徴収停止の要件に該当するため、徴収停止の措置を採りました。 (男女共同参画・NPO課)</li> <li>・重畳的（併存的）債務引受契約に基づき事務管理費用の一部（300,000 円）の納付は履行されました。 (廃棄物・リサイクル課)</li> <li>・平成 25 年度までに発生した事案の行政代執行費用について、平成 26 年度として、平成 27 年 3 月末現在で 5,261,283 円（各事案計）を自主的な納付や預金等の差押などにより収納しました。 (廃棄物適正処理プロジェクトチーム)</li> </ul> <p>イ 地域機関分</p> <p>(1) 本年度、督促状発行が必要な事案は発生していません。 (美術館)</p>

平成 27 年度以降（取組予定等）

ア 本庁分

- ・専修学校又は各種学校入校者補助金返還金等については、今後も定期的に債務者宅を訪問するなどにより納付を促し、収入未済額の減少に努めます。 (人権課)
- ・徴収停止の措置を採った日から3年経過すると、同条例に基づく債権放棄の要件に該当するため、3年経過後に徴収停止事由に該当しているかどうか再確認した後、債権放棄を行う予定です。 (男女共同参画・NPO課)
- ・残額(282,877円)については、分納など、支払いやすい条件を提示する等全額を回収できるよう、管理義務を有する法人に対して粘り強く支払を求めていきます。 (廃棄物・リサイクル課)
- ・代執行費用の費用求償について、引き続き滞納者の財産状況の把握を行い、換価可能資産の差押に努めるとともに、滞納者と面談を行い、自主的な納付を行うよう指導していきます。 (廃棄物適正処理プロジェクトチーム)

イ 地域機関分

- (1) 引き続き、納入状況のきめ細かな確認や債務者への期限内納付の依頼を確実に実施することで遅延防止に努めます。 (美術館)

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【インターネット人権モニター事業業務委託】特命随意契約 ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。 (人権センター)</p> <p>(2) 【カモシカ類学術標本資料保管業務委託】特命随意契約 ・変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。 (総合博物館)</p> <p>イ 公共工事</p> <p>(1) 【桑名市五反田事案 恒久対策 (分 - 1) 工事】 ・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表 (総括表)」が設計書に添付されていなかった。 (廃棄物適正処理プロジェクトチーム)</p> <p>(2) 【桑名市源十郎新田事案 支障除去対策工事 (藤川右岸工区)】 ・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表 (総括表)」が設計書に添付されていなかった。 (廃棄物適正処理プロジェクトチーム)</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1) 【環境省研修】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (伊賀地域防災総合事務所)</p> <p>(2) 【部落解放研究第 47 回全国集会参加】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (人権センター)</p> <p>(3) 【第 65 回全国人権・同和教育研究大会】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (人権センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 契約書条項について、今後、適正な事務処理を行うよう各担当者に周知を図りました。 (人権センター)</p> <p>(2) 事前検査が必要な内容を経理担当者及び出納員で確認し、再発防止に努めました。 (総合博物館)</p> <p>イ 公共工事</p> <p>(1)(2) 公共工事の発注に先立ち工事設計書積算時に、リサイクル認定製品の使用の可否について検討することとしており、検討資料を設計書に添付する、という取扱いになっています。今回指摘のあった 2 つの工事については、リサイクル認定製品使用検討の結果、使用可能な製品がなかったため、検討資料の添付を省略したものです。しかしながら取扱い上、製品を使用しないのであればその旨工事設計書に記載することとしていることから、今後は工事設計書の施行起案時に複数の職員が当該資料の添付を確認するよう努めます。 (廃棄物適正処理プロジェクトチーム)</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1) 旅費事務担当が、年 4 回以上、総務事務システムから復命書の文書登録を必要とする案件を抽出して総合文書システムと照合し、文書登録がなされていない案件が発見された場合には、該当職員に登録を促すこととしました。また、所属ミーティングの機会等を通じて、復命書の文書登録について周知を図りました。 (伊賀地域防災総合事務所)</p> <p>(2)(3) 復命書について、総合文書管理システムに登録することを周知徹底しました。 (人権センター)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 記載漏れは、解消されました。 (人権センター)</p> <p>(2) 事前検査の必要性が複数の職員にも拡がり再発防止につながっています。 (総合博物館)</p> <p>イ 公共工事</p> <p>(1)(2) 平成 26 年度における対象工事 (1 件) については、リサイクル認定製品の使用の可否の検討に関する資料の添付を確実に行いました。 (廃棄物適正処理プロジェクトチーム)</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1) 上記を実施した結果、本年度において文書登録忘れの案件は発生していません。 (伊賀地域防災総合事務所)</p> <p>(2)(3) 総合文書管理システムによる登録は適切に行われています。 (人権センター)</p>

平成 27 年度以降（取組予定等）

ア 業務委託

- (1) 会計規則等に基づき、契約書条項の記載について適正な事務処理に努めていきます。 (人権センター)  
(2) 引き続き、出納局事前検査に関して適切な対応を行っていきます。 (総合博物館)

イ 公共工事

- (1)(2) 次年度以降においても適切に処理を行っていきます。 (廃棄物適正処理プロジェクトチーム)

ウ 旅費

- (1) 平成 27 年度も引き続き、上記 1 に記載した方法で、登録忘れを未然に防ぐこととします。  
(伊賀地域防災総合事務所)  
(2)(3) 引き続き、総合文書管理システムを用いて適正な事務処理を行うよう周知徹底を図ります。(人権センター)



監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(3)財産管理等の状況	
財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 物品等の管理状況	
(1) 現在活用されておらず、今後も活用の見込みがない備品が保管されていた。	(人権センター)
(2) 備品を廃棄処分するにあたって、不用決定がされていなかった。	(総合博物館)
イ 金品亡失(損傷)	
(1) 公用車の損傷(修理代 186,768 円)	(南勢志摩地域活性化局)
講じた措置	
<b>平成 26 年度</b>	
1 実施した取組内容	
ア 物品等の管理状況	
(1) 当該備品の利用状況及び活用見込みを確認した上で、廃棄処分を行いました。	(人権センター)
(2) 備品を廃棄処分する事務手続きについて担当者が確認を行いました。	(総合博物館)
イ 金品亡失(損傷)	
(1) 尾鷲庁舎の駐車場に入ろうとした際、駐車場の縁石及び柵に気付かず、縁石及び 30 c m 程度の鉄製パイプの柵に乗り上げ、左前方のタイヤ泥除け及び助手席ドアの下部部分を破損しました。職員に厳重に注意をするとともに、所内会議等で全職員に対し交通安全及び県有財産の適正管理に対する意識の向上を図りました。	(南勢志摩地域活性化局)
2 取組の成果	
ア 物品等の管理状況	
(1) 備品の管理状況を確認するとともに、改めて適正な物品管理を職員に周知しました。	(人権センター)
(2) 備品を廃棄処分する事務手続きについて担当者及び出納員の意識が向上しました。	(総合博物館)
イ 金品亡失(損傷)	
(1) 注意喚起及び再発防止の徹底を行った結果、職員の交通安全及び県有財産の適正管理に対する意識の向上を図ることができました。	(南勢志摩地域活性化局)
<b>平成 27 年度以降(取組予定等)</b>	
ア 物品等の管理状況	
(1)引き続き、備品等物品の適正な管理について徹底を図っていきます。	(人権センター)
(2)引き続き、備品廃棄処分の適切な対応を行っていきます。	(総合博物館)
イ 金品亡失(損傷)	
(1) 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き職員へ注意喚起を行っていきます。	(南勢志摩地域活性化局)

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>(ア) 工事、物件等における入札中止状況</p> <p>事務処理誤りにより入札を中止した事案が 21 件あったので、今後、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 物件等で入札を中止したものが 3 件あった。 (文化振興課)</p> <p>(2) 物件等で入札を中止したものが 2 件あった。 (交通安全・消費生活課)</p> <p>(3) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。 (廃棄物・リサイクル課)</p> <p>(4) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。 (鈴鹿地域防災総合事務所)</p> <p>(5) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。 (松阪地域防災総合事務所)</p> <p>(6) 物件等で入札を中止したものが 2 件あった。 (人権センター)</p> <p>(7) 物件等で入札を中止したものが 9 件あった。 (総合博物館)</p> <p>(8) 物件等で入札を中止したものが 2 件あった。 (美術館)</p> <p>(イ) その他事務管理体制</p> <p>事務管理体制について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 自動車検査証の有効期間が満了していることに気付かず公用車の運行を行っていた。 (廃棄物監視・指導課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(ア) 工事、物件等における入札中止状況</p> <p>(1) 入札参加資格にかかる資格要件の設定が不適切であったため、入札を中止したことから、入札案件の履行に必要な許可・資格等を副務者等と確認するなど、チェック体制の強化に努めました。 (文化振興課)</p> <p>(2) 仕様書の内容についてチェック体制を強化しました。 (交通安全・消費生活課)</p> <p>(3) 監査結果を課内で情報共有し、複数者でチェックすることにより再発防止を図っています。 (廃棄物・リサイクル課)</p> <p>(4) 複数の職員でチェックするなど、いっそう適正な事務処理を行うためチェック体制を強化しました。 (鈴鹿地域防災総合事務所)</p> <p>(5) 監査結果を所属内で情報共有し、事務処理誤りによる入札の中止がないように複数の職員でチェックする等チェック体制を強化することにより、再発防止及び適正な事務処理を図っています。 (松阪地域防災総合事務所)</p> <p>(6) 印刷業務による入札中止については、特記仕様書に誤りがあったため、発生した事案の原因や対処について情報共有を図りました。また、修繕業務による入札中止は、部品納期が難しいとの事案であったため、仕様作成にあたって修繕内容を十分理解して実施することとしました。 (人権センター)</p> <p>(7) 仕様書の内容について複数職員で確認するようにしました。 (総合博物館)</p> <p>(8) 仕様書の内容について、複数課、複数職員で確認するようにしました。 (美術館)</p> <p>(イ) その他事務管理体制</p> <p>(1) 公用車内のダッシュボードに車検の有効期限を明示したシールを貼るとともに、公用車の鍵・給油伝票等を収納する管理袋にも車検の有効期限を明示するなど、運転者及び同乗者が車検情報をいつも確認できるようにし、庶務担当者が管理していた車検等の情報の共有化を図りました。また、全庁的に公用車管理台帳に車検日を記す欄が設けられ、車検切れが発生しないような適切な管理体制を構築しました。 (廃棄物監視・指導課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(ア) 工事、物件等における入札中止状況</p> <p>(1) 再発防止の周知・徹底を行った結果、上記の指摘以降の発注案件において、同様の事案は発生していません。 (文化振興課)</p> <p>(2) 仕様書の内容について複数の職員でチェックすることとしました。 (交通安全・消費生活課)</p> <p>(3) 監査結果を踏まえ、入札事務について適切な履行を徹底しています。 (廃棄物・リサイクル課)</p> <p>(4) 複数の職員でチェックに努めています。その結果、事務処理誤りによる入札中止が減少しました。 (鈴鹿地域防災総合事務所)</p> <p>(5) 監査結果を踏まえ、物件等の入札の実施について適切な履行を徹底しています。 (松阪地域防災総合事務所)</p> <p>(6) 適正な入札事務を行うことができました。 (人権センター)</p> <p>(7) 仕様書を作成する際に職員のチェック意識が向上しました。 (総合博物館)</p> <p>(8) 複数職員でのチェックを行うことにより、職員の意識が向上し、事務処理誤りが減少しました。 (美術館)</p> <p>(イ) その他事務管理体制</p> <p>(1) 車検等の公用車情報について、職員間で共有され、適正に管理しました。 (廃棄物監視・指導課)</p>

**平成 27 年度以降（取組予定等）**

（ア） 工事、物件等における入札中止状況

- （1） 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き、複数の職員でチェックを行い、適正な発注事務を継続して実施します。 (文化振興課)
  - （2） 引き続き、仕様書の内容について複数の職員でチェックすることとします。 (交通安全・消費生活課)
  - （3） 監査結果を踏まえ、今後も引き続き再発防止を図っていきます。 (廃棄物・リサイクル課)
  - （4） 引き続き、複数の職員でチェックするなど、いっそう適正な事務処理を行うためチェック体制を強化していきます。 (鈴鹿地域防災総合事務所)
  - （5） 今後も物件等の入札の実施について適正な事務処理を行っていきます。 (松阪地域防災総合事務所)
  - （6） 引き続き、入札事務の適正な執行に努めます。 (人権センター)
  - （7） 引き続き、同様のチェック体制を継続して行っていきます。 (総合博物館)
  - （8） 引き続き、適正な事務処理となるようチェック体制を維持します。 (美術館)
- （イ） その他事務管理体制
- （1） 引き続き、公用車の情報を職員間で共有し、適正に管理していきます。 (廃棄物監視・指導課)

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故          公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 自損事故 (物損額：県 319,982 円) (廃棄物監視・指導課)          (2) 自損事故 (物損額：県 103,252 円) (総合博物館)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 26 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(5) 交通事故</p> <p>(1) 課内会議において、交通事故に至った経緯、反省点を話し合い、事故防止に努めるよう研修を実施しました。(廃棄物監視・指導課)</p> <p>(2) 当館職員が立体駐車場にて、スペースへ後進で駐車を試みた際に、右端へ接近しすぎたため、公用車右側のドアと駐車場の柱が接触し、損傷したものです。全員ミーティングにおいて注意喚起を行い、常に安全運転に努めるよう職員に徹底を図りました。(総合博物館)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(5) 交通事故</p> <p>(1) 交通安全意識、及び県有財産の適正な管理意識が向上し、再発防止につながりました。(廃棄物監視・指導課)</p> <p>(2) 職員の交通安全意識の高揚が図れ、平成 26 年度には公用車による交通事故は発生していません。(総合博物館)</p>
<p><u>平成 27 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>(5) 交通事故</p> <p>(1) 引き続き、安全運転及び交通事故防止について、職員の意識向上を図っていきます。(廃棄物監視・指導課)</p> <p>(2) 今後も公用車の運転については細心の注意を行うよう喚起を続けていきます。(総合博物館)</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (地籍調査事業の促進)</p> <p>(1) 国土調査法に基づき、土地の基礎的な情報を明らかにすることを目的に地籍調査を実施しているが、本県における平成25年度末時点での進捗率は8.87%と、全国平均の51.0%と比べて低い値となっている。</p> <p>実施主体である市町の実質的な財政負担が5%であるにもかかわらず、進捗しない大きな原因は、市町において必要な人員確保ができていないことと考えられるので、例えば公的団体等の活用など、市町が計画的・効率的に進捗するための方策を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(水資源・地域プロジェクト課)</p>
講じた措置
<p><b>平成26年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 休止市町の幹部職員等と面談を行い、地籍調査の必要性及び効果を説明し、早期事業再開について要請しています。</p> <p>(2) 南海トラフ地震への備えとなることから、地籍調査の先行調査となる国土交通省直轄事業の境界基本調査の活用について市町に働きかけています。</p> <p>(3) 人手がかかることが地籍調査の進まない原因の一つとなっていることから、東海ブロック国土調査推進連絡協議会等を通じて、市町職員等の人件費の補助化を、国土交通省に要望しました。また、協議会等が主催する市町等・県地域機関等担当者を対象とする講習会等を通じて、外部委託の促進に取り組んでいます。</p> <p>(4) 公的団体等を活用して、市町が行う地籍調査を計画的・効率的に進捗させるための方策を検討しています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 海岸を有する18市町が、南海トラフ津波浸水想定地域を対象とする国直轄調査を実施しています。また、事業再開までには至っていませんが、休止している5市町のうち4市町が、この国直轄調査を実施しています。</p>
<p><b>平成27年度以降(取組予定等)</b></p> <p>(1) 南海トラフ津波浸水想定地域を対象とする国直轄調査の実施を、これまでに引き続き、国土交通省に要望していきます。</p> <p>(2) 震災後の街づくり等復旧、復興を迅速に行うためには地籍調査を実施する必要があります。このため、市町とともに、津波浸水想定地域での地籍調査の拡大について重点的に取り組みます。</p> <p>(3) 公的団体等を活用して、市町が行う地籍調査を計画的・効率的に進捗させるための方策について、引き続き検討していきます。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (競技力の向上)</p> <p>(2) 三重県競技力向上対策本部を設置し、本県の競技スポーツ水準の向上を図るため、さまざまな取組を行っているものの、国民体育大会の男女総合成績が41位となっている。</p> <p>「みえ県民力ビジョン・行動計画」の平成27年度の目標値である、国民体育大会の男女総合成績20位台の達成、また33年に本県で開催する国民体育大会での天皇杯・皇后杯の獲得に向け、できる限り多くの競技種目において入賞を目指す必要があることから、引き続き関係競技団体等と連携しながら、ジュニア選手、少年選手及び成年選手の育成・強化、指導者の養成・確保、環境整備等に取り組み、競技力の向上に努められたい。</p> <p>(スポーツ推進課)</p>
講じた措置
<p><b>平成26年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成33年に本県で開催される国民体育大会での天皇杯・皇后杯獲得をめざすとともに、本年の国民体育大会の男女総合成績20位台をめざし、平成26年4月22日に知事を本部長とする「三重県競技力向上対策本部」第2回本部会議を開催しました。</p> <p>(2) ジュニア選手の競技人口が少ない競技については選手の発掘・育成に取り組み、25年度は「なぎなた、ウエイトリフティング、ヨット、水泳(水球)、山岳、カヌー」の6競技を、26年度は「山岳、カヌー」に代えて「水泳(飛込)、ボート」の6競技を実施しました。</p> <p>(3) 全国大会等での活躍が期待されるジュニア選手(小・中学生 計536名)を「チームみえジュニア」として指定し、ジュニア選手の意識醸成を図るとともに、競技団体、指導者、保護者が一体となって、ジュニア選手の育成・強化を図る研修プログラムを実施しました。</p> <p>(4) 本年度から、全国大会等での活躍が期待される中学校運動部を新たに強化指定するとともに、高等学校運動部の強化指定を拡充し、合宿や遠征等の強化活動を支援しました。</p> <p>(5) 県民等からの寄附金を活用し、将来、国民体育大会やオリンピック等の大規模大会で活躍が期待されるジュニア選手を「チームみえスーパージュニア」として指定(12名)し、合宿や遠征等の強化活動を支援しました。</p> <p>(6) 全国・国際大会で活躍する現役選手を、スポーツ指導員として1名配置し、指導現場に派遣することで、ジュニア・少年選手の育成・強化を行うとともに、指導者の資質向上に取り組みしました。</p> <p>(7) 本年の国民体育大会で入賞の可能性がある競技団体に対し、全国・国際大会等で活躍した選手、もしくは優れた指導者を特別コーチとして派遣(5競技)し、指導者の資質向上と選手の育成・強化に取り組みました。</p> <p>(8) 国民体育大会の正式競技である競技団体で、特に高額で特殊用具等が必要な競技団体に対し、強化活動に必要な備品等の整備を支援しました。(10競技)</p> <p>(9) 成年選手の重点的な競技力向上を図るため、国民体育大会等において活躍が期待される県内の大学運動部、企業・クラブチームを強化指定し、合宿や遠征等の強化活動を支援しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 三重県競技力向上対策本部第2回本部会議において、本年度の競技力向上対策の取組内容を決定しました。</p> <p>(2) 本年度、ジュニア選手発掘の事業を実施した6競技団体は、より多くの子どもたちが当該競技を続けられるよう、基礎的な練習を行う「育成プログラム」を実施し、ジュニア選手の育成に取り組んでいます。</p> <p>(3) 本年度から中学校運動部を新たに強化指定(4校4部)するとともに、高等学校運動部の強化指定を昨年度の15校21部から26校54部に拡充し、合宿や遠征等の強化活動を支援することにより、本年度の全国高等学校総合体育大会での入賞件数が、昨年度の34件から50件と約1.5倍増加し、一定の成果が現れました。</p> <p>(4) 指導者の養成・確保については、特別コーチの派遣やスポーツ指導員の配置により、競技団体の指導者の資質向上を図りました。また、中高運動部における本県の競技力向上対策の中核となる指導者を対象に、強化指定運動部指導者研修会の開催をシリーズ化し、講義形式だけではなく、県内指導者とゲスト(研究者、トップ指導者等)が、コーチング論についてコーディネーターを介して、意見交換を行うなど研修を通じて知識を深めています。</p> <p>(5) こうした取組の結果、国民体育大会の男女総合成績は平成25年の41位から32位に上昇しました。</p>
<b>平成27年度以降(取組予定等)</b>
<p>(1) 平成33年の国民体育大会での天皇杯・皇后杯獲得に向けて、ジュニア・少年選手の発掘・育成・強化、成年選手の育成・強化を図るため、優秀な指導者を養成・確保するなど、平成27年度に「基盤・体制づくり」を行い、平成28年度からの「育成期」に向けて取組を進めていきます。</p> <p>(2) ジュニア・少年選手の育成・強化の取組については、関係団体と連携し、中学校・高等学校運動部強化指定事業の拡充を図るとともに、中高の連携を図りながら、競技種目別の育成・強化の取組に着手します。</p> <p>(3) 成年選手の育成・強化の取組については、本県にトップアスリートが定着できるような就職支援の取組に着手するとともに、新たなチーム結成に向けた取組を進めていきます。</p> <p>(4) 指導者の養成・確保の取組については、「特別コーチ派遣事業」や「スポーツ指導員配置事業」など、県内外の優秀な指導者の派遣・登用を進めていきます。</p> <p>(5) 新たな国体競技(種目・種別)への対応と、女性アスリートが継続して取り組める環境づくりの調査・研究を行うとともに、女性アスリートの競技力向上を進めていきます。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (南部地域の活性化の取組)</p> <p>(3) 三重県南部地域では、第一次産業の衰退に加え、企業誘致による雇用の場の確保も難しいことなどから、人口の流出と高齢化が進行しており、集落機能の維持が困難になる集落が増えている。特に、若者の定住率が平成23年度以降減少していることから、引き続き若者の雇用の場の確保、定住促進をめざす「南部地域活性化プログラム」の推進を図り、南部地域の活性化に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(南部地域活性化推進課)</p>
講じた措置
<p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 13市町・有識者・県で構成する「南部地域活性化推進協議会」(以下「協議会」という。)において、南部地域活性化基金(以下「基金」という。)を活用した事業や集落機能を維持するための取組の進捗状況等について市町と情報共有を図るとともに、複数市町の連携による若者の働く場の確保、交流人口の拡大など地域の特性を生かしたさまざまな取組を基金により支援しました。</p> <p>(2) 三大都市圏において移住相談会を開催するなど、三重の田舎暮らしに関する情報の効果的な発信に努めました。</p> <p>(3) 集落機能を維持するための取組を、三重大学と連携して南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町の4つの地域で住民と大学生の話し合いを経て、住民が主体となった取組の試行を進めました。また、四日市大学と連携して新たに取り組んでいる鳥羽市では、学生が地域で活動するにあたっての打ち合わせを関係者と進めました。</p> <p>(4) 市町の若手・中堅職員が地域づくりに対して意欲的に取り組むきっかけとするため、三重大学と連携して「南部未来塾」を6回開催しました。</p> <p>(5) 地域資源を活用した新たな事業展開や事業拡大を行う事業者に対し、基金を活用して雇用の創出を図りました。</p> <p>(6) 関係部局と情報共有を図るとともに、南部地域の活性化に向けた取組を促進するため、7月に知事を本部長とする部局横断組織「南部地域活性化推進本部」本部員会議を開催しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 基金創設から3年目にあたる平成26年度は、市町のさまざまな枠組みによる主体的な取組が進むとともに、27年度に向けた事業化にあたっては新たな提案と地域的な広がりが見られました。</p> <p>(2) 市町と連携した移住相談会の開催等、効果的な情報発信を行うとともに、田舎暮らし体験の実施などにより、移住者の受入体制を充実しました。</p> <p>(3) 集落機能を維持するための取組では、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町、鳥羽市の5つの地域で、住民が主体となり、学生との共同作業による、集落の維持に向けた活動が進んでいます。</p> <p>(4) 三重大学と連携して「南部未来塾」を開催することにより、意欲的に地域づくりに携わる若手市町職員等のスキルアップを図りました。</p> <p>(5) 地域資源を活用した事業への支援については、昨年度から継続の2事業者に加えて新規雇用を伴う事業を行う2事業者を採択し、雇用創出につなげています。</p> <p>(6) 「南部地域活性化推進本部」本部員会議での協議等を通じて、庁内で情報共有を図り、県関係部局の施策や基金を有効に活用するとともに、国の施策に関する情報を市町へ提供するなど、調整を図りました。</p>
<b>平成 27 年度以降 (取組予定等)</b>
<p>(1) 市町間の一体感を高める効果的な取組に対して、引き続き基金を活用して支援を行うとともに、より事業効果を高めるための助言や協力を積極的に行っていきます。あわせて、協議会等の場において関係市町と各種取組に関する情報共有や意見交換を行うことで、市町連携等による、地域が主体となった活性化に向けた仕組みをより強固なものにしていきます。</p> <p>(2) 都市部に住む若者の田舎暮らしへのニーズは高まっていることから、引き続き関係市町と連携し、受入体制の充実、移住関係者のネットワークづくりに取り組むとともに、東京に開設予定の移住相談センターを活用し、南部地域への移住促進に取り組めます。</p> <p>(3) 大学と連携した集落機能を維持するためのモデル的な取組については、平成26年度から開始している鳥羽市での取組を継続します。また、地域おこし協力隊の活用など市町の実情に応じた取組を支援するとともに、サポート人材のスキルアップと集落支援の取組の波及に向けて、関係者による情報共有や学び合い、成果発表の場づくりや交流の場づくりに取り組みます。</p> <p>(4) 住民の主体的な取組をサポートする人材が不可欠であり、その育成について継続的に取り組んでいく必要があることから、「ディスカッションリーダー養成講座」など人づくりの取組を引き続き進めます。</p> <p>(5) 地域資源を活用した事業への支援については、平成26年度採択分を継続して支援することにより事業展開や事業拡大を促進し、雇用の場の確保につなげます。</p> <p>(6) 地域において生き生きと働く若者に焦点を当て、南部地域における多様なライフスタイルを発信するとともに、交流の場づくりを行うことで、若者の南部地域への関心を高めます。</p> <p>(7) 県関係部局の施策や基金を有効に活用するとともに、地方創生の動きなど、国の施策に関する情報を市町等と共有・活用するなど、南部地域の活性化に向けて幅広く取組を進めます。</p>

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

(熊野古道を中心とした集客交流)

- (4) 東紀州地域の活性化に向け、地域や関係機関と連携し、熊野古道を中心とした地域の魅力発信やイラストマップの作成、道標の整備など来訪者の利便性の向上などに取り組んだことと高速道路の延伸もあったことから、熊野古道等への年間来訪者数が過去最多の30万8千人(対前年比12.7%増)となった。

今後、世界遺産である熊野古道の価値を守り伝えていくための保存会や語り部メンバーの高齢化などにより、今後の担い手不足が懸念されることから、その価値を次世代に伝えていくための体制づくりを行うとともに、引き続き東紀州地域振興公社等による熊野古道を中心とした集客交流を推進されたい。

(東紀州振興課)

## 講じた措置

## 平成26年度

## 1 実施した取組内容

- (1) 平成26年に熊野古道世界遺産登録10周年を迎えたことから、新たなファンやリピーターを増やすさまざまな事業を県関係部局、市町、地域と一体となって実施しました。また、古道の価値を次世代に伝えていくための体制づくりや、伊勢と熊野を結ぶための歩きやすい環境づくりに取り組みました。
- (2) 熊野古道世界遺産登録10周年事業の取組のうち主なものは以下のとおりです。
- ・世界遺産登録10周年を記念して、熊野市において記念式典や食の幸フェスタなどオープニングイベントを実施しました。
  - ・伊勢神宮から熊野速玉大社までの約170kmを14回に分けて踏破する「熊野古道伊勢路踏破ウォーク」を開催しました。
  - ・熊野古道を守り伝えていくために、「熊野古道サポーターズクラブ」を5月に立ち上げ、会員向けのメールマガジン等による情報発信を行うとともに、保存会と連携して保全活動を実施しました。
  - ・熊野古道の情報を発信するため、三重テラスにおいて、奈良県、和歌山県と連携して熊野古道セミナーを開催しました。
- (3) 東紀州地域振興公社では、三重県フェアなど県外での観光展や物産展への出展、ホームページやガイドブック等により熊野古道伊勢路の情報発信を行いました。

## 2 取組の成果

- (1) 熊野古道世界遺産登録10周年を契機に、県関係部局、市町、地域と一体となってさまざまな記念事業を展開しました。これらの取組により、平成26年の熊野古道来訪者数は過去最多の42万9000人となるなど成果が出ています。
- (2) 熊野古道世界遺産登録10周年事業の取組のうち主なものは以下のとおりです。
- ・世界遺産登録10周年を記念して、熊野市において記念式典や食の幸フェスタなどオープニングイベントを実施しました。(参加者数3,104人)
  - ・「熊野古道伊勢路踏破ウォーク」(全14回)を6月から開始し、地域での歴史、文化の紹介やおもてなしにより熊野古道伊勢路への関心や理解を高めました。(延べ参加者数1,212人)
  - ・熊野古道を守り伝えていくために、「熊野古道サポーターズクラブ」を5月に立ち上げ、会員向けのメールマガジン等による情報発信を行うとともに、保存会と連携して保全活動を実施しました。(3月末会員数787人)
  - ・熊野古道の情報を発信するため、三重テラスにおいて、奈良県、和歌山県と連携して熊野古道セミナーを開催しました。(延べ参加者数168人)
- (3) 東紀州地域振興公社では、三重県フェアなど県外での観光展や物産展への出展、ホームページやガイドブック等により熊野古道伊勢路の情報発信を行いました。

## 平成27年度以降(取組予定等)

- (1) 熊野古道世界遺産登録10周年による賑わいを継続し、次の10年につなげていくために、26年度に改定したアクションプログラムに基づき、おもてなしの向上など地域が主体となった受入体制の充実、伊勢から熊野までのすべての道程を歩くための環境整備、大都市圏等への継続的な情報発信などによる誘客促進に取り組むとともに、魅力ある地域資源を生かした仕掛けづくりにより、来訪者の周遊性、滞在性を向上させることで交流人口の拡大を図り地域経済の活性化につなげます。
- また、古道の保全や伝承に携わる担い手育成につなげるため、「熊野古道サポーターズクラブ」を活用し、熊野古道を守り、その価値を次世代に伝えていくための体制を強化します。
- (2) 熊野古道センターでは、古道をはじめとする地域資源の魅力を発信する企画展、交流イベントや体験教室等を展開することにより、情報発信、集客交流の拡大を図ります。紀南中核的交流施設では、魅力的な宿泊プラン等の設定、地域資源を活用した体験プログラムの実施や地域と連携したイベントの開催等により、集客交流の機能を充実させていきます。
- (3) 東紀州地域振興公社が引き続き地域振興の取組を総合的に推進する地域のコーディネーターとしての役割を果たし、観光振興、産業振興および10周年を契機とした熊野古道の保全と活用を一層促進します。



監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>収入未済額が平成 25 年度末現在 11,084,176 円（対前年度比同額）あり、前年度と比べて減少していないので、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（南部地域活性化推進課）</p>
講じた措置
<p><u>平成 26 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 26 年 3 月に間接補助事業者が破産し、所有財産がないことが明らかになったことから、補助事業者による債権回収が不可能となりました。</p> <p>このため、補助事業者から返還命令の取消し申請があり、三重県補助金等交付規則第 17 条第 3 項の規定に基づき補助金の返還請求権を放棄することとしました。</p> <p>平成 26 年 6 月定例月会議に、補助金返還請求の権利を放棄する議案を提出し、議決を得ました。</p> <p>議決を受け、平成 26 年 7 月 1 日付けで、補助金返還命令を取り消し、補助金の返還を免除する旨、補助事業者に通知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>以上により、収入未済額の処理を完了しました。</p>
<u>平成 27 年度以降（取組予定等）</u>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 現金受入票を2回発行したことにより、現金日計表に残額が計上され続けていた。 (松阪地域防災総合事務所)</p>
講じた措置
<p><b>平成26年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>現金日計表上平成26年3月末現在で残額が110円発生していたので確認したところ、3月24日調定の110円についての現金受入票を重複して発行していたため、残額が110円計上されたままとなっていたことが判明しました。</p> <p>「会計規則第21条第2項」の規定を遵守し、現金等で歳入を収納したときは、速やかに（一万円以内の収納金等は、「会計規則運用方針 第21条関係 収納金払込み 5」の規定により、五開庁日以内に）現金収納票により指定金融機関等に払い込むことを徹底しています。</p> <p>財務会計システムにより月末時点の「現金日計表」をプリントアウトし、受入額が速やかに払い出されているかどうか確認しています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>受け入れた現金が遅滞なく指定金融機関に払い込まれています。</p>
<p><b>平成27年度以降（取組予定等）</b></p> <p>引き続き会計規則及び会計規則運用方針等を遵守し、今年度の取組を継続します。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 補助金等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 補助金</p> <p>(1) 【南部地域活性化基金事業費補助金（企業立地セミナー開催事業）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概算払いを行う理由が明示されていなかった。</li> <li>・概算払精算書が提出されていなかった。</li> </ul> <p>(2) 【南部地域活性化基金事業費補助金（東紀州地域資源魅力発信事業）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概算払いを行う理由が明示されていなかった。</li> <li>・概算払いを誤って精算払いで処理していた。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(南部地域活性化推進課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 26 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 指摘があった概算払を行う理由の明示や概算払精算書の提出について、適正な事務処理を行うよう事業担当者に周知しました。</p> <p>(2) 指摘があった概算払を行う理由の明示や支払方法の誤りについて、適正な事務処理を行うよう事業担当者に周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) (2) 適正な事務処理に努めています。</p>
<p><u>平成 27 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) (2) 今後とも、適正な事務処理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>補助金等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ その他支出事務</p> <p>(1) ・前渡資金を支出する際、一部資金の支出科目を誤っていた。 (津地域防災総合事務所)</p> <p>(2) ・車検証記載事項変更手続きにあたり、変更申請手数料を誤って資金前渡し、歳出戻入を4件行っていた。 (南勢志摩地域活性化局)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成26年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 支出命令を行う際に、その支出証拠書類とともに支出すべき科目などについて、複数職員による確認を徹底するよう改善しました。 (津地域防災総合事務所)</p> <p>(2) 変更申請手数料に関する所要額の確認については、複数の職員によるチェック体制を徹底しました。 (南勢志摩地域活性化局)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)(2)適正な事務処理に努めています。</p>
<p><u>平成27年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1)(2)引き続き、会計規則や関係要領等を遵守し、適正な事務処理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>物品等の管理について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 物品等の管理状況</p> <p>(1) 廃棄された物品の処分決議が行われていなかった。 (水資源・地域プロジェクト課)</p> <p>(2) 廃棄済の備品で台帳から削除されていないものや在庫物品ではないのに出納員在庫として台帳に記載されていたものがあった。 (鈴鹿地域防災総合事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 26 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 速やかに処分決議を行い、物品管理台帳から削除しました。 (水資源・地域プロジェクト課)</p> <p>(2) 廃棄済の備品につきましては、備品台帳から既に削除いたしました。また、在庫物品でないものに関しましては、台帳から削除いたしました。 (鈴鹿地域防災総合事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)(2) 適正な備品管理に努めています。</p>
<p><u>平成 27 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>(1)(2) 引き続き、会計規則等に基づき、適切な物品等の管理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>物品等の管理について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失（損傷）</p> <p>(1) 公用車の損傷（修理代 124,309 円）</p> <p style="text-align: right;">（鈴鹿地域防災総合事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 26 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 今回の公用車の損傷につきましては、駐車場に駐車中損傷されたものと推測されるもので、職員の不注意により発生したものではありませんが、全職員に対しましては、会議などあらゆる機会を通じまして、自動車の安全運転および物品の適切な使用について注意喚起をはかり再発防止に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 今年度、自動車の安全運転及び物品の適切な使用に心がけた結果、交通事故発生していません。</p>
<p><u>平成 27 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 引き続き、会議などあらゆる機会を通じまして、自動車の安全運転および物品の適切な使用について意識の向上をはかっていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>(ア) 工事、物件等における入札中止状況</p> <p>事務処理誤りにより入札を中止した事案が7件あったので、今後、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 物件等で入札を中止したものが3件あった。(四日市地域防災総合事務所)</p> <p>(2) 物件等で入札を中止したものが1件あった。(鈴鹿地域防災総合事務所)</p> <p>(3) 物件等で入札を中止したものが2件あった。(伊賀地域防災総合事務所)</p> <p>(4) 物件等で入札を中止したものが1件あった。このうち、開札後に中止したものが1件あった。(紀南地域活性化局)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成26年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) チェック体制の強化や、入力チェックを二重に行うことなどにより、再発防止に努めました。(四日市地域防災総合事務所)</p> <p>(2)(3) 複数の職員でチェックするなど、いっそう適正な事務処理を行うためチェック体制を強化しました。(鈴鹿地域防災総合事務所・伊賀地域防災総合事務所)</p> <p>(4) 仕様書の内容の検討、確認を十分に行うようにし、その他、誤りをなくすために複数職員によりチェックを行いました。(紀南地域活性化局)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 入力チェックを二重にすることで、単純な入力ミスが軽減し、チェック体制の強化を図ることができました。(四日市地域防災総合事務所)</p> <p>(2)(4) 複数の職員でチェックに努めることで、チェック体制の強化を図ることができました。(鈴鹿地域防災総合事務所、紀南地域活性化局)</p> <p>(3) 上記、取組を行った以降は、入札を取り消したものはありません。(伊賀地域防災総合事務所)</p> <p><b>平成27年度以降(取組予定等)</b></p> <p>(1) 引き続き、会計規則などを熟知するため、四日市庁舎経理勉強会などを開催すると共に、出納局等が実施する会計事務専門研修や物件等電子調達システム操作研修などに職員を積極的に参加させることで、職務能力や内部統制能力の更なる向上に努めます。(四日市地域防災総合事務所)</p> <p>(2)(3)(4) 引き続き、複数の職員でチェックするなど、いっそう適正な事務処理を行うためチェック体制を強化していきます。(鈴鹿地域防災総合事務所、伊賀地域防災総合事務所、紀南地域活性化局)</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>(イ) その他事務管理体制</p> <p>事務管理体制について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 金品亡失(損傷)報告書の提出が遅延していた。</p> <p style="text-align: right;">(東紀州振興課)</p>
講じた措置
<p><u>平成 26 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 県有財産の適正管理について注意喚起を行うとともに、万一、金品亡失(損傷)案件が発生した場合には、速やかに報告書の提出を行うよう、事業担当者に周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 適正な事務処理に努めています。</p>
<p><u>平成 27 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>(1) 引き続き、県有財産の適正管理について、職員の意識向上を図るとともに、適正な事務処理に努めていきます。</p>



<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）                  （物損額：県 49,140 円・相手 120,351 円）                  （スポーツ推進課）</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>事故発生原因は、後方確認が不十分であったために起こったもので、職員の不注意によるところが大きいため、該当職員に対して所属長から厳重注意を行うとともに、課内の全職員に対し注意喚起を行いました。</p> <p>さらに、公用車での出張時には、慌てて運転することのないよう、十分に時間の余裕をもって行動するよう周知を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>職員の交通安全意識のさらなる醸成とともに、県有財産である公用車の管理意識の高揚が図られました。</p> <p><b>平成 27 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>公用車等による交通事故防止対策については、課内ミーティングなどの機会を通じて、十分に注意喚起を行います。</p>

## 監査の結果

## 1 事業の執行に関する意見

(農林水産物の海外展開)

- (1) 農林水産物の海外展開については、「三重県農林水産物・食品輸出協議会」を核に、「みえ国際展開に関する基本方針」や、国が策定した「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」を踏まえつつ、輸出拡大に取り組んでいるところである。

輸出については、国や品目毎に課題や取組状況が異なることから、専門性を高めながら、相手国の特性の把握や海外で通用する安全・品質管理の体制整備が必要となる。

このため、県内事業者への輸出調査で明らかとなった課題等も踏まえ、県産品の魅力をPRするための継続的な物産展の開催、商談機会の創出や、食品等の安全性の確認体制など輸出環境の整備促進等を行い、県輸出協議会及びノウハウを有する民間企業等とも協力しながら、農林水産物の輸出促進に努められたい。

(フードイノベーション課、農産園芸課、畜産課、森林・林業経営課、水産資源課)

## 講じた措置

## 平成 26 年度

## 1 実施した取組内容

県では県産農林水産物・食品の輸出拡大を進めるために、平成 26 年 3 月に三重県農林水産物・食品輸出促進協議会(以下「協議会」という。)を設置しました。協議会では県内の各種団体 12 団体と 33 者の個人、企業で組織され(平成 27 年 3 月末)、輸出ルートをもつ商社や独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)をアドバイザーに委嘱し、①研修会及び相談会の開催、②海外における三重県物産展の開催、③国際見本市への出展、④バイヤー招へい等の事業に取り組んでいます。また、品目別課題を解決するために専門部会を設置し、国毎に異なる輸出環境等の調査・検討を進めるなど今後の販路開拓に向けた取組を進めています。

(フードイノベーション課、農産園芸課、畜産課、森林・林業経営課、水産資源課)

## 2 取組の成果

協議会では台湾、タイを重点地域・国と位置づけており、平成 24 年度から取組を進める台湾ではこれまで台北市の高級ショッピングモールと台中市の高級スーパーにおいて計 6 回の三重県物産展を開催して、台湾の消費者へ県産品のPRやニーズ把握を行うとともに、国際展示会への出展や台湾バイヤーの県内へ招へいなど台湾バイヤーとの商談機会の創出を図りました。

一方、タイでは、バンコクの高級スーパーで試食販売会を開催し、青果物(みかん、柿、いちご)と加工品(菓子、練り物など)をタイの消費者にPRするとともにニーズ調査を行いました。また、今後需要が期待される柿を中心に輸出拡大を図るために、バイヤーを招へいし、園地視察や事業者との商談・意見交換を行いました。

各部会事業については品目別にターゲットとする国別の課題解決を進め、部会員に対する研修等によるスキルアップの支援と、具体的な輸出に向けた課題解決策を進めており、農産部会では、バイヤーの現地視察で高い評価が得られましたが、タイまでの長距離輸送の間に品質が低下するなどの課題が残りました。畜産部会では、三重県産ブランド牛肉である「伊賀牛」「松阪牛」の米国への販路開拓を進め、米国において高級レストランのシェフなどの食品流通業者等へプロモーションを行ったことにより、平成 27 年 1 月には、「伊賀牛」の米国への商業出荷が始まりました。水産部会では、今後県産水産物の輸出が期待できるシンガポール及び上海の市場調査を実施し、現地の情勢等を把握しました。(フードイノベーション課、農産園芸課、畜産課、森林・林業経営課、水産資源課)

## 平成 27 年度以降(取組予定等)

協議会では県産農林水産物等の輸出拡大に向け、引き続き台湾及びタイにおいて、今後も新しい商品のテストマーケティングの場として物産展等を継続するとともに、今後、輸出拡大の可能性の高い商品を中心に、展示会や見本市への出展、バイヤーの県内招へいなどB to Bによる商談機会の創出に注力していきます。また、協議会会員に対する支援として、アドバイザー等関係者と連携し、事業者の輸出に関する知識向上に資する研修会やセミナー等を開催していきます。

各部会においては、農産部会では、青果物について、課題となっている長距離輸送中の品質保持技術や海外の嗜好に合った品質基準を満たす栽培技術の開発に取り組めます。また、全国有数の生産量を誇る茶について、残留農薬など海外での品質基準を満たす商品作りに向けた環境整備に取り組めます。

畜産部会では、生産者団体による米国への牛肉輸出が自立して継続されるよう、輸出の実現に向けたフォローアップに取り組めます。また、EU等新興市場に向けた輸出の足掛かりとするため、生産者団体による国際見本市への出展等現地バイヤー等との商談機会の創出の支援を進めていきます。

林産部会では、輸出用原木の安定供給を図るために研修会や検討会を開催するとともに、海外における需要等の調査に取り組めます。

水産部会では、平成 26 年度に実施した海外市場開拓調査結果を部会員に周知を図るとともに、輸出対象国での海外見本市に合わせた営業活動や海外バイヤーの県内への招へい・商談業務などの取組を進め、輸出の定着化を図ります。また、EU向けやアメリカ向け水産物輸出に必要なHACCP認定の取得に係る研修会の開催や先進事例の調査等を行い、水産物の輸出拡大へつなげていきます。

(フードイノベーション課、農産園芸課、畜産課、森林・林業経営課、水産資源課)

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (農地の集積・集約化の促進)</p> <p>(2) 県は、意欲ある多様な農業者を確保・育成し、効率的な農業経営を実現するため、農地の集積等による経営規模の拡大や集落営農組織の設立促進、新規就農者や企業などの新たな参入の促進に取り組んでいるところである。</p> <p>また、平成26年3月から農地中間管理機構を設置し、農業生産性の向上を目的とした農地中間管理事業をスタートさせたが、市町が定めた計画である「人・農地プラン」との整合や、担い手に配慮した基盤整備等の条件整備、権利移転が進まない農地の機構への滞留回避などが重要となる。</p> <p>このため、「人・農地プラン」への影響にも配慮した市町等との連携や、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるような基盤整備、契約解除規定の適切な運用などに留意するよう、機構に対し指導するとともに、県としても積極的な推進・協力を行い、実効性のある農地の集積・集約化の促進に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(担い手育成課)</p>
講じた措置
<p><b>平成26年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 規模縮小農家等出し手から農地を借り受け、担い手に対して農地をまとめた形でできるだけ長く貸し付け、生産コストの低減を図り、生産性の向上を推進する農地中間管理事業に取り組んでいるところであり、受け手となる担い手の確保が重要であることから、受け手の公募を行い延べ人数で700名を超える応募がありました。</p> <p>(2) 機構が借り受けたものの受け手が見つからず、農地が滞留する対応として、2年間で受け手が見つからなかった場合、貸借を解消する規程により借り受けており、県の推進方針として出し手と受け手のマッチングが見込まれる農地を借り受けるので速やかに受け手に貸し付け、滞留のない運用を行っています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>市町・JA・機構等関係機関による出し手の申出と受け手の利用調整の話し合いを行い、出し手から機構が農地を借り受け、担い手に78.8haを貸し付けました。</p>
<p><b>平成27年度以降(取組予定等)</b></p> <p>農地中間管理事業の円滑な推進による農地の集積・集約化に向けて、引き続き、人・農地プランの話し合いや基盤整備を行う土地改良事業との連携等を通じて、出し手と受け手のマッチングのため市町等関係機関との連携を活性化させるとともに、機構集積協力金や経営所得安定対策等他の関連施策との連携・調整も含めた地域での農業者間の話し合いを進めます。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (県行造林事業の検証)</p> <p>(3) 県行造林事業については、県が土地所有者(市町や財産区等)と契約を結び、その所有する林野に対して造林を行い、その収益を土地所有者と分け合うもので、森林資源の造成及び林野の保全を図ることを目的として実施している。</p> <p>現在、維持管理経費の節減と収入増加に努めているものの、木材価格の低迷や未だ多額の借入金償還を行っているなど、今後も、厳しい経営収支状況が続く見込みである。</p> <p>このため、各年の事業費を明らかにした契約単位での収支台帳を作成するなど、事業全体の正確な収支状況を把握するとともに、林業収益性の低下等、林業を取り巻く経営環境の変化を踏まえ、今後の事業のあり方について検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(治山林道課)</p>
講じた措置
<p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>県行造林事業については、5 年を 1 期とする経営計画に基づき、間伐等の保育事業を行い、また、収入の確保のため、間伐木や支障木の売り払いに努めてきましたが、必ずしも県行造林ごとの施業コストを意識した施業管理を行っているものではありませんでした。</p> <p>このため、県行造林ごとに過去の施業歴や施業経費等の収支状況を把握するため、施業台帳の作成を平成 26 年 8 月 25 日から着手しました。</p> <p>平成 26 年 12 月 12 日には県行造林関係担当者会議を開催し、整備した施業台帳の内容を把握することにより施業コストを意識した施業管理を行っていくとともに、今後の伐採計画の策定に向け、前段階として、現時点において主伐が可能な林分の選定作業を進めていくことを確認しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>県行造林ごとの施業台帳の整備は平成 27 年 3 月に整備を完了し、主伐が可能な林分の選定については、平成 26 年 12 月から全ての県行造林を対象に作業を進めています。</p> <p>また、今後の伐採計画を策定するために必要となる立木評価に係る調査方法については、より効率的に行うため、近隣府県の状況を踏まえつつ、平成 26 年 12 月から関係規程の見直しを進めています。</p>
<p><b>平成 27 年度以降(取組予定等)</b></p> <p>今後の県行造林事業の実施については、常に施業コストを意識するため、施業台帳の内容を把握しながら施業管理を行っていくこととします。</p> <p>今後の伐採計画については、平成 29 年度末に策定する第 11 期三重県県行造林経営計画(平成 30 年度から 5 か年)に合わせて、全県行造林を対象とした中長期の伐採計画を策定することとします。</p> <p>このため、現時点で主伐が可能な林分として選定できなかった場所においても、平成 27 年度下半期から平成 29 年度末までに、立木評価の結果等を踏まえ、主伐の時期について土地所有者との調整ができるよう作業を行っていきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 収入未済額が平成 25 年度末現在 97,147,830 円（対前年度比 95.4%）あり、前年度と比べて 4,636,924 円減少しているものの、今後も、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（担い手育成課、農産物安全課、森林・林業経営課、水産経営課）</p>
講じた措置
<p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 農業経営の悪化から未収金が発生しており、これに対して、書面・電話・面談による督促を行い、償還が止まっている者に対しては償還の再開を求め、少額の償還に留まっている者に対しては償還額の増額を求めました。</p> <p style="padding-left: 2em;">催告回数 58 回（うち 訪問・面談：18 回、電話：13 回、書面：27 回） <span style="float: right;">（担い手育成課）</span></p> <p>(2) 認定就農者の経営不振から未収金が発生したものであり、転貸先である金融機関において収入がある都度償還するよう債権回収を図りました。 <span style="float: right;">（担い手育成課）</span></p> <p>(3) 旧三重県中央卸売市場時の平成 14～17 年度に発生した施設使用料等に係る未収金が、平成 25 年度末で 5,757,740 円あり、債権処理計画を策定・公表し、収入未済額の減少に努めました。</p> <p style="padding-left: 2em;">債務者は既に市場から退場しており、現在はいずれも資力に乏しくまとまった返済は期待できません。そのため、少額返納による債権回収に取組み、5,000 円単位等での納付書を数枚発行し、電話催告を行って返納するように働きかけました。 <span style="float: right;">（農産物安全課）</span></p> <p>(4) 借受者の事業不振により、平成 25 年度の償還予定分のうち 2 件 54 万円が未収金となりました。</p> <p style="padding-left: 2em;">償還が困難な事業者に対して書面、電話、面談等により催告を行い、分割償還誓約書の提出及び確実な履行、償還額の増額を求めました。平成 26 年度催告回数 30 回（対象 5 名中 5 名） <span style="float: right;">（森林・林業経営課）</span></p> <p>(5) 魚類養殖等の不振等による漁業経営の悪化から、平成 25 年度末で 2,859 万円（6 件）の未収金が発生しており、その延滞期間は長期化しています。</p> <p style="padding-left: 2em;">延滞先については、「三重県債権管理マニュアル」に基づく催告等の債権管理を実施しており、特に税外未収金に係る徴収強化月間には、書面・訪問・電話等による催告を強化しました。</p> <p style="padding-left: 2em;">過年度に延滞が発生し、長期に渡り償還が滞っている貸付先に対しては、連帯保証人への催告も行いました。</p> <p style="padding-left: 2em;">催告回数 43 回（うち訪問・面談：9 回、電話 17 回、書面 17 回） <span style="float: right;">（水産経営課）</span></p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 25 年度末の未収金約 4,082 万円（49 件）のうち、約 314 万円（5 件）の回収を行いました。（担い手育成課）</p> <p>(2) 平成 26 年 6 月に全額返済されました。 <span style="float: right;">（担い手育成課）</span></p> <p>(3) 平成 25 年度末の未収金約 575 万円（50 件）のうち、80,492 円を回収しました。 <span style="float: right;">（農産物安全課）</span></p> <p>(4) 償還が困難な事業者に対し返済方法について相談に応じ、延滞の固定化の回避に有効であると認められる場合には、計画的に償還されるよう分割償還誓約書を徴収しました。取組の結果、3 名から 27 万円を回収しました。 <span style="float: right;">（森林・林業経営課）</span></p> <p>(5) 平成 25 年度末の未収金約 2,859 万円（6 件）のうち、約 90 万円を回収しました。 <span style="float: right;">（水産経営課）</span></p> <p><b>平成 27 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 引き続き、債務者の経営状況等を訪問・面談等により的確に把握し、早期に完済となるよう指導していきます。</p> <p style="padding-left: 2em;">特に農業経営を継続している債務者については、経営改善への取組みを支援するとともに、その進捗を的確に管理していきます。 <span style="float: right;">（担い手育成課）</span></p> <p>(2) 転貸先の金融機関と連携し、未収金発生防止に努めます。 <span style="float: right;">（担い手育成課）</span></p> <p>(3) 債務者はいずれも十分な収入が得られる状況でないことから、引き続き、毎月返済を基本とした少額返納を進め、返済状況を確認しながら電話や自宅訪問での督促を中心に回収に取り組むこととしています。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、市場における未収金は、平成 21 年度から利用料金制による指定管理者制度を導入して市場管理を実施していることから、新たに発生しません。 <span style="float: right;">（農産物安全課）</span></p> <p>(4) 延滞発生の未然防止のため、今後も貸付審査時には適切な審査を継続するとともに、債務者に対する経営指導等を行っていきます。また、新たに発生した債権に対しては、連帯保証人へ償還請求等も含め早期回収に努めます。</p> <p style="padding-left: 2em;">未収金の回収については、書面・電話・訪問により、督促を行います。また、少額の返済に留まっているものに対しては、償還額の増額を求め早期回収に努めます。 <span style="float: right;">（森林・林業経営課）</span></p> <p>(5) 引き続き、延滞者に対しては「三重県債権管理マニュアル」に基づく催告等の債権管理に取り組みます。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、新たに延滞が発生した貸付先に対しては、長期延滞債権化を防止するため、債務者と面談のうえ回収計画を策定し、早期の延滞解消を図ります。</p> <p style="padding-left: 2em;">今後新たな延滞が発生しないよう、貸付審査にあたっては、事業計画の妥当性、債務者及び連帯保証人の償還能力及び保証能力を慎重に判断するとともに、貸付先に対しては水産業普及指導員による積極的な指導援助を実施するよう努めます。 <span style="float: right;">（水産経営課）</span></p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 肥料登録手数料として受け入れた証紙収入の財務会計システムへの登録処理が遅延していた。(農産物安全課)</p> <p>(2) みつばち転飼許可手数料及び家畜商講習手数料として受け入れた証紙収入の財務会計システムへの登録処理が遅延していた。(畜産課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 26 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 肥料登録手数料の報告については、前月分を 10 日までにとりまとめて農林水産財務課に報告し、農林水産財務課にて、財務会計システムに登録することとなっています。報告について、複数の職員が担当したため、相互間の情報伝達がうまくいかずに、記入漏れが発生し、翌月の登録処理になりました。</p> <p>そこで、責任者を設け、農林水産財務課に報告する際に、責任者が申請書と証紙台帳を照合し、記入漏れがないか確認するなど、チェック体制を強化しました。</p> <p>(農産物安全課)</p> <p>(2) 証紙収入報告に関する引き継ぎが不十分であったため、農林水産財務課への毎月の証紙収入報告が滞り、財務会計システムへの登録処理の遅延が発生しました。遅延発生後、毎月初めに課内で前月分証紙収入の確認を実施し、農林水産財務課に期限内の報告を遵守するよう取り組みました。</p> <p>(畜産課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) チェック体制の強化により遅滞なく証紙収入報告が行えるようになりました。</p> <p>(農産物安全課)</p> <p>(2) 証紙収入に関係する事務担当者に証紙収入がある都度、報告様式の作成を促すとともに、月初めに前月の証紙収入内容について課内で確認を実施しました。確認の実施により、遅滞なく証紙収入報告が行えるようになりました。</p> <p>(畜産課)</p>
<p><u>平成 27 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 引き続き、適正な事務処理が行えるよう努めていきます。</p> <p>(農産物安全課)</p> <p>(2) 証紙収入報告について、事務引き継ぎの中で重要項目として引き継ぎを行うと共に、証紙収入に関係する事務担当者に事務の都度、証紙報告作成するよう徹底します。また、引き続き毎月初めに報告の有無について課内で確認を徹底し、農林水産財務課への期限内報告を徹底します。</p> <p>(畜産課)</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 収入未済額が平成 25 年度末現在 14,660,522 円（対前年度比 80.9%）あり、前年度と比べて 3,460,800 円減少しているものの、今後も、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（四日市農林事務所、伊勢農林水産事務所、伊賀農林事務所、熊野農林事務所）</p>
講じた措置
<p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成 22 年度治山工事の履行不能による契約解除に伴う過払い前払い金遅延利息が生じ、平成 22 年 3 月に桑名建設事務所の同者に対する支払債務と遅延利息の一部を相殺し収納しましたが、残額 57,836 円を請求しています。平成 26 年度は会社所在地を 2 回訪問しましたが、代表者と連絡が取れない状態が続いています。治山林道課と協議のうえ、財産調査を 10 月に実施しました。 <span style="float: right;">（四日市農林事務所）</span></p> <p>(2) 催促状を 3 回発行（H26.8.21 付、H26.12.26 付、H27.3.10 付）し、債務者に送付するとともに、催促のため会社所在地を訪問しました。（不在のため、催告状を置いて帰庁しました。） <span style="float: right;">（伊勢農林水産事務所）</span></p> <p>(3) 平成 24 年度に契約解除案件が発生し、それに伴う違約金と返還金を請求しました。同年度中に違約金全額と返還金の一部については納付がありましたが、返還金の残額が未収金となっています。なお、平成 24 年度中に、返済計画（分割納付）の内容を盛り込んだ公正証書を作成し、この計画に基づき毎月定期的に徴収を行っています。 <span style="float: right;">（伊賀農林事務所）</span></p> <p>(4) 所在不明の債務者については、登記簿・住民票の写しの公的書類の取得、金融機関等の財産調査及び調査により得られた転居先の住所付近の現地調査、以前勤務していたと思われる勤務先の訪問等を行いました。また、休眠状態の債務者については建設事務所と合同の居宅訪問、金融機関等の財産調査を行いました。 <span style="float: right;">（熊野農林事務所）</span></p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 財産調査の結果、会社所在地と同一市内の金融機関には会社及び代表者名義の資産がないことを確認しました。3 月 18 日に開催された債権管理推進会議の結果を受け、3 月 23 日付けで債権放棄及び不納欠損処分を行いました。 <span style="float: right;">（四日市農林事務所）</span></p> <p>(2) 債務者との連絡がとれないため、進展はありませんでした。 <span style="float: right;">（伊勢農林水産事務所）</span></p> <p>(3) 返済計画で定めた一定額を毎月徴収し、3,460,800 円を収納しました。（平成 27 年 3 月末残高 10,094,000 円） <span style="float: right;">（伊賀農林事務所）</span></p> <p>(4) 所在不明の債務者については、各種調査を行った結果、本人と直接電話で話をすることができ、「債務承認及び分割納付誓約書」の提出がありました。また、休眠状態の建設業者については、財産調査、直接面談を行うものの収納の段階には至っておりません。 <span style="float: right;">（熊野農林事務所）</span></p> <p><b>平成 27 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 今後は未収金が発生しないよう努めていきます。 <span style="float: right;">（四日市農林事務所）</span></p> <p>(2) 引き続き、催促状の送付、所在地への訪問を行い、催促を継続していきます。 <span style="float: right;">（伊勢農林水産事務所）</span></p> <p>(3) 引き続き、返済計画に基づいた着実な徴収に努めていきます。 <span style="float: right;">（伊賀農林事務所）</span></p> <p>(4) 引き続き、収納に向けての取り組みを継続するとともに、工事発注に際し、請負業者との連絡を密にすることや、建設事務所等の他の発注機関との情報共有を行いながら再発防止に努めていきます。 <span style="float: right;">（熊野農林事務所）</span></p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 現金受入票を2回発行したことにより、現金日計表に残額が計上され続けていた。</p> <p style="text-align: right;">(熊野農林事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>昨年度においては現金日計表出力による確認が充分ではありませんでしたので、今年度においては四半期に1回以上、受入れ・払い出し状況に誤りがないかを確認しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>今年度は現金日計表出力による確認を10回行い、7月に確認した際には修正箇所がありその時点で修正を行うことができました。また、受払状況に誤りがないかということに対する意識を向上することができました。</p> <p><b>平成 27 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>引き続き、受払状況に誤りがないかという意識をもって取組み、平成 26 年度と同回数以上、月末など時期を定めて確認を行うように努めます。</p>



監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【農林水産省国有財産・開拓財産除草業務委託業務委託】          ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。 (四日市農林事務所)</p> <p>(2) 【国営造成施設県管理事業安濃ダム挙動観測施設点検整備業務】          ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。 (津農林水産事務所)</p> <p>(3) 【国営造成施設県管理事業安濃ダム降雨流出予測システム検証業務委託】          ・契約伺いに契約保証金免除についての記載がされていなかった。 (津農林水産事務所)</p> <p>(4) 【平成25年度海岸維持修繕事業委託業務(次郎六郎地区)】          ・再委託について契約書で定められた承認なしに行われていた。 (伊勢農林水産事務所)</p> <p>(5) 【平成24年度水利機能基盤(線)他有田地区他県管事業現場技術業務委託】          ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。 (伊勢農林水産事務所)</p> <p>(6) 【平成25年度県行造林管理巡視事業】          ・見積依頼の起案に業務量が分かる書類が保存されていなかった。 (伊賀農林事務所)</p> <p>(7) 【庁舎清掃管理業務委託】          ・予定価格調書が作成されていなかった。          ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。 (中央家畜保健衛生所)</p>
講じた措置
<p><b>平成26年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)(2)(5)(7) 【契約関係書類への暴力団排除条例等の対応に係る記載について】          担当職員の認識不足により、契約書への暴力団排除条例等への対応に係る記載が漏れていました。職員への周知を図るとともに、複数でのチェック等により再発防止に取り組みました。          (四日市農林事務所、津農林水産事務所、伊勢農林水産事務所、中央家畜保健衛生所)</p> <p>(3) 契約時の契約保証金を免除にする際には、契約締結伺いにもその旨の記載をする必要がありますが、担当職員の失念により記載していませんでした。担当職員に対して、記載漏れの防止について周知・徹底を図りました。          (津農林水産事務所)</p> <p>(4) 委託事業者の契約書に定められた内容について認識不足で関係市町に指導ができなかったことが原因であるため、再委託の書類を提出させて事務手続きを行いました。          (伊勢農林水産事務所)</p> <p>(6) 業務量が分かる書類である金抜き設計書2部を、見積期間中は閲覧に供し、落札後は契約書用として相手側に提供し契約書に綴じていたため、契約締結の起案では確認できるものの、見積依頼の起案には保存されていない状態になっていました。          今年度は金抜き設計書を3部作成し、うち1部を見積依頼の起案と一体的に保管するよう改善しました。          (伊賀農林事務所)</p> <p>(7) 予定価格調書が作成されていなかったことについては、チェック漏れが原因であるため、会計規則を再確認し、チェック体制を強化して再発防止に努めました。          (中央家畜保健衛生所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)(2)(5)(7) 【契約関係書類への暴力団排除条例等の対応に係る記載について】          取組の結果、これまでに契約書記載事項の遺漏は発生していません。          (四日市農林事務所、津農林水産事務所、伊勢農林水産事務所、中央家畜保健衛生所)</p> <p>(3) 周知を図った結果、これまでに契約締結伺いの記載事項の遺漏は発生していません。          (津農林水産事務所)</p> <p>(4) 職員の意識向上が図られ適正な事務処理を行うことができました。          (伊勢農林水産事務所)</p> <p>(6) 金抜き設計書を見積用と契約書用に3部作成することにより、当事務所に見積指名者が閲覧した見積根拠資料が公文書として保管管理され、入札手続きの透明性が図られました。          (伊賀農林事務所)</p> <p>(7) 職員の会計事務に関する知識向上が図られるとともに、チェック体制が強化され、適正な事務処理を行うことができました。【予定価格調書の作成関係】          (中央家畜保健衛生所)</p>
<b>平成27年度以降(取組予定等)</b>
<p>(1)(2)(3)(5)(7) 【契約関係書類への暴力団排除条例等の対応に係る記載について】          引き続き、担当職員への三重県会計規則の周知を図り、適正な執行に努めていきます。          (四日市農林事務所、津農林水産事務所、伊勢農林水産事務所、中央家畜保健衛生所)</p> <p>(4) 引き続き、チェック機能が十分働くよう、職員間で対話を通じて周知徹底を図るとともに、職員の会計事務に関する知識向上を図るなど、再発防止及び適正な事務処理に努めていきます。</p>

(伊勢農林水産事務所)

(6) 来年度以降についても同様な改善措置（見積の根拠資料となる金抜き設計書を3部作成）を行うことにより、入札事務の円滑化と透明性確保を図ります。

(伊賀農林事務所)

(7) 引き続き、職員の会計事務に関する知識の向上を図るとともに、チェック機能を十分働かせ、再発防止及び適正な事務処理に努めていきます。【予定価格調書の作成関係】

(中央家畜保健衛生所)

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 公共工事</p> <p>(1) 【自然災害防止事業 第津—11号工事（掛ノ脇）】 ・変更契約時における変更施行計画書の決裁を受けていなかった。 (津農林水産事務所)</p> <p>(2) 【度会北部地区県営ふるさと農道舗装工事】 ・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表（総括表）」が設計書に添付されていなかった。 ・施工体制点検チェックリストについて、工事検査時の決裁が行われておらず、また、完成検査時に検査員がチェックリストの記載を確認した旨の記録がなかった。 (伊勢農林水産事務所)</p> <p>(3) 【自然災害防止事業（県単）第上-1号工事（岩の尻）】 ・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表（総括表）」が設計書に添付されていなかった。 (伊賀農林事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 年度末において工事関係書類の整理が多忙となり、未決裁のまま簿冊に綴ってしまいました。適時適切な事務処理の指導ならびにチェック表による各書類の有無の確認に加えて事務処理状況の確認を指導しました。 (津農林水産事務所)</p> <p>(2) 「認定製品一覧表」の添付について認識不足が生じていたため、職員に周知すると共に、設計内訳書の前に「認定製品一覧表」を添付することで、確認し易くするようにしました。 施工体制チェックリストの決裁等については、工事提出・提示書類チェック表を活用し、必要書類の付け忘れをなくすようにしました。 (伊勢農林水産事務所)</p> <p>(3) リサイクル認定製品が「該当なし」であったため、設計書に添付していませんでした。 該当なしの場合であっても確実に添付するように周知・徹底しました。 (伊賀農林事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 工事担当者への注意喚起を行うことにより、再発防止が図られました。 (津農林水産事務所)</p> <p>(2) 「認定製品一覧表」の添付が確認しやすくなり、添付漏れがなくなりました。 施工体制チェックリストも、チェック表を活用する事で、決裁漏れ等がなくなりました。 (伊勢農林水産事務所)</p> <p>(3) 決裁時に認定製品一覧表（総括表）が設計書に添付されていることを確認することにより、意識の向上を図ることができました。 (伊賀農林事務所)</p>
<p><b>平成 27 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 引き続き、適時適切な事務処理の指導ならびに事務処理状況の確認の指導に努めます。 (津農林水産事務所)</p> <p>(2) 設計内訳書の前に「認定製品一覧表」を添付することで、確認が容易にできるようにします。 (伊勢農林水産事務所)</p> <p>(3) 引き続き、認定製品一覧表（総括表）が設計書に添付されていることを確認して決裁します。 (伊賀農林事務所)</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅 費</p> <p>(1) 【巾着あみはこわなの現地視察】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (獣害対策課)</p> <p>(2) 【第36回全国土地改良大会】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (伊勢農林水産事務所)</p>
講じた措置
<p><b>平成26年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 簡易処理用紙により決裁を受けたが、決裁後に総合文書管理システムへの登録を失念していました。このため、総合文書管理システムを活用して決裁を受けることにより、登録漏れがなくなるように改善しました。 (獣害対策課)</p> <p>(2) 総合文書管理システムに復命書の件名を登録することを失念していました。このため、所内会議やメールにて、各職員へ登録漏れのないよう周知徹底しました。 (伊勢農林水産事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 総合文書管理システムによる処理を徹底していることから、登録忘れによる不適切な事務処理は発生していません。 (獣害対策課)</p> <p>(2) 適正な事務処理の執行を周知徹底したことにより、各職員の意識が向上し、登録漏れは発生していません。 (伊勢農林水産事務所)</p>
<b>平成27年度以降（取組予定等）</b>
<p>(1) 引き続き、総合文書管理システムによる文書処理を徹底することで、適切な事務処理を行っていきます。 (獣害対策課)</p> <p>(2) 引き続き、適正な事務処理を行うよう周知徹底を図っていきます。 (伊勢農林水産事務所)</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務          業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ その他支出事務</p> <p>(1) 前渡資金の払出しが遅延していた。 (中央家畜保健衛生所)</p> <p>(2) 修繕料の債権者誤りにより歳出戻入を行っていた。 (中央家畜保健衛生所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 26 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 定例払前渡資金の支出命令の遅れが原因で、引落しが遅れたためです。支払期限までに支払いができるようにチェック体制の強化を図るとともに、職員に周知徹底しました。</p> <p>(2) 支出負担行為書作成時及び決裁時のチェックを徹底するよう、担当職員の意識の再確認を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) (2)          チェック体制が強化されたことにより、適正な事務処理を行っています。</p>
<p><u>平成 27 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) (2)          引き続き、チェック機能を十分働かせ、再発防止及び適正な事務処理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可に係る管財課長への報告が行われていなかった。 (水産資源課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 26 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 25 年 4 月に（公財）三重県水産振興事業団に対し行政財産の目的外使用許可をしていたものの、三重県公有財産規則第 37 条に基づく管財課長への報告を忘れていたものであり、今後報告漏れ等が起こらないように、使用許可に係る起案の際に管財課長への報告をあわせて行うように確認する仕組みとしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 26 年度については、規定どおり報告しております。</p> <p><u>平成 27 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>引き続き、三重県公有財産規則に基づき適切な事務処理に努めていきます。</p>

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(3) 財産管理等の状況	
財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
イ 物品等の管理状況	
(1) 物品の保管場所が物品管理台帳に誤って記載されていた。	(伊勢農林水産事務所)
(2) 廃棄された物品の処分決議が遅延していた。	(中央家畜保健衛生所)
講じた措置	
<b>平成 26 年度</b>	
1 実施した取組内容	
(1) 物品の保管場所と物品管理台帳の確認を行い、記載誤りの分について修正しました。	(伊勢農林水産事務所)
(2) 物品を廃棄した時に、手続きを失念していたため遅れたものです。廃棄物品については、その都度事務処理を行うことを周知徹底しました。	(中央家畜保健衛生所)
2 取組の成果	
(1) (2)	
適正に物品管理を行っています。	(伊勢農林水産事務所 中央家畜保健衛生所)
<b>平成 27 年度以降 (取組予定等)</b>	
(1) 毎年度、会計事務自己検査の際に確認をしていきます。	(伊勢農林水産事務所)
(2) 引き続き、適正な物品管理について周知徹底し、適正な管理に努めていきます。	(中央家畜保健衛生所)

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 金品亡失（損傷）</p> <p>(1) 公用車の損傷（修理代 143,199 円） (津農林水産事務所)</p> <p>(2) 公用車の損傷（修理代 179,200 円） (津農林水産事務所)</p> <p>(3) 機械倉庫、電気設備、備品の焼失（損害額 2,046,056 円）※見積額等を含む (農業大学校)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 公用車からの荷下ろしのため、屋根付き駐車場に仮駐車しようと後退したところ、後方確認が不十分であったため、庁舎駐車場鋼鉄製柱に公用車後部を接触させ後部ドア及びバンパーを損傷しました。</p> <p>職員本人に対しては厳重注意を行うとともに、所内職員に対しても、所内会議において再三にわたり交通事故防止及び適正な運行管理を行うよう周知を図りました。また、津庁舎の地域職員交通安全研修会に全職員を積極的に参加させるとともに、三重県交通安全研修センターでの研修に 9 名を参加させ交通安全教育を徹底し交通事故の根絶に努めました。</p> <p>また、交通安全を呼びかけながら取り組む「無事故・無違反チャレンジ 123」へ 10 チーム 30 名が参加しました。(津農林水産事務所)</p> <p>(2) 公用車使用後の車両の確認（点検）を行ったところ、損傷時期、原因は不明でありましたが、エンジンルーム底部のバンパー、ラジエータ、オイルパンなどの損傷を発見しました。</p> <p>このため、所内職員に対しては所内会議において再三にわたり交通事故防止及び適正な運行管理を行うよう周知を図りました。また、津庁舎の地域職員交通安全研修会に全職員を積極的に参加させるとともに、三重県交通安全研修センターでの研修に 9 名を参加させ交通安全教育を徹底し交通事故の根絶に努めました。</p> <p>また、交通安全を呼びかけながら取り組む「無事故・無違反チャレンジ 123」へ 10 チーム 30 名が参加しました。(津農林水産事務所)</p> <p>(3) 平成 26 年 1 月 20 日の機械倉庫の出火により焼失した同倉庫の屋根、窓ガラスの一部、電気設備の一部（蛍光灯及び電気配線、コンセント類）、備品の一部（大豆専用ノズル）について、屋根はブルーシート、窓ガラスはベニア板による応急処理を行うとともに、電気設備の応急修繕、備品の一部については代替ノズルの購入を行い農業大学校の運営に支障が出ないよう措置を講じました。</p> <p>また、二度とこのような事故が生じないよう職員・学生に対し注意喚起を徹底しました。(農業大学校)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) (2)</p> <p>研修会等への参加や機会あるごとに注意喚起をすることにより、交通安全意識の高揚が図られました。また、県有財産の適正な管理についても意識付けができました。</p> <p>しかしながら、平成 26 年度において、職員の責任に起因する公用車の事故が 1 件発生しており、引き続き交通安全、交通事故防止に関して、なお一層の取組を強化していく必要があります。(津農林水産事務所)</p> <p>(3) 応急措置等により農業大学校の運営に支障が生じることはなく、また、職員・学生の火災に対する意識の向上、防火体制の強化・徹底が図られました。(農業大学校)</p> <p><b>平成 27 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) (2)</p> <p>引き続き、交通安全研修への積極的な参加や注意喚起を行い、職員の安全意識と県有財産の管理意識の高揚に取組みます。(津農林水産事務所)</p> <p>(3) 担い手育成課とも相談協議を行いながら倉庫屋根、窓ガラスの修繕を行うこととします。(農業大学校)</p>



<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 公共用地の未登記</p> <p>(1) 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 126,589.85 m<sup>2</sup>、832 筆ある。</p> <p>(桑名農政事務所、四日市農林事務所、津農林水産事務所、松阪農林事務所、伊勢農林水産事務所、伊賀農林事務所、熊野農林事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 26 年 5 月 21 日に用地課長・担当国会議を開催し、「未登記解消第 8 次 5 ヶ年計画」の進捗状況について協議しました。</p> <p>年 2 回 (6 月、12 月)、地域機関において、未登記カルテを基にヒアリングを行い、日々の情報共有によって未登記案件の解消方向へ進めています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 26 年度は、43 筆を処理しています。</p>
<p><b>平成 27 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>未登記原因として、相続人多数等の処理困難な事案や、測量に費用がかかるものがありますが、未登記解消第 8 次 5 ヶ年計画に基づき計画的に未登記解消に努めます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>(ア) 工事、物件等における入札中止状況</p> <p>事務処理誤りより入札を中止した事案が 27 件あったので、今後、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。 (フードイノベーション課)</p> <p>(2) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。 (水産資源課)</p> <p>(3) 物件等で入札を中止したものが 2 件あった。 (桑名農政事務所)</p> <p>(4) 工事等及び物件等で入札を中止したものが 5 件あった。このうち、開札後に中止したものが 1 件あった。 (四日市農林事務所)</p> <p>(5) 工事等で入札を中止したものが 3 件あった。 (松阪農林事務所)</p> <p>(6) 工事等で入札を中止したものが 3 件あった。 (伊勢農林水産事務所)</p> <p>(7) 工事等で入札を中止したものが 2 件あった。 (伊賀農林事務所)</p> <p>(8) 工事等及び物件等で入札を中止したものが 3 件あった。 (尾鷲農林水産事務所)</p> <p>(9) 工事等及び物件等で入札を中止したものが 3 件あった。 (熊野農林事務所)</p> <p>(10) 物件等で入札を中止したものが 2 件あった。 (林業研究所)</p> <p>(11) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。 (中央農業改良普及センター)</p> <p>(12) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。 (農業大学校)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 26 年度</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 仕様書の細部の記入誤りが原因であったことから、決裁を行ううえで担当者から仕様内容について仕様書に加えて口頭でも詳細に説明させ、複数回確認を取ることとしました。 (フードイノベーション課)</p> <p>(2) 規格にないサイズを仕様書に記載したことが原因であったことから、入札の起案の際に、積算根拠となるカタログにより規格サイズの確認を徹底することとしました。 (水産資源課)</p> <p>(3) パソコン購入で、附属ソフトが最新版では既存システムが正常作動しない疑いが判明したため、適応するバージョンを指定する必要があるが生じたのが原因であったため、仕様作成にあたっては IT 推進課を始め関係方面意見を聞くよう手順に入れることにしました。また、4 月の担当者の交替に伴い、パソコンの仕様作成における注意の引き継ぎを行い、適正な仕様書作成に努めています。 (桑名農政事務所)</p> <p>(4)</p> <p>ア 入札を中止したもの</p> <p>工事では積算誤りが、物件では案件名称が誤っていたことが原因であったことから、設計審査は複数で行い、また、チェック表を作成し、複数でチェックするよう改善しました。</p> <p>イ 開札後に中止したもの</p> <p>工事における積算誤りが原因であったことから、設計情報入力画面を修正するとともに、開札において疑問が生じた場合、解決するまで落札決定を行わないこととしました。 (四日市農林事務所)</p> <p>(5) 地域要件や積算の誤りについては、発注基準や設計書の確認に関するチェック体制の強化を図り、新しい積算基準の内容に誤解の生じやすい部分があったことについては、適用方法の明確化を図って情報共有し、取扱いを徹底することとしました。 (松阪農林事務所)</p> <p>(6) 積算誤りが原因であったことから、複数の職員による設計書審査及び「積算前標準チェックリスト」、「設計標準チェックリスト」を用いた審査の実施、並びに入札審査会におけるチェックリストを用いた審査状況の確認を実施することとしました。 (伊勢農林水産事務所)</p> <p>(7)</p> <p>ア 借地交渉において概ねの同意を得て、契約できる見込みで入札公告を実施しましたが、公告後同意を取り消され契約することができなくなり、入札を中止しました。この案件以後は、土地所有者の最終同意を得たうえで入札公告を実施することを徹底しました。</p> <p>イ 入札公告後に設計内容の変更が判明し、積算数量の修正が必要となり入札を中止しました。この案件以後は、工事内容を十分理解したうえで、積算するように職員に周知・徹底するとともに、課内の確認を強化しました。 (伊賀農林事務所)</p> <p>(8) 積算誤りが原因であったことから、「設計標準チェックリスト」、「PPI 標準チェックリスト」によるチェックを徹底しました。 (尾鷲農林水産事務所)</p> <p>(9) 工事では積算誤りが、設計業務委託では誤った資料を添付したことが、物件では仕様書の記載誤りが原因であったことから、工事・委託業務については「農林水産部標準チェックリスト」により、発注前の複数職員による設計書類等の審査を行いチェック体制の強化に努め、物件調達については、仕様内容に誤りがないか当所及び経理一元化所属(紀南地域活性化局)の双方で確認を行うこととしました。 (熊野農林事務所)</p> <p>(10) 仕様書の誤りが原因であったことから、仕様書の内容確認の体制を強化しました。 (林業研究所)</p> <p>(11) 物品の納入期日の設定が盆休と重なっていることが判明したため、電子見積りを中止するとともに納入期日を再設定し改めて電子見積りに付しました。 (中央農業改良普及センター)</p>

(12) 物品の購入にて、より汎用性の高い規格への仕様見直しが原因であったため、担当職員外にも仕様等について広く意見を聞いたうえで仕様決定を行うこととしました。  
(農業大学校)

## 2 取組の成果

(1) (2) (3) (5) (7) (10) (11) (12)

取組の結果、適正な入札の執行を行っています。

(フードイノベーション課、水産資源課、桑名農政事務所、松阪農林事務所、伊賀農林事務所、林業研究所、中央農業改良普及センター、農業大学校)

(4) (6) (8) (9)

取組の結果、チェック体制の強化、及び再発防止に向けた職員の意識向上を図ることができましたが、入札中止案件が発生してしまいました。

(四日市農林事務所、伊勢農林水産事務所、尾鷲農林水産事務所、熊野農林事務所)

---

## 平成 27 年度以降 (取組予定等)

(1) (2) (3) (5) (7) (10) (11) (12)

引き続き、再発防止に向けた取組を継続し、適正な入札の執行に努めていきます。

(フードイノベーション課、水産資源課、桑名農政事務所、松阪農林事務所、伊賀農林事務所、林業研究所、中央農業改良普及センター、農業大学校)

(4) (6) (8) (9)

引き続き、再発防止に向けて職員の意識の更なる向上とチェック体制の強化を図ります。

(四日市農林事務所、伊勢農林水産事務所、尾鷲農林水産事務所、熊野農林事務所)

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>(イ) その他事務管理体制</p> <p>事務管理体制について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 出納局事後検査で指導された政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づく支払期日の遵守について、その後適切な対応がとられていなかった。 (四日市農林事務所)</p> <p>(2) 出納局事後検査で指導されたガソリン伝票の決裁及び出納員の押印について、その後適切な対応がとられていなかった。 (津農林水産事務所)</p> <p>(3) 金庫内に私費が保管されていた。 (津農林水産事務所)</p> <p>(4) 金品亡失(損傷)報告書の提出が遅延していた。 (津農林水産事務所)</p> <p>(5) 保存期間満了前の公文書が破棄されていた。 (伊勢農林水産事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 26 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 当所は、四日市庁舎内の他に鈴鹿庁舎にも一部の課が存在し、鈴鹿庁舎へ届いた分の請求書を四日市庁舎へ転送してもらってから処理する都合で余分に日数を要し、結果支払期日を超過したものと思われます。そこで、請求書をすべて最初から四日市庁舎へ直接送付してもらうようにし、万が一鈴鹿庁舎へ届いた場合は直ちに四日市庁舎へ郵送させることとしました。 (四日市農林事務所)</p> <p>(2) 平成 25 年 12 月に実施された出納局の事後検査で、ガソリン伝票(原符)に 4 月以降決裁がされていないこと、また未使用の伝票(交付用)に出納員の印が既に押印された状態となっていることについては、その都度決裁することとしたと報告をしていたが、関係職員への周知の失念により報告のとおり処理されていませんでした。このため、関係する全職員に、事務処理方法を再確認し周知・徹底を図りました。 (津農林水産事務所)</p> <p>(3) 銀行窓口の終了後であったため、金庫内に公金以外の現金を保管しそのままとなっていたが、確認を取ったうえで所管する職員に引き渡しました。このため、公金以外の現金は金庫内に保管してはいけない旨、職員に周知・徹底しました。 (津農林水産事務所)</p> <p>(4) 非常時対応用の公用携帯電話を不注意により平成 24 年 11 月に紛失した疑いがありましたが、その後、搜索を継続しつつ、報告することを失念してしまいました。平成 25 年度になり改めて備品整理を実施した結果紛失が確認されたため、平成 25 年 5 月に金品亡失報告を行いました。このため、職員に対しては速やかな報告について周知・徹底しました。 (津農林水産事務所)</p> <p>(5) 当公文書には、職員の個人情報も記載されていることから、異動前に保存年数を間違えてシュレッダーにより廃棄を行いました。このことから、保存年数を複数人で確認し廃棄処分するように努めました。 (伊勢農林水産事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 現在はすべての請求書が四日市庁舎へ直接送付されており、速やかに処理できています。 (四日市農林事務所)</p> <p>(2) 周知・徹底を図った結果、適正な事務処理を行うことができ、事務手続きの遺漏防止が図られました。 (津農林水産事務所)</p> <p>(3) 周知・徹底以後、公金以外の現金の保管はありません。 (津農林水産事務所)</p> <p>(4) 周知・徹底以後、同様の案件は発生していません。 (津農林水産事務所)</p> <p>(5) 複数人によるチェックの結果、保存年数を間違えるような廃棄は起きていません。 (伊勢農林水産事務所)</p> <p><u>平成 27 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 引き続き、上記の取組みを進めて行きます。 (四日市農林事務所)</p> <p>(2) 引き続き、ガソリン伝票等については、適切に処理をするとともに職員に周知・徹底を図っていきます。 (津農林水産事務所)</p> <p>(3) 引き続き、金庫内の金品等の保管については適正な管理に努めます。 (津農林水産事務所)</p> <p>(4) 引き続き、金品亡失等の報告については、適時適切な事務処理に努めます。 (津農林水産事務所)</p> <p>(5) 引き続き、複数人によるチェックを実施していきます。 (伊勢農林水産事務所)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 人身事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 135,785 円・相手 428,620 円) (治療費等：県 0 円・相手 135,098 円) (尾鷲農林水産事務所)</p> <p>(2) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 7,140 円・相手 128,000 円) (熊野農林事務所)</p> <p>(3) 自損事故 (物損額：県 506,373 円) (熊野農林事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 職員の前方不注意が原因で発生したことから、公用車を運転する際は十分安全に気をつけるよう、職員全員に注意喚起を行いました。また、所属内の会議で職員に対し、交通安全について定期的に指導を行っています。 なお、尾鷲庁舎で開催された交通安全研修にも参加するとともに、無事故無違反チャレンジ 123 への職員全員参加を通じて交通安全意識の高揚にも努めました。(尾鷲農林水産事務所)</p> <p>(2) 用務先駐車場における事故でしたので、道路上はもちろんのこと、用務先や帰庁後の駐車場内等においても充分注意を払うよう所内室長会議等を通じて全職員に注意喚起を行いました。また、庁舎内で行われる安全運転講習会への積極的な参加と無事故・無違反チャレンジ 123 への参加を呼びかけました。(熊野農林事務所)</p> <p>(3) 用務先周辺の帰路における事故でしたので、通行する場所に応じた速度、路面状況の把握などにより、充分周囲を確認しながらの安全運転に心がけるよう所内室長会議等を通じて全職員に注意喚起を行いました。また、庁舎内で行われる安全運転への積極的な参加と無事故・無違反チャレンジ 123 への参加を呼びかけました。さらに、農林水産部主催の交通安全講習会への参加も呼びかけました。(熊野農林事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 職員の交通安全に対する意識向上に取り組みましたが、平成 26 年度も公用車による物損事故が 2 件発生しました。(尾鷲農林水産事務所)</p> <p>(2) (3)</p> <p>上記の各種取組を行った結果、庁舎内安全運転講習会へ 18 名、無事故・無違反チャレンジ 123 へ 14 チーム(42 名)参加、また農林水産部主催の交通安全講習会へも職員が参加し、職員の交通安全意識及び公用車の県有財産としての意識の高揚が図られました。(熊野農林事務所)</p> <hr/> <p><b>平成 27 年度以降(取組予定等)</b></p> <p>(1) 引き続き交通安全意識の向上に向け、定期的に注意喚起を行うとともに、交通安全研修などへの参加を促進します。(尾鷲農林水産事務所)</p> <p>(2) (3)</p> <p>交通事故を起こさないよう所内各会議など機会あるごとに職員に対して呼びかけ、注意喚起を行うとともに、安全運転講習会や無事故・無違反運動への積極的な参加を働きかけ、さらに交通安全意識の高揚を図って行きます。(熊野農林事務所)</p>

監査の結果								
<p>1 事業の執行に対する意見 (障がい者雇用の促進)</p> <p>(1) 平成 25 年 6 月 1 日現在の県内企業による障がい者実雇用率は、前年度の 1.57%を上回ったものの、1.60%にとどまり、全国最下位となっている。 今後も、関係機関とさらに連携して民間企業等への働きかけを行うとともに、現在準備中のステップアップカフェ(「Cotti 菜(こっちな)」)を通じ、障がい者の職業訓練と障がい者雇用への県民の理解を進め、障がい者雇用の促進に一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(雇用対策課)</p>								
講じた措置								
<p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) ステップアップカフェの整備にかかる取組 産業界、労働界、障がい者就労支援事業所などをメンバーとして「三重県障がい者雇用促進会議」を開催し、「障がい者雇用の促進する新たな仕組みづくり」として、障がい者が当たり前で働いている姿に接することができ、障がい者の成長と変化、そして就職へのステップが見える「場」として検討を進めてきたステップアップカフェを次の通り整備しました。</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 26 年 6 月</td> <td>公募により運営事業者を選定</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年 9 月</td> <td>店舗名を公表「C o t t i 菜」</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年 11 月</td> <td>店舗整備完了</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年 12 月 24 日</td> <td>ステップアップカフェ「C o t t i 菜」 三重県総合文化センター内「フレンテみえ」1 階にオープン</td> </tr> </table> <p>(2) 障がい者雇用に対する理解促進と雇用の場の確保等に係る取組</p> <p>ア 障がい者雇用に対する理解促進及び雇用推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 障がい者雇用優良事業所表彰・事例発表の開催(9 月 30 日開催)</li> <li>② 障がい者交流促進事業(12 月 24 日オープニングイベントにおいて実施)</li> </ol> <p>イ 実習・訓練等による職業能力開発・人材育成</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練の実施</li> <li>② 津高等技術学校で OA 事務訓練(期間 1 年間)の実施</li> <li>③ 三重県障がい者技能競技大会の開催(12 月)</li> <li>④ 障がい者実習訓練事業の実施(就労基礎スキル養成+インターンシップ 4 回開催)</li> </ol> <p>ウ 障がい者の働く場の拡大</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 障がい者雇用アドバイザー(1 名)による企業への助言・求人開拓等</li> <li>② 特例子会社設立の支援(1 社補助金事業計画承認見込み)</li> <li>③ 障がい者就職面接会の開催(9 月～11 月 県内 10 会場)</li> <li>④ 障害者雇用活性化事業の実施(障がい者雇用モデル取組コンサルティング、3 社)</li> </ol> <p>(3) 連携体制の整備・強化</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 障がい者雇用を推進する多様な主体による三重県障がい者雇用推進協議会の設立(11 月設立)</li> <li>② 地域自立支援協議会就労部会への参画及び行事への強力支援</li> <li>③ 三重労働局との密接な連携</li> </ol> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 26 年 6 月 1 日現在の県内の民間企業の障がい者実雇用率は 1.79%となり、障がい者の法定雇用率 2.0%及び全国の障がい者実雇用率 1.82%には達しなかったものの大幅な改善となりました。</p> <p>(2) ステップアップカフェ運営：障がい者雇用(2 月末現在)8 名 集客数(平成 27 年 2 月末) 7,331 人(1 日平均 138 人) 順調に運営。 カフェの評価 : 障がい者がしっかりと働く姿に感心する来客者の感想を得ており、設置趣旨である障がい者の就労に対する理解が進んでいます。</p>	平成 26 年 6 月	公募により運営事業者を選定	平成 26 年 9 月	店舗名を公表「C o t t i 菜」	平成 26 年 11 月	店舗整備完了	平成 26 年 12 月 24 日	ステップアップカフェ「C o t t i 菜」 三重県総合文化センター内「フレンテみえ」1 階にオープン
平成 26 年 6 月	公募により運営事業者を選定							
平成 26 年 9 月	店舗名を公表「C o t t i 菜」							
平成 26 年 11 月	店舗整備完了							
平成 26 年 12 月 24 日	ステップアップカフェ「C o t t i 菜」 三重県総合文化センター内「フレンテみえ」1 階にオープン							
<b>平成 27 年度以降(取組予定等)</b>								
<p>今後は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ステップアップカフェの機能充実と効果的な活用</li> <li>・三重県障がい者雇用推進協議会による取組の推進</li> <li>・企業が主体的に参画する障がい者雇用推進企業ネットワークの構築</li> <li>・三重労働局との連携による障がい者雇用率の更なる向上</li> </ul> <p>を図ります。</p>								

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に対する意見 (中小企業・小規模企業の振興)</p> <p>(2) 本県の中小企業・小規模企業は、本県経済を牽引し、地域社会の形成や維持に寄与し、雇用を支える重要な存在である。</p> <p>こうしたことから、中小企業・小規模企業の振興のため、県では、経営の安定や新たな事業展開、販路拡大、人材育成などの支援に取り組んでいるところである。</p> <p>しかし、中小企業・小規模企業の多くは、資金や人材・技術力・営業力などの経営資源が脆弱であることから、今後は、中小企業・小規模企業振興条例(平成26年4月1日施行)に基づき、企業規模や技術力等の実態を踏まえ、それぞれの企業のやる気を引き出すとともに、その企業の特性に応じたきめ細やかな支援を商工団体等と連携して着実に進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(中小企業・サービス産業振興課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成26年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>本年4月1日の条例施行後、条例の具現化に向け、それぞれの企業の特性に応じたきめ細やかな支援を行うため、商工団体等と連携し、以下のような取組を行っています。</p> <p>(1) 条例及び条例に基づく支援施策の周知 (2) 三重県中小企業・小規模企業振興推進協議会・分科会の開催 (3) 三重県版経営向上計画認定制度の運用 (4) 三重県よろず支援拠点の開設及び運営 (5) 三重県事業引継ぎ支援センターの開設及び運営 (6) 資金供給の円滑化(県単融資制度の運営)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 条例及び条例に基づく支援施策の周知</p> <p>① 本年4月18日、キックオフ集会を開催(参加実績:約450人)</p> <p>② 商工団体の役員会や専門部会、金融機関の行員向け説明会等に県職員が出向き、条例及び条例に基づく支援施策のPR(開催実績:31箇所、参加人数約1,180名)</p> <p>③ 3月下旬、県内企業の支援施策に関する説明会(同時開催:経営課題解決のためのよろず相談会)を開催し、条例及び条例に基づく支援施策のPR(開催実績:県内5地域で開催、参加人数約200名)</p> <p>(2) 三重県中小企業・小規模企業振興推進協議会・分科会の開催</p> <p>条例の推進体制の構築、国・県・市町等の支援施策の共有とともに、各地域ごとの検討テーマを洗い出し、具体策をワーキンググループで検討していく体制を整えました。</p> <p>① 平成26年5月、県内5地域で第1回協議会開催(条例推進体制の構築及び地域課題に関する意見交換)</p> <p>② 平成26年9月、県内5地域で第1回分科会開催(国・県・市町の支援施策の共有及び連携のきっかけづくり等)</p> <p>③ 平成26年11月 県内5地域で第2回分科会開催(情報発信の取組及び地域課題の検討等)</p> <p>④ ワーキンググループの立ち上げ(地域課題解決に向けた具体策の検討)</p> <p>・「街道を活用した地域内連携」(北勢地域)、「地域全体で取り組む販路拡大」(伊勢志摩地域)、「地域における創業支援体制の構築」(伊賀地域)など8テーマで計12回開催</p> <p>(3) 三重県版経営向上計画認定制度の運用 認定実績:166件(ステップ1:52件、ステップ2:105件、ステップ3:9件)</p> <p>(4) 三重県よろず支援拠点の開設及び運営 2月末相談実績:相談対応件数1,590件、相談者数716者(うち来訪相談者数541者)</p> <p>(5) 三重県事業引継ぎ支援センターの開設及び運営 相談実績:28件(相談企業数22社)</p> <p>(6) 資金供給の円滑化 2月末融資実績:小規模事業資金354件、創業・再挑戦アシスト資金156件、セーフティネット資金252件</p> <p><b>平成27年度以降(取組予定等)</b></p> <p>今後も、条例に基づき、地域を支える中小企業・小規模企業に対して、条例及び条例に基づく施策の情報発信、相談体制の充実、三重県版経営向上計画の作成・実行支援、資金供給の円滑化をはじめ様々な支援をきめ細かく行うとともに、各地域のワーキンググループで、それぞれのテーマについて具体的な検討を行い、順次必要に応じて事業展開をめざすなど、中小企業・小規模企業の振興を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に対する意見 (観光産業の振興)</p> <p>(3) 県内への観光レクリエーション入込客数(平成 25 年)は、伊勢神宮の式年遷宮等により過去最高となったものの、観光振興基本計画で主な目標項目として掲げる観光消費額は、数値目標を達成していない。 こうしたことから、地域の特色を生かした周遊ルートの設定や、魅力ある観光地の形成に努めるとともに、“おもてなし”の向上や、外国人観光客の受入体制の充実のほか、新たな視点による観光誘客の取組などを進め、国内外からの観光客の誘致や観光消費額の向上に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(観光政策課、観光誘客課、海外誘客課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><b>平成 26 年度</b></p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 26 年の伊勢神宮参拝者数は 1,086 万人で、神宮式年遷宮の「遷御の儀」が執り行われ史上最高となった平成 25 年の 1,420 万人には及びませんでしたが、その前年の平成 24 年の 803 万人を大きく上回り、2 年連続で 1,000 万人を超える高水準となっています。</p> <p>式年遷宮「おかげ年」の機運を持続させるとともに、平成 26 年の熊野古道世界遺産登録 10 周年等の好機を最大限活用し、引き続き、みえ旅パスポートの発給促進、みえ旅案内所、みえ旅おもてなし施設の充実を図るとともに、地域部会や民間事業者等幅広い主体と連携した取組を進めることで、官民一体となった誘客促進を図りました。三重テラスを活用した首都圏等での情報発信、みえ旅パスポート八十八ヵ所めぐりスタンプ帳の配布、全国規模の観光展である「ツーリズム EXPO ジャパン 2014」への出展、熊野古道世界遺産登録 10 周年を記念したドライブプランの実施、おもてなし施設ガイドマップの作成、旅行商品造成の働きかけ等を展開することで、本県への誘客促進、来訪者の周遊性・滞在性の向上に取り組みました。</p> <p>「みえ国際展開に関する基本方針」に基づき、台湾、タイ、マレーシア、香港、フランスについて、集中的なセールスや「三重県海外観光特使」の委嘱等により、効果的、重点的にプロモーションを実施しています。台湾については、台北だけでなく、台中や南部の高雄での取組を強化し、台湾全域からの誘客を促進しました。</p> <p>障がい者、高齢者など、移動に困難を伴う方に、県内のバリアフリー観光情報を発信するとともに、受け入れ側の情報提供機能や相談機能を高めることで、地域におけるバリアフリー観光のコンシェルジュ機能の充実を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>官民連携のもと、三重県観光キャンペーン事業の展開を図ったことにより、平成 27 年 3 月 31 日現在、396,839 件の「みえ旅パスポート」を発給し、パスポートを通じた県内周遊の促進が図られ、「みえ旅案内所」・「みえ旅おもてなし施設」の設置数もそれぞれ 102 施設（開始当初 68 施設）、848 施設（開始当初 640 施設）と増加するなど、観光機能の充実及び地域を挙げた「おもてなし」の向上が図られました。</p> <p>また、各地域部会においては、地域の特色ある資源を活用したエリアパンフレットを制作するとともに、地域ごとに企画・実施した連携事業を通じ、新たな地域の魅力を発信しました。</p> <p>さらに、外国人観光客に向けて Twitter や Facebook 等を用いたタイムリーな観光情報の発信に努めた結果、平成 26 年 1 月から 12 月までの県内への外国人延べ宿泊者数は 160,460 人（暫定値）対前年 122.6%となりました。</p>
<p><b>平成 27 年度以降（取組予定等）</b></p>
<p>平成 27 年度は、宇治橋の鳥居を再利用した桑名と関の鳥居の建替え、7 年ぶりにホンダが復帰する F 1 グランプリ、国史跡斎宮跡における建物の復元などの情報発信のほか、発給数が 39 万部を超えたみえ旅パスポート、官民一体で培った周遊の仕組みやおもてなしなどを生かし、三重の認知度向上、周遊性・滞在性の向上、三重ファンやリピーターの獲得に取り組み、キャンペーンの集大成としての展開を図り、県内への来訪者の増加や、滞在時間の延長、ひいては観光消費額の増加につなげていきます。</p> <p>また、県内 5 つの地域部会で、引き続き特色ある資源を活用した連携事業を実施するとともに、大きな誘客力を有する観光地である伊勢志摩地域と県内各地をつなぐ旅行商品を充実させるなど、一層の情報発信に取り組みます。</p> <p>さらに、おもてなしセミナーの開催等を通じて観光客に対するおもてなしの向上や「みえのバリアフリー観光」の情報発信や相談機能の向上を図るほか、ICT を活用した外国人観光客向けの観光情報の発信や、多言語に対応した外国人観光客の受入環境整備等に引き続き取り組みます。</p> <p>これらの取組を通じて、今後も引き続き、多くの観光客に継続的に訪れていただける魅力ある観光地の構築に取り組みます。</p>



<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 収入未済額が平成 25 年度末現在 3,546,961,598 円（対前年度比 105.6%）あり、前年度と比べて 187,559,342 円増加しているため、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（雇用対策課、中小企業・サービス産業振興課、観光政策課）</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 財務会計システムの処理誤りにより、受入よりも払出が先となり、現金日計表上、払出日の残額がマイナスとなっていた。</p> <p style="text-align: right;">（雇用経済総務課）</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(ア)</p> <p>(1) 中小企業従業員住宅家賃下料</p> <p>中小企業従業員の住宅難の緩和と雇用の安定を確保するため、県が厚生年金積立金還元融資借入金を受けて、県所有物として建設し、これを中小企業主に貸し付け、建設費が償還された後、企業主に住宅を無償譲渡する制度で、昭和 48 年のオイルショックに端を発した経済不況による企業の倒産等のため、現時点で未だ 2 件の未収金が残っています。うち 1 件については、和解が成立しているためその和解条項に基づき、他 1 件については、納付誓約書に基づき、それぞれ返済を求めています。今年度は文書・電話督促に加え、債務者の資産・収入等の状況調査を行うとともに、直接面談するため訪問督促も実施しました。</p> <p style="text-align: right;">（雇用対策課）</p> <p>(2) 三重県ふるさと雇用再生特別基金事業主一時金返還請求権</p> <p>当該債権は、債務者の死亡と相続放棄により債権の回収に必要な手続きができない状態ですが、回収可能性がある財産について、外部の弁護士に法律相談を実施しました。（男女共同参画・NPO課実施）</p> <p style="text-align: right;">（雇用対策課）</p> <p>(3) 中小企業高度化資金</p> <p>「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「同施行規則」及び「中小企業高度化資金貸付金債権管理要綱」等に基づき適正に債権管理・回収を実施するとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が制定した「都道府県の債権管理に関する対応指針」に基づき債権分類を行い、適切な債権管理を実施しました。また、未収金発生の未然防止を図るため、債務者への定期的な訪問等により返済に関する相談を受け、事業等の改善指導及び条件変更にかかる手続指導により、延滞防止対策を行いました。</p> <p>さらに、高度な法的判断等の必要な案件については、弁護士に法的措置及び回収業務の委託を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問・来庁相談回数：187 回（平成 27 年 3 月 31 日現在）</li> <li>・ 弁護士委託件数：7 件（平成 27 年 3 月 31 日現在）</li> </ul> <p style="text-align: right;">（中小企業・サービス産業振興課）</p> <p>(4) 中小企業設備近代化資金</p> <p>債権回収会社であるサービサーに債権回収業務を委託し、債務者別処理方針を策定のうえ債権管理・回収に取り組みました。また、平成 24 年度からは、回収金額に応じて委託料を支出する成功報酬に基づく契約としています。</p> <p>なお、当該貸付金については、新規貸付を行っておらず、新たな未収金は発生していません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問・来庁相談回数：107 回（債権回収会社分を含む）（平成 27 年 3 月 31 日現在）</li> </ul> <p style="text-align: right;">（中小企業・サービス産業振興課）</p> <p>(5) サンアリーナ使用料</p> <p>平成 7 年に発生した使用料の未収分については、平成 14 年に債務履行を求める民事訴訟の勝訴判決を受け、これまでに 5 回に渡る預貯金の差し押さえを裁判所へ申し立てた結果、計 195,434 円を収納しました。</p> <p>しかし、全ての未収分を解消するには至っていないことから、債務者の財産を明らかにして効果的な差押えを行うため、平成 20 年 4 月 23 日、静岡地方裁判所沼津支部へ民事執行法第 4 章（197 条第 1 項）に基づく「財産開示手続の申立て」を行いました。これに対し、平成 20 年 5 月 15 日に静岡地方裁判所沼津支部から実施決定がなされ、同年 7 月 8 日に同支部において財産開示が実施されたものの、債務者の換価性のある財産は認められませんでした。</p> <p>平成 24 年 3 月 15 日には再開示を視野に訪問調査を実施しましたが、面談はできませんでした。</p> <p>平成 25 年 2 月には住民票の公用請求を通じて債務者の所在確認を行いました。</p> <p>平成 26 年 1 月及び 12 月には配達証明郵便にて催告状を送付し、債権者に対する催告を行いました。</p> <p>(イ)</p> <p>(1) 入力誤りをなくすため複数の担当者でチェックをするとともに、定期的に日計表の確認を行うよう徹底しました。</p> <p style="text-align: right;">（雇用経済総務課）</p>

## 2 取組の成果

### (ア)

#### (1) 中小企業従業員住宅家賃下料

平成 27 年 3 月末現在、和解案件については 45 万 5 千円、他 1 件は 9 万円の納入がありました。

(雇用対策課)

#### (2) 三重県ふるさと雇用再生特別基金事業主一時金返還請求権

法律相談の結果、当該財産から回収できる可能性は非常に低いという回答でした。この結果、当該債権は、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例に基づく徴収停止の要件に該当するため、徴収停止の措置をとりました。

(雇用対策課)

#### (3) 中小企業高度化資金

平成 26 年度未収金回収金額（違約金を含む）：48 件、2 億 6,399 万円（平成 27 年 3 月 31 日現在）

(中小企業・サービス産業振興課)

#### (4) 中小企業設備近代化資金

平成 26 年度未収金回収金額（違約金を含む）：19 件、379 万円（平成 27 年 3 月 31 日現在）

(中小企業・サービス産業振興課)

#### (5) サンアリーナ使用料

配達証明郵便による催告状の発送の結果、送付先での所在を確認できましたが、債権回収には至っていません。

(観光政策課)

### (イ)

#### (1) 適正な事務処理を行うことができました。

(雇用経済総務課)

## 平成 27 年度以降（取組予定等）

### (ア)

#### (1) 中小企業従業員住宅家賃下料

今後も、定期的に電話や訪問による督促等を行い、納入が滞らないよう管理していきます。

(雇用対策課)

#### (2) 三重県ふるさと雇用再生特別基金事業主一時金返還請求権

徴収停止の措置を採った日から 3 年経過すると、同条例に基づく債権放棄の要件に該当するため、3 年経過後に徴収停止事由に該当しているかどうか再確認した後、債権放棄を行う予定です。

(雇用対策課)

#### (3) 中小企業高度化資金

「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「同施行規則」及び「中小企業高度化資金貸付金債権管理要綱」等に基づき適正に債権管理・回収を行います。具体的には、中小機構の「都道府県の債権管理に関する対応方針」に基づき、「正常先」、「再生支援先」、「回収処理先」に債権分類を行い、適切な債権管理・回収を実施していきます。

- ・ 正常先については、組合・組合員企業等を積極的に訪問し、経営状況の把握を行うとともに事業等の改善指導等を行います。また、延滞の未然防止の観点から、単年度、複数年度の条件変更により、企業の体力回復を図るための対策を講じます。
- ・ 再生支援先については、定期的に訪問し、経営状況の把握を行うとともに、返済状況を見守りながら、継続的な経営支援を実施し、返済額の増額を図っていきます。
- ・ 回収処理先については、競売、任意売却等により担保物件の処分を進めるとともに、必要に応じて弁護士等へ回収業務、法的措置等の委託を行っていきます。また、連帯保証人の資産調査等を実施して返済能力を考慮した保証債務の履行を求めています。

(中小企業・サービス産業振興課)

#### (4) 中小企業設備近代化資金

引き続き債権回収会社であるサービサーに債権回収業務を委託し、債務者別処理方針を策定のうえ債権管理・回収に取り組みます。

(中小企業・サービス産業振興課)

#### (5) サンアリーナ使用料

今後については、回収可能性や回収コスト等を十分考慮しつつ、面談を含めた催告の実施のほか、所在調査や財産調査等の対応を進めるなど、収納未済額の減少に努めます。

(観光政策課)

### (イ)

#### (1) 引き続き適正な事務処理に努めます。

(雇用経済総務課)

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 補助金等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 補助金</p> <p>(1) 【商店街の販売力向上支援事業費補助金】 ・補助金交付要領に定める変更手続きがとられていなかった。 <span style="float: right;">(中小企業・サービス産業振興課)</span></p> <p>イ その他支出事務</p> <p>(1) 報償費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 <span style="float: right;">(三重県営業本部担当課)</span></p> <p>(2) 通信運搬費の支払金額誤りにより歳出戻入を行っていた。 <span style="float: right;">(工業研究所)</span></p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 補助金</p> <p>(1) 【商店街の販売力向上支援事業費補助金】 交付決定を行った補助事業者については、事業にかかる内容や進捗状況をヒアリングし、事業内容に変更がある場合はすみやかに手続きを行うように、指示を行いました。 <span style="float: right;">(中小企業・サービス産業振興課)</span></p> <p>イ その他支出事務 支出事務については、注意喚起や複数職員によるチェック体制の強化を行い、再発防止に努めました。 <span style="float: right;">(三重県営業本部担当課、工業研究所)</span></p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 補助金</p> <p>(1) 【商店街の販売力向上支援事業費補助金】 経費配分の変更にかかる承認申請書、事業期間の延長にかかる遅延等報告書が、すみやかに提出されました。 <span style="float: right;">(中小企業・サービス産業振興課)</span></p> <p>イ その他支出事務 注意喚起や複数職員によるチェック体制の強化を行った結果、職員の支出事務に対する意識の向上を図ることができました。 <span style="float: right;">(三重県営業本部担当課、工業研究所)</span></p>
<p><b>平成 27 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 補助金</p> <p>(1) 【商店街の販売力向上支援事業費補助金】 今後も、交付決定事業者に対して事業にかかる内容をヒアリングし、進捗状況を把握していきます。 <span style="float: right;">(中小企業・サービス産業振興課)</span></p> <p>イ その他支出事務 同様の事案が再度発生しないよう、複数職員によるチェック体制の強化を図るなど、適切な事務処理に取り組んでいきます。 <span style="float: right;">(三重県営業本部担当課、工業研究所)</span></p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見          (3) 財産管理等の状況          財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 金品亡失          (1) 公用車の損傷（修理代 225,036 円）</p> <p style="text-align: right;">(エネルギー政策・ICT活用課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容          講演会終了後の帰路に三重県総合文化センター立体駐車場から移動の途中、立体駐車場の柱に接触し、左側面後部を損傷したものです。事故原因は、運転者の不注意によることから、今回の事象について課内職員と共有し、公用車による事故防止など物品の管理を適正に行うよう課内職員に周知徹底を図りました。</p> <p>2 取組の成果          (1) 職員の交通安全意識の高揚が図れ、平成26年度には公用車による交通事故は発生していません。</p> <p><b>平成 27 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 今後も、所属での交通安全研修の実施や他で開催される交通安全研修に積極的な参加を行うなど、交通安全意識の高揚を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>(ア) 工事、物件等における入札中止状況</p> <p>事務処理誤りにより入札を中止した事案が9件あったので、今後、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 物件等で入札を中止したものが2件あった。 (雇用経済総務課)</p> <p>(2) 物件等で入札を中止したものが1件あった。 (三重県営業本部担当課)</p> <p>(3) 物件等で入札を中止したものが6件あった。 (工業研究所)</p> <p>(イ) その他事務管理体制</p> <p>事務管理体制について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 証明書交付事務において、押印の無い交付申請書に基づき証明書を交付しているものがあった。 (雇用対策課)</p> <p>(2) 三重県職業能力開発協会が実施する技能検定基礎2級実技試験において、技能検定委員が採点基準を持参しなかったため、実技試験を延期していた。 (雇用対策課)</p> <p>(3) メールの誤送信により、送信先の企業名・部署名・担当者名・メールアドレスを流出していた。 (ものづくり推進課)</p> <p>(4) 平成25年度定期監査結果報告書における業務委託契約に関する意見について、その後一部適切な措置が講じられていなかった。 (地域資源活用課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成26年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(ア) 工事、物件等における入札中止状況</p> <p>仕様書記載誤りをなくすため、複数の担当者で仕様書の確認を行うよう徹底し、チェック体制を強化しました。 (雇用経済総務課、三重県営業本部担当課、工業研究所)</p> <p>(イ) その他事務管理体制</p> <p>(1) 審査時のチェックが不十分だったことが原因と思われるため、交付申請書における申請者の押印を確認するよう、注意喚起を行いました。 (雇用対策課)</p> <p>(2) 平成26年1月から、採点基準は試験当日、三重県職業能力開発協会職員が持参し、試験会場において技能検定委員に直接手交するように改めました。 (雇用対策課)</p> <p>(3) 再発防止策として平成25年9月25日、以下の要旨の課内申し合わせを行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報を含む非公開ファイルの明確化        メールングリストなど個人情報を多数含むファイルは、公開可能なものとそうでないものを明確に区分し、非公開扱いのものについては、不適切な処理を防止するためファイル名の冒頭に【個人情報】と明記し、フォルダ管理上も、その他のファイルと区分して保存する。</li> <li>・メール送信時の第三者によるチェック        メールを多数の宛先に一斉送信するような場合は、送信ボタンを押す前に、担当者が一度チェックした上で、さらに画面上で第三者が、誤字脱字、不適切表現の有無、送信先、添付ファイルの内容等についてチェックする。        平成26年度も引き続き同様の対応を取っています。 (ものづくり推進課)</li> </ul> <p>(4) 起案・決裁時のチェック漏れが原因と思われるため、今後同様の契約がある場合は、契約伺いに文言を記載すべきことを再確認し、課内に周知徹底を図りました。 (地域資源活用課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(ア) 工事、物件等における入札中止状況</p> <p>複数職員によるチェック体制の強化を行った結果、職員の入札事務に対する意識の向上を図ることができました。 (雇用経済総務課、三重県営業本部担当課、工業研究所)</p> <p>(イ) その他事務管理体制</p> <p>(1) 審査時のチェック意識の向上につながり、適正に事務処理を行っています。 (雇用対策課)</p> <p>(2) 試験当日、直接手交することに改めて以降、試験は適正に実施されています。 (雇用対策課)</p> <p>(3) 本件申し合わせによる対応を始めてから、当課では同件事象は起こっていません。</p>

(4) 課内への周知徹底により、より明確な意識づけとチェック意識の向上につながりました。  
(ものづくり推進課)  
(地域資源活用課)

平成 27 年度以降（取組予定等）

(ア) 工事、物件等における入札中止状況

同様の事案が再度発生しないよう、複数職員によるチェック体制の強化を図るなど、適切な事務処理に取り組んでいきます。

(雇用経済総務課、三重県営業本部担当課、工業研究所)

(イ) その他事務管理体制

(1) 引き続き、適切な事務処理に努めます。

(雇用対策課)

(2) 引き続き、適正な試験実施を推進します。

(雇用対策課)

(3) 平成 25 年 9 月 25 日に課内申し合わせした再発防止策を継続します。

(ものづくり推進課)

(4) 引き続き、適切な事務処理に努めます。

(地域資源活用課)

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 自損事故（物損額：県 115,500 円）</p> <p style="text-align: right;">（ものづくり推進課）</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 26 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>交通安全は普段から、繰り返し職員にその重要性を周知し、安全運転を意識付けさせることが大切であることから、毎朝の課内ミーティングの際に、公用車の運行、取り扱いには十分留意するよう、平素から周知をはかっているところです。</p> <p>また、出納局出納総務課が行っている平成 26 年度交通安全講習会についても課員に周知を行う等、事故防止に向けた外部の有識者の説明を聞く機会等も活用し、職員の交通安全に対する意識の向上に努めているところです。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>職員の交通安全意識の高揚が図れ、各職員いずれも交通ルール、マナーを守った運転を行っています。</p> <hr/> <p><b>平成 27 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>今後も</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝礼を活用した安全運転の周知</li> <li>・外部講師等による交通安全研修会への参加周知</li> </ul> <p>に取り組んでいきます。</p>